

平成24・25年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究(第7報)

児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第6期(2010年4月から2012年3月まで)

研究代表者	吉田 恒雄 (駿河台大学法学部)
共同研究者	鈴木 博人 (中央大学法学部)
	田澤 薫 (聖学院大学人間福祉学部)
	横田 光平 (同志社大学大学院司法研究科)
	岩下 雅充 (筑波大学ビジネスサイエンス系)
	加藤 洋子 (洗足こども短期大学)
	阿部 純一 (鹿児島大学法文学部)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成24・25年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究(第7報)

児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第6期(2010年4月から2012年3月まで)

子どもの虹情報研修センター

## はじめに

本研究は、第6期として2010年4月から2012年3月までの間の児童虐待に関する法律、通知、判例、研究の動向を明らかにすることを目的としている。これらに関連して、児童虐待に関する司法関連の統計、事件や出来事を整理した年表及び文献リストを付している。この時期は、児童虐待に関する親権制度をめぐる民法・児童福祉法等の改正の議論が本格化し、さまざまな議論を経て2011年5月に法改正が行なわれ、その施行のための通知等が発出され、改正法施行の準備がなされた時期である。研究面においても、法改正及び児童虐待に関する法制度改革に関する論稿や新たな課題に関する研究が深められた時期でもある。

児童虐待に関する親権の問題については、児童虐待防止法成立前から、虐待された子どもの保護と支援に対して「親権の壁」が重大な障壁となっていることが指摘され、通知や判例等による対応がなされ、または面会通信等の個別の場面での親権制限により対応されてきた。しかし、基本法たる民法については、長い間、抜本的改正がなされなかった。この間、国会では児童虐待防止法等の改正の際の附則で親権制度の見直しが求められ、2011年によりやく民法の親権・未成年後見等の改正とともに児童福祉法の改正も実現した。この改正をめぐるのは、法学研究者、社会福祉研究者だけでなく、法曹関係者、社会福祉の実務家からもさまざまな提言がなされ、児童虐待の実態や対応の実情、被虐待児保護の現場の実態に留意した改正が行われた。

児童虐待への対応についても、度重なる重大な虐待事例の発生に対する世論の厳しい指摘もあり、児童相談所をはじめとする関係機関の積極的な対応を求める声が高まってきた。厚生労働省による「子ども虐待による死亡事例等の検証」もこの時期までに7回行われ、乳幼児虐待への対応等、検証により明らかにされた課題に対する通知が発出された。この時期は、学校・教育委員会や警察との連携の強化の必要性が強調され、関連する通知も少なくない。総務省による行政評価結果も公表され、社会全体による虐待への適切な対応が強く求められるようになってきた。

第5期に続いて、虐待された子どもの受け皿となる社会的養護の改革も行われている。これと並行して地方分権の流れから、児童福祉施設最低基準を地方自治体の条例に委ねる「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定され、これにあわせて職員配置基準等の施設基準の改定も行われた。

研究面では、児童虐待防止法制度に関する比較法研究が進められ、個別の国の研究だけでなく、制度のあり方に関する議論が活発になってきた。社会的養護においては、児童福祉法改正による「被措置児童等虐待（施設内虐待）」に関する研究が深められ、臓器移植法の改正においては虐待問題との関係が論じられた。刑事法分野においても虐待に関する刑事法全体を対象とする研究が進められるとともに、前期に続いて司法面接に関する議論も深化している。性的虐待については、対応のガイドラインが示され、わが国における性虐待への本格的対応が始まったとみることができる。

以上のように、今期においては民法・児童福祉法の改正を中心に、児童虐待に関する法的対応のあり方とともに、法制度の方向性、法と福祉の連携等、研究の対象の広がりをみることができる。それとともに、続発する虐待重大事例にかかわる研究や臓器移植等、新たな課題に対する研究等、児童虐待に関する法学的研究が広がってきていることをうかがわせる。次期では、改正民法・児童福祉法の運用の実情や司法面接の実施状況、家庭的養護、里親養育の促進の状況やそれに伴う新たな課題などが論じられることになる。また、保護と支援をめぐる課題として、警察と児童福祉の連携、役割分担がさらに活発に議論され、次の法改正につながる可能性もある。虐待防止をめぐる厳しい状況が続く

なか、虐待対応としての発生予防施策の充実とともに、さまざまな可能性を追求して、新たな制度作りと体制の強化、運用の工夫が求められることになろう。

本報告書が、これまでの児童虐待防止施策がたどってきた道を明らかにし、今後の制度の見直しと体制強化の方策を検討する一助となれば幸いである。

最後になりましたが、本研究を進めるにあたって、子どもの虹情報研修センターの川崎二三彦先生、相澤林太郎先生には、事務的な面や編集面でたいへんお世話になりました。厚く御礼申し上げます。

2015年1月

児童虐待法学文献研究会を代表して  
吉田恒雄（駿河台大学）

# 目 次

I 序論	1
1 研究の目的	1
2 研究の方法	1
3 研究の時代区分	1
<略語>	
II 法令・判例および法学研究の動向	2
1 全体の動向	2
(1) はじめに	2
(2) 法改正および通知等	2
(3) 判例	4
(4) 研究動向	4
2 法令の動向	8
(1) 法律改正	8
(2) 通知	9
3 判例の動向	14
(1) 刑事法	14
4 法学研究の動向	16
(1) 児童福祉法分野	16
(2) 刑事法分野	21
(3) 児童福祉分野	25
(4) 非行・教護分野	31
(5) 教育分野	32
(6) 医療・保健・心理分野	36
III 主要判例解説	43
1 刑事法分野	43
2 行政法分野	44

IV	主要文献・調査解説	47
1	児童福祉法分野	47
2	刑事法分野	50
3	憲法・行政法分野	53
4	児童福祉分野	54
5	教育分野	58
6	非行分野	59
7	医療・保健・心理分野	59
	<b>【補遺】</b> 第4期民法学の動向	61
	<b>【補遺】</b> 第4期民法分野主要文献・調査解説	63
資料1	児童虐待関係通知	71
資料2	児童虐待関係文献リスト	77
資料3	日本における児童福祉に関する年表 －児童虐待防止を中心に－ 2010年～2012年（2013年・2014年）	104
資料4	児童虐待司法関係統計	111
	表A 児童福祉法28条の事件	
	表B 親権または管理権の喪失の宣告及びその取消し（全国家庭裁判所）	
	表C 親権喪失等・児童福祉法28条の新受件数	
	表D 親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て（全国家庭裁判所）	
	表E 児童との面会又は通信の制限の申立て（全国家庭裁判所）（特別家事審判規則18条の2）	
	表F 児童の身辺へのつきまとい又は住所等の付近のはいかい禁止の申立て（全国家庭裁判所）（特別家事審判規則18条の2）	
	表G 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（児童福祉法28条6項）	
	表H 施設入所等の措置の期間の更新回数（児童福祉法28条2項）	
	表I 児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数	
	表J 児童相談所における知事勧告件数及び家庭裁判所勧告件数	
	表K 児童相談所における児童虐待相談の対応件数（立入調査・警察官の同行）	
	表L 嬰兒殺の検挙人員	
	表M 児童虐待に係る検挙件数・検挙人員	
	表N 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（事件別）	
	表O 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（年別）	

# I 序論

## 1 研究の目的

本研究は、2010年4月から2012年3月までの、すなわち児童虐待に関する親権をめぐる法改正の議論が本格化し、これら改正法が施行されるまでの間の児童虐待に関する法令・判例および法学研究の動向を分析し、この時期の児童虐待に関する法制度の変化や虐待対応の動向、研究の意義を法学、社会福祉学、心理学等の観点から明確にすることによって、その後におけるさまざまな児童虐待問題に対する法的対応に与えた意義ないし影響を探ることを目的としている。

## 2 研究の方法

本研究は、児童虐待に関する法律、通知、法的問題を扱う文献および調査・統計資料を対象に分析する。

本研究で対象としたのは、児童虐待に関する法学（民法、刑事法、憲法、行政法、児童福祉法）の文献、判例（民法、刑事法、憲法、行政法、児童福祉法関連）及び法律・通知等の法令、児童虐待関連の論文、図書、研究調査報告書等である。その他、法学分野以外の分野の文献で、児童虐待への法的対応に影響を与え、または影響を受けた社会福祉、心理、教育、医学、保健等の分野の文献も対象とした。

これらの文献や資料は、国会図書館雑誌記事文献目録や法学文献判例情報等のデータベースをもとに検索し、中央大学図書館、日本女子大学図書館、国会図書館等の図書館を通じて入手した。

## 3 研究の時期区分

第6期は、2010年4月から2012年3月までの時期を対象とする。内容となるのは、児童虐待防止法・児童福祉法、民法等の改正、施行に関する通知、改正された児童虐待防止法の解説や改正法の課題や新たに明らかにされた虐待対応上の課題に関する研究等、である。内容によっては、かならずしもこの時期には属さないが、今回の研究に密接に関連する資料等も対象に検討した。その他、第4期の報告書で掲載できなかった民法分野の主要文献・調査解説を「補遺」として掲載した。

なお、民法分野については、担当者の都合により今期では掲載できなかったため、次期に「補遺」として掲載する予定である。また、判例としては、刑事法、行政分野の判例を紹介しているが、今期は児童虐待に関連する民法・児童福祉法分野の公表判例は見いだせなかったため、この報告書では紹介することができなかった。

第7期は2012年4月以降の動向等を対象に作業を進める予定である。

### <略語>

- ・判時：判例時報
- ・判タ：判例タイムズ
- ・家裁月報：家庭裁判月報
- ・民集：最高裁判所民事判例集
- ・刑集：最高裁判所刑事判例集

## II 法令・判例および法学研究の動向

### 1 全体の動向

#### (1) はじめに

今期は、法令等については、2011年に成立した児童虐待防止に関連する民法・児童福祉法等の改正とそれに関連する通知、児童虐待等重大事例検証に関連する通知の他、臓器移植、社会的養護制度改革に関連する通知が数多く発出されている。判例としては「被害児童の告訴能力」に関する刑事判例が公表された。

研究の動向としては、児童福祉法関係では児童虐待防止法制度に関するシンポジウム報告や個別の外国法研究が、刑事法では児童福祉と警察との連携、司法面接に関する論稿を数多く見ることができた。臓器移植と虐待の問題については、刑事法のみならず児童福祉や医療分野でも活発な議論が行われた。児童福祉分野では、被措置児童虐待に関する研究や虐待防止における保育所の役割、里親制度に関する論稿にみるべきものがある。教育分野の研究としては、児童虐待防止に関する学校の認識、役割の変化を指摘する研究、教育課程における児童虐待の扱いについても模索が始まった。保健・医療・福祉分野では、民法改正の影響もあり、医療ネグレクトに関する研究の進展が著しい。死亡検証（デスレビュー）については、従来の厚生労働省の死亡検証報告（第7次・第8次報告）のゼロ歳児についての対応以外に、新たな動きのあることが紹介されている。

#### (2) 法改正および通知等

##### ① 法改正

今期の法律関係での最大のトピックは、2011年5月に「民法等の一部を改正する法律」が成立したことである。これまで、児童福祉法や児童虐待防止法改正に際して、児童虐待防止法制度の根幹をなす民法の親権部分の改正の必要性が繰り返し主張されてきたが、今期に至ってようやく実現した。これにより民法では親権停止制度の創設、親権喪失宣告の要件の見直し、未成年後見制度の改正等が行われた。あわせて、児童福祉法における親権関係の規定—児童福祉施設入所中や一時保護中の子どもの親権にかかわる規定等—が改正された。また、2011年8月には、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定され、「施設・公物設置管理の基準」に関する義務付け、枠付けの見直しが行われ、これまでの児童福祉施設最低基準が「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」として条例に委任されることになり、都道府県等が条例で施設基準を設けることができるようになった。これを契機として、社会的養護制度の大規模な改正が行われ、里親委託優先の原則や家庭的養護の推進が図られるとともに、養護の質の向上が求められるようになった。



## ② 通知

### i) 民法・児童福祉法等の一部改正

2011年の民法・児童福祉法等の改正に関して、多くの施行通知が発出されている。

児童福祉法47条4項では親権者等が児童福祉施設長、児童相談所長、里親等の行う監護・教育・懲戒を不当に妨げてはならないとされた。この点は国会の審議で論点となり、これを明確にすべきとの付帯決議も行われたことから、「不当に妨げる行為」の意味や対応に関する通知、ガイドラインが詳細に示された。法改正に伴って、「児童虐待防止対策支援事業」や「子ども虐待対応の手引き」、「児童相談所運営指針」も改正された。

### ii) 社会的養護制度改革

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴い、その施行に関する通知、施設基準に関する通知が数多く発出されている。社会的養護における里親委託の推進に関連して、「里親委託ガイドラインについて」が策定され、里親支援のための相談員等も配置された。里親及びファミリーホームにおける養育の質の確保のための「里親及びファミリーホーム養育指針」も定められた。さらに社会的養護の質の向上を目的に、施設長の資格要件の明確化及び研修の義務化、第三者評価等の義務化も図られた。

### iii) 児童虐待等重大事例検証関係

児童虐待等重大事例検証の第7次報告に関連して、地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証対象のあり方が見直された。また同報告でとくに問題となった「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に関する相談体制や連携体制、職員の質の向上」を求める通知が発出され、重大事例の検証にもとづき虐待対応の見直しが積極的に行われた。

### iv) 児童相談所の体制強化

「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」の改正により、児童福祉司の担当区域を定める基準が、これまでの「人口おおむね5万から8万まで」に代えて、「4万から7万まで」が標準とされた。他に、児童相談所の体制強化として児童福祉司等の研修の強化を求める通知が発出された。

### v) 一時保護所関係

一時保護の充実に関する通知として、児童相談所からの一時保護委託を受ける里親等に対し、新たに一時保護委託手当を支弁することとし、対象となる子ども、経費等について定められた。一時保護所における心理療法担当職員や個別対応職員の配置義務化に対応するため、児童相談所に付設する一時保護所への専任の心理療法担当職員の配置、個別指導等を行う個別対応職員の配置、乳児が入所している一時保護所における看護師の配置が定められた。

### vi) 通告の促進

児童虐待防止の広報・啓発により児童相談所等への通告や相談が促進されることが期待されることに伴い、通告者及び通告内容の情報管理について改めて児童相談所職員等、通告にかかわる職員に対し徹底を図る通知が発出された。とくに教育機関に対しては、児童相談所との情報共有、要保護児童対策地域協議会における情報共有、研修講師の派遣等、学校・教育委員会の一層の連携強化を働きか

けるよう求められた。

#### vii) 行政評価報告書

総務省による児童虐待防止の政策評価報告書が2012年1月に公表され、厚生労働省、文部科学省に対して虐待の予防、対応等に関する勧告がなされた。

#### viii) その他

その他、虐待された子どもが臓器移植の対象となることを防止するための通知や、大阪市2児ネグレクト死事件に関連して、居所が特定できない事案への対応や安全確認の方法等に関する通知が発出された。

(吉田恒雄)

### (3) 判例

#### ① 刑事法分野

児童虐待に関する刑事事件では、被害児童による告訴の有効性を問題とする裁判例（名古屋高金沢支判平成24年7月3日、平成24年（う）第19号）があり、注目に値する。告訴能力（有効な告訴を行うための能力）の有無は起訴・不起訴を左右するため、一般に、低年齢の被害者本人について告訴能力が肯定できるのか否かは重要な問題である。本件は、少女に対する強制わいせつの事件であるが、第一審は、10歳11か月の少女の告訴能力について相当な疑問が残るため告訴の有効性を認めず、公訴棄却を言い渡したのに対して、控訴審は、当時の少女が告訴能力を備えているものと判示して、原判決と正反対の結論を示した。告訴能力の意味内容に関しては、本件の控訴審がそうであるように高い能力を要求しない見解に対し、取調べ・公判廷で供述・証言するといった後々の負担を被害者が了解しないまま刑事手続に関与させられてしまうという問題点も指摘されている。もっとも、高い能力を要求すればかえって制裁を求める被害者の意思を無にしてしまうという批判もあり、これまでの裁判例でも見解が分かれていた。

なお、第6期は裁判員制度が本格的に動き出した時期であり、児童虐待による死亡の事件は総じて裁判員裁判の対象となった。この種の事件における量刑の傾向や手続のありように変化が生じるのかどうかについて、時間をかけて注視することが必要であろう。

(岩下雅充)

### (4) 研究動向

#### ① 児童福祉法分野

今期は、民法・児童福祉法等の改正に関する文献が数多く得られ、比較法研究についてはいくつか学会報告、特集がなされている。

社会保障法学会は「近親者からの虐待・暴力に対する法制度の課題—各国比較を踏まえて—」をテーマにシンポジウムを開催した（古橋他・2011）。ここでは必ずしも児童虐待に限定せず、配偶者暴力や高齢者暴力を含めた検討がなされている。日本法政学会も「シンポジウム 虐待防止法に関する総

合的研究」を行った。個別の外国法研究としては、フランス法、スウェーデン法、アメリカ法、ニュージーランド法、韓国法、イギリス法の研究が著された。

2008年の児童福祉法改正により法制化された被措置児童等虐待（児童福祉法33条の10以下、施設内虐待）については、雑誌「子どもと福祉」4号が特集を組んでいる。また、被措置児童等虐待届出制度の実施状況については、厚生労働省のホームページで報告されている（[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/04.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/04.html)）。その他、施設内虐待防止の取組みの紹介や調査報告がなされている。

性虐待については、2011年に厚生科学研究事業として「性的虐待対応ガイドライン」が作成され、運用されたことで、わが国における性虐待対応が本格化した。その他、弁護士実務の経験をもとに、性虐待対応の状況を紹介し、制度上の問題点を指摘して法改正の提言をする論文が見られた。

児童虐待への対応に関しては、重大事案への介入の段階では、現在以上に積極的な介入の必要性を主張する論稿がいくつか発表された。

今期の重要なトピックである児童虐待防止に関する民法・児童福祉法等の改正については、公表された改正案を論じる文献、改正法成立を受けて立法担当者や法律や児童福祉関係者から実務に及ぼす影響等に関する論稿が数多く著された。

(吉田恒雄)

## ② 刑事法分野

第6期においては、児童虐待の認知から事件の捜査、公判手続、虐待者の刑事処遇という一連の過程のそれぞれに生じうる法的問題を包括的に論じた共同研究が多くみられるようになったことや、それぞれの過程における個々の問題を深く掘り下げて検討する文献も多くなった。

福祉機関と警察との連携に関していえば、警察と福祉機関が個別の事案での連携や平素の連携を推進するという方向性は、改訂された「子ども虐待対応の手引き」や各種の通知・通達によっていっそう明確化した。このような状況にあって、認識の共有に向けた枠組みの構築や個別の事案での有機的な連携にという点に関しては、必要性の主張や体制づくりの提案が一段と具体的になされるようになってきている。これらを受けた現場の変化については、児童相談所への警察官・警察官OBの配置の拡がりもたらす影響とともに、さらなる研究が必要な状況にある。

一般に司法面接と呼ばれる手続については、刑事法分野でも第5期に引き続いて関心がいっそう高まっている。日本弁護士連合会が「子どもの司法面接の導入を求める意見書」において司法面接を制度として導入するよう提言したことは、その一例である。また、多くの児童相談所で司法面接の方法論を取り入れた手続が試行されているという状況にある。他方で、司法面接をめぐる議論にはふくらみが出るようになった。日弁連の意見書は、複数の観点から制度のあり方を検討している。また、この種の面接は捜査の目的と児童福祉の目的を併有するため、制度の導入にあたって関係者に変化が求められることも強く指摘・意識されるようになった。もっとも、現在の刑事司法制度のもとでは、司法面接のような手続によって得られた資料を証拠として活用することに限界があるため、法解釈論や

制度論の進展が必要であるという見解も散見される。

臓器移植法の改正と児童虐待の関係について、2009年に改正された「臓器の移植に関する法律」は、脳死状態になった15歳未満の子どもからの臓器の摘出を許したことにともない、児童虐待を受けて死亡した疑いについて移植医療にたずさわる者が適切に確認・対応すべきものと定めて、「虐待が行われた疑いがある児童」から臓器が摘出されないような体制の構築を臓器提供施設に要請している。

(岩下雅充)

### ③ 児童福祉分野

被虐待児童の生活支援の観点からと被措置児童等虐待防止の観点からとの両側面の関心から、社会的養護に関する研究が多くみられた。2009年4月施行の改正児童福祉法で新設された、施設職員等による被措置児童等虐待に関して都道府県市等が届出・通告を受けて調査等を行った状況を公表する制度に応えた報告書（厚生労働省「平成23年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況について」（2012年10月15日、厚生労働省HPにて公表））の結果をうけて、社会的養護の実務レベルでの議論が生まれている。

また、保育所に対する児童虐待防止への関与機関としての期待が強まる実態をうけて、保育所ないし保育士と児童虐待に関する研究がみられるようになってきた。加えて、保育所利用中の児童の被虐待死亡事例の検証を契機として、児童の保護者もまた児童福祉支援の対象であった事例と、里親等の社会的養護の対象児童の保育所利用事例について、保育所の果たすべき役割の模索が始められた。

民法改正を巡り里親制度に関しても活発な議論がみられた。里親を取り巻く公的機関の関与により養育の分担を図る方向性が検討され始めている。

児童相談所に、警察職員や学校教職員の配置が進められるようになってきた実態を受け、特に行政関係者による実態確認と情報公開や広報を意図した報告が見られた。今後、法制度の解釈も含めた本格的な検討を要する領域とみられる。

### ④ 非行・教護分野

児童福祉全般における社会的養護への着目と同じ方向性のなかで、児童自立支援施設に対しては、児童自立支援施設が備えている被虐待児童保護の社会的養護面での特質と、施設内虐待事件防止の側面との双方からの検討が見られた。

### ⑤ 教育分野

学校の関わり方が問われる児童虐待の事例が度重なったことを通して、児童虐待防止に関する学校の認識が変化してきた。全ての子どもと家庭と、虐待が起こる以前から継続的に関わることができる機関であるとの理解にたつて、性虐待も含めた虐待発見に学校が大きな役割を果たし得るという意識がもたれるようになってきた。学校の問題意識の開眼は、長期不登校児童に対する認識の変化でもある。

加えて、2011年に障害者虐待防止法が成立した影響が、早々に学校教育における児童虐待対策に認

められた。また、2009年に学校保健法が一部改正されるとともに学校保健安全法（平成21年法律第76号）として改題されたことを契機として、児童虐待は学校生活における心の健康問題の一つとして捉えられるようになった。児童虐待を一例とする子どもの心の健康問題に向き合うためには、ひとり養護教諭にのみ保健指導を任せておける状況ではないという認識が、学校教育における共有理解となってきた。要保護児童対策地域協議会への参画、スクールソーシャルワーカーの活用、児童相談所との連携のとりかた等が、学校行政の場で課題認識として上がっている。

一方で教育課程における児童虐待の扱いも模索が始まった。高等学校の「家庭」では「子どもの虐待」が取り上げられることになった。その具体的な授業内容の検討についてが、今後の課題となっている。

（田澤薫）

## ⑥ 医療・保健・心理分野

医療・保健・心理分野からみた第6期の動向で特記すべきことは、医療ネグレクトへの対応である。2010年の『医療ネグレクトへの対応手引き』（厚生労働省）の発行を契機に、現場では医療ネグレクトへの適切な対応が行われるようになり、徐々に対応のための体制も整備されていく。研究領域においては、医療ネグレクトの定義と対応についての議論が活発になり、『子どもの虐待とネグレクト』第12巻第3号（2010年11月、日本子ども虐待防止学会）では特集が生まれ、それぞれの分野の研究者が医療ネグレクト対応の難しさや対策について検討している。法領域においては、「医療ネグレクト」により子どもの生命・身体に重大な影響がある場合について、これまで親権喪失宣告の申立て等により対応していたが、2012年4月1日に施行された「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）により、親権の停止制度を活用して対応する形となった。

死亡検証（デスレビュー）の動向では、従来の厚生労働省の死亡検証報告（第7次・第8次報告）で指摘されているゼロ歳児についての対応以外にも、新たな動きが出てくる。それは、日本小児科学会と国立成育医療研究センター（東京）が2012年より進めている虐待死防止・虐待死亡事例の見逃し防止を視野に入れたチャイルド・デス・レビュー（CDR）制度の確立である。その他、第6期は、助けることができた命を失うこととなった重大な死亡事件が多発した。一つは2010年の東京都江戸川区の小学1年男児の死亡事件であり、子どもに関わる関係機関の連携・学校における虐待対応の難しさを浮き彫りにした。もう一つは2010年7月に起こった大阪市西区の幼児2名のネグレクト死亡事件である。その事件を通して、安全確認の問題が提起された。上記の二つの事件には、通報された関係機関が動いていたにもかかわらず、子どもたちを救うことができなかったという共通点がある。日本の虐待対策の盲点を明らかにした死亡事件であった。

その他、2010年には臓器移植ガイドラインの改正が行われ、虐待を受けた子どもの臓器移植はできないことが明記された。保健領域では妊娠期から行う虐待予防の活動が活発になり、妊娠期における虐待予防に関する通知が2011年には多数発出された。2012年の総務省の「児童虐待の防止等に関する政策評価」においても、乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業は、3歳未満の児童虐待の発生日防に関して一定の効果があったとする結果が出た。

第6期の心理・児童福祉分野では、施設内での性暴力への対応に関する実践と研究が行なわれるようになり、施設内の性暴力について、以前は発覚を恐れて見て見ぬふりや隠してしまう傾向、あるいは、そのようなことは発生しないと真っ向から向き合わなかった状態から抜け出しつつある状況が示された。それらは、2008年の児童福祉法改正により規定された被措置児童への虐待防止の動きの影響とも理解できる。

(加藤洋子)

## 2 法令の動向

### (1) 法律改正

#### ① 民法・児童福祉法等の改正

2011年5月27日に「民法等の一部を改正する法律」が成立し、翌2012年4月1日から施行された。この法律により、児童虐待の防止を図り、子どもの権利利益を擁護する観点から、親権停止制度の創設、親権喪失、未成年後見制度の改正といった民法改正の他、児童福祉施設入所中や一時保護中の子どもに対する親権行使等に関する児童福祉法の改正も行われた。

被虐待児の保護のためには、これまで児童福祉法、児童虐待防止法等による対応がなされてきたが、虐待親の中には親権を主張して虐待を正当化し、保護された子どもの引き渡しを求めるなど不当な主張をする者があり、親権の根拠たる民法の改正が求められていた。また、児童福祉施設に入所する子ども等、社会的養護のもとにある子どもの親権に関して、子どもの自立や医療等をめぐり、施設長や児童相談所長と親権者が対立する場面も少なくなかった。これらの状況から国会では、これまで国会では2度にわたり児童虐待防止法等の改正法で親権規定の見直しを図る旨の附則が規定されていた。今回の民法等の改正は、こうした状況を受けての改正といえることができる。

主な改正内容は、以下のとおりである。

#### i) 親権関係

- ア.親権及び管理権の喪失原因の見直し（民法834条、835条）、親権停止制度の新設（民法834条の2）
- イ.親権喪失宣告請求権者の見直し（民法834、835条）
- ウ.児童福祉施設長等の権限と親権との関係の調整（児童福祉法47条2項、4項、5項）

#### ii) 未成年後見、親権代行関係

- ア.法人後見及び複数後見制度の創設（民法840条3項、842条の削除、857条の2）
- イ.里親委託中及び一時保護中の子どもで親権者・未成年後見人のない子どもに対する児童相談所長の親権代行（児童福祉法47条2項、33条の2第1項）

#### iii) その他

- ア.監護教育の権利義務における「子の利益」の明示（民法820条）、懲戒権規定の改正（民法820条、822条）
- イ.離婚後の監護に関する監護費用、面会交流に関する事項の追加（民法766条）
- ウ.親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護をする場合の都道府県児福祉審議会の意見聴取

(児童福祉法33条5項)

以上のうち、i) の・親権喪失、停止宣告の請求権者として子にも請求権が認められたが、この請求により子ども自身に不利益が及ぶおそれがある。この点については、同年に制定された家事事件手続法の「手続代理人」制度により意思能力のある子どもの裁判手続を行うことができるものとされた(同法23条)。また、i) ウの施設長等の権限と親権者等の権限の調整については、厚生労働省から「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン』について」(後述 平成24年3月9日厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0309第1号)が発出され、現場の対応で混乱が生じないように措置が講じられている。その他、ii) 未成年後見に関連して、厚生労働省の「児童虐待防止支援事業」に未成年後見支援事業が設けられ、その報酬や損害賠償責任について一定の支援がなされることとなった。

### 【参考文献】

植木祐子「児童虐待防止のための親権制度の見直し～民法等の一部を改正する法律案～」『立法と調査』320号(2011年9月) 3-11頁

## ② 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定

地方分権改革推進計画(2009年12月15日、閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備(42法律)を行うものとされ、その第1次一括法として「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が2011年8月に制定された。この法律の目的は、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、義務付け・枠付けを見直すことにある。その内容として、「施設・公物設置管理の基準」に関する義務付け、枠付けの見直しが行われることとなった。児童福祉に関しては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が条例に委任されることになった。

## (2) 通知

### ① 民法・児童福祉法等の一部改正

2011年の民法・児童福祉法等の改正に関して、多くの施行通知が発出されている。「民法等の一部を改正する法律に係る運用上の留意点について」(平成24年3月9日文科省初等中等教育局初等中等教育企画課、特別支援教育課事務連絡)は、民法等の一部を改正する法律が2012年4月1日から施行されるに当たり、児童相談所長等の措置に対する親権者等による「児童の教育上支障を生じさせる」不当な行為に対する児童相談所長等の対応や児童相談所長の親権代行、親権停止制度等、児童福祉法の改正の趣旨及び運用上の留意点について周知を求めている。「『民法等の一部を改正する法律』の施行について」(平成23年6月3日厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0603第1号)は、民法等の一部改正法の施行を控えて、改正法の内容を示し、改正法の了知およびその遺漏のない運用、周知を求める通知である。「『児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイ

『ガイドライン』について」(平成24年3月9日厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発0309第1号)は、2011年の児童福祉法の改正により親権者等が児童福祉施設長、児童相談所長、里親等の行う監護・教育・懲戒を不当に妨げてはならないとされたことから(同法47条4項)、「不当に妨げる行為」についての考え方、事例、これらの行為があった場合の対応について示している。「児童福祉法第47条第5項に基づき児童福祉施設の長等が緊急措置をとった場合の都道府県知事又は市町村長に対する報告について」(平成24年3月27日厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発0327第1号、雇児福発0327第2号、雇児保発第1号、雇児母発03127第1号、障障発0327第1号)は、児童福祉施設長等は、入所中または委託中の児童等につき、親権者・未成年後見人のある者であっても、監護等に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができ(改正児童福祉法47条3項)、児童等の生命または身体の安全を確保するために緊急の必要があると認めてこれらの措置をとった場合(同条5項)の報告先について整理し、了知を求める通知である。緊急措置は親権者等の意に反してもとることができることから、同通知は、親権者等の意に反したかどうかを問わず緊急措置を報告すべき旨を明らかにするものである。「『民法等の一部を改正する法律』の施行等に伴う児童相談所運営指針の改正について」(平成24年3月21日厚労省雇用均等・児童家庭局長雇児発0321第2号)は、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、親権喪失、親権停止、管理権喪失の請求、未成年後見人の選任請求、里親委託中または施設入所中の児童等に関する里親、施設長等の監護、児童福祉法28条の審判の運用方法、未成年者への援助を定める通知である。

『民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令』及び『民法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令』の施行について」(平成23年12月28日厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発1228第4号)は、民法および児童福祉法の改正に伴う地方自治法施行令の一部改正により、大都市に関する特例として、所定の事務が都道府県の事務として追加されることに伴い、これらの事務を指定都市及び児童相談所設置市の処理する事務として追加されたことを示す通知である。

民法等の一部改正に伴って「児童虐待防止対策支援事業」も改正され、新たに未成年後見支援事業が設けられた(平成24年3月24日「児童虐待防止対策支援事業の実施について」厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0514第1号)。また、「児童相談所運営指針」も改正され、児童福祉施設長等と親権者等との権限の調整、親権喪失・親権停止、未成年後見人の選任等に関する改正の他、里親委託優先の原則、委託に際しての留意事項等が改正された(平成24年3月21日「児童相談所運営指針の改正について」厚労省雇用均等・児童家庭局長雇児発0321第2号)。

## ② 社会的養護制度改革

『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について」(平成23年10月28日厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発1028第1号)は、同法により児童福祉法45条等が改正され、



都道府県等が児童福祉施設の設備および運営について条例で定めることとされ、また当該条例を定めるにあたり、「従うべき基準」および「参酌基準」については厚労省令で定めることとされたところから、都道府県等が条例を定める際の基準として児童福祉施設最低基準の規定を、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」に区分するなど、所要の改正を行った旨の通知であり、改正法の概要を示している。

この通知に関連し、児童福祉施設最低基準、児童福祉法施行規則、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準等の改正が行われたことから、改正の趣旨及び内容を示す「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」（平成23年6月17日厚労省児童家庭局長、社会・援護局傷害保健福祉課長連名通知雇児発0617第7号・障発0617第4号）が発出された。

社会的養護においては里親制度の拡充も図られている。「里親委託ガイドラインについて」（平成23年3月30日厚労省雇用均等・児童家庭局長雇児発0330第9号）は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び児童相談所ならびに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関が協働し、より一層の里親委託の推進を図るため、里親委託の意義、里親委託の優先、里親委託される児童、保護者の理解、里親委託の方法、里親認定・登録、里親支援、委託された児童の権利擁護、里親制度の普及と支援の充実を定めたガイドラインに関する通知である。さらに里親支援については、児童福祉施設等に、新たに里親支援専門相談員を配置して里親支援を充実させることとした旨の「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0405第11号）が発出されている。

「児童福祉法施行規則及び里親が行う養育に関する最低基準の一部を改正する省令の施行について」（平成24年3月29日厚労省雇用均等家庭局長通知雇児初0329第14号）は、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に関し、2011年7月にとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」に基づき、「里親及びファミリーホーム養育指針」を定めることにあわせ、社会的養護制度が目指す家庭養護の理念をより明確にするため所要の改正を行った旨の通知である。

児童福祉施設最低基準の改正にあたり、社会的養護の質の向上を図る目的等から「児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成23年9月1日厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児初0901第1号）が発出された。この通知は、児童福祉施設最低基準の一部改正（施設長の資格要件の明確化および研修の義務化、第三者評価等の義務化）、児童福祉法施行規則の一部改正（親族里親等の要件の見直し、母子生活支援施設及び児童自立生活援助事業所の位置に関する情報の提供方法の見直し、家庭的保育事業に関する見直し）の内容を示す通知である。

### ③ 児童虐待等重大事例検証関係

第7次報告に関連して『『地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について』の一部改正について』（平成23年7月27日厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0727第7号）は、地方公共団体における児童虐待死亡事例等の検証対象の範囲、提言のあり方を改正するとともに、

ヒアリングの際の留意事項を示す。同じく第7次報告に関連して、「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等にかかる相談体制等の整備について」（平成23年7月27日厚労省雇用均等・児童家庭局総務・家庭福祉・母子保健課長連名通知雇児総発第0727第1号、雇児福発第0727第1号、雇児母発第0727第1号）は、同報告書で妊娠に悩みを抱える者への相談体制の充実・周知が提言されたことを受け、相談しやすい体制の整備、相談窓口の周知、各種相談窓口での対応のあり方、保護支援制度の活用、体制整備のための経費等について市町村、都道府県の対応を求めている。さらに同日の通知「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日厚労省雇用均等・児童家庭局総務・母子保健課長連名通知雇児総発第0727第4号、雇児母第0727第3号）では、同報告書において乳幼児期の児童の虐待死が多くを占めることが明らかになったところから、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握して、速やかに支援を開始するために、保健・医療・福祉の連携体制を整備することが必要となるとの認識を踏まえ、市町村、医療機関、都道府県の役割とともに、情報提供の対象となる例を示した。これに関連して、医療機関の協力を得るため日本医師会、日本産婦人科医会等に協力が依頼されることとなった。第7次報告に関連して、「児童虐待防止対策の推進について」（平成23年7月20日厚労省雇用均等・児童家庭局総務・母子保健課長連名通知雇児総発第0720第1号、雇児母第0720第1号）が発出され、児童の安全確認・確保の徹底、妊娠期からの相談・支援体制の整備・充実、虐待の早期発見のための対策強化、対応職員の専門性の確保等、地方公共団体に児童虐待防止対策の徹底が求められた。

#### ④ 児童相談所の体制強化

「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」（平成24年3月14日政令第47号）は、児童福祉司の担当区域を定める基準について、これまでの「人口おおむね5万から8万まで」に代えて、「4万から7万まで」を標準として定めた。「『児童福祉法施行令の一部を改正する政令』の施行について」（平成24年3月14日厚労省雇用均等・児童家庭局長雇児発0314第1号）は、この政令が施行される旨を周知する通知である。

「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」（平成24年2月23日厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0223第2号）は、児童虐待等重大事例検証専門委員会の検証結果および総務省による政策評価による勧告を踏まえ、児童福祉司等の研修のあり方を定めた。特に重要と考えられる新任時の研修については、児童福祉司が実務を行うに当たって必要最低限の知識を備えるための新任児童福祉司および児童心理司、市町村新任相談職員の研修プログラムを示している。

#### ⑤ 一時保護所関係

一時保護の充実に関する通知として、「一時保護の充実について」（平成24年4月5日厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0405第27号）は、里親等に対する一時保護委託について適切な支援体制を確保するため、児童相談所から一時保護委託を受ける里親等に対し、新たに一時保護委託手当を支弁することとし、対象となる児童、経費等について定めている。「一時保護所における専門職員等の

配置について」(平成24年4月5日厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0405第28号)は、一時保護所における心理療法担当職員や個別対応職員の配置義務化に対応するため、児童相談所に付設する一時保護所への専任の心理療法担当職員の配置、虐待、非行等種々の問題のある児童が多数入所する一時保護所における個別指導等を行う個別対応職員の配置、乳児が入所している一時保護所における看護師の配置を定め、一時保護の充実を図るものである。

## ⑥ 通告の促進

「児童虐待の通告者及び通告内容等の情報管理について」(平成22年11月19日厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長通知1号雇児総発1119号第1号)は、児童虐待防止の広報・啓発により児童相談所等への通告や相談が促進されることが期待されることに伴い、児童の安全確認等の通告への対応に万全を期すとともに、通告者及び通告内容の情報管理について、改めて児童相談所職員等、通告にかかわる職員に対し徹底を図る通知である。とくに児童虐待防止法7条の趣旨として、保護者に通告内容が漏れることにより通告を躊躇するおそれがあることから、通告者の秘匿等により通告を促進すること、「当該通告をした者を特定させるもの」とは通告者の氏名、住所だけでなく、通告のあった時間、虐待を目撃した時間・場所などの情報も含むこと、通告者等の秘匿が関係機関の連携を妨げるものではないことを示している。

教育機関に関して「児童虐待に係る速やかな通告等に関する学校との連携について」(平成24年3月29日厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0329第1号)は、文部科学副大臣より「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」(23文科発大1707号)が発出されたことに伴い、児童相談所、市町村への周知を求めるとともに、児童相談所と学校との情報共有、要保護児童対策地域協議会における情報共有、研修講師の派遣等、学校・教育委員会との一層の連携強化を働きかけるよう求めている。

## ⑦ 行政評価報告書

総務省による児童虐待防止の政策評価の公表が2012年1月に行われ、厚生労働省に対しては、児童虐待の発生予防に係る取組の推進、早期発見に係る取組の推進、早期対応から保護・支援に係る取組の推進が、文部科学省に対しては早期発見について勧告がなされた。この勧告に対応して、「児童虐待の防止等に関する政策評価書(総務省統一性・総合性確保評価)について」(平成24年2月23日、厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長通知0223第1号、保育課長通知0223第1号)は、勧告における地方公共団体による虐待対応に関する要請に応えるべく対応を求める内容である(【文献17】)。

## ⑧ 臓器移植法関係

『臓器の移植に関する法律』の運用に関する指針(ガイドライン)における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項(平成22年6月25日厚労省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知健臓発0625第2号)は、患者である児童について虐待の疑いがあるかどうかの確認とその対応に

については「児童虐待の対応に関するマニュアル」に手順が示されていること、児童からの臓器提供を行う施設において虐待対応マニュアルを整備するに当たっては、関係学会、行政機関等において作成された指針等を参照するものとする等ことを求める通知である。また、臓器提供施設は、当該施設の患者である児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかの確認を的確に行うことができるよう、日頃から児童相談所等地域の関係機関と連携を図るとともに、地方自治体等が実施する児童虐待防止に資するための研修に積極的に参加すること等により、児童虐待への対応に当たる職員の資質の向上に努めるよう求めている。

### ⑨ 大阪市 2 児ネグレクト死事件関係

「居住者が特定できない事案における出頭要求等について」（平成22年 8 月26日厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第0826第 1 号）は、大阪市内で発生した母による 2 児ネグレクト死事件で、児童相談所への通告があり、訪問を重ねたにも関わらず児童の安全確認を行えないまま事件が発生したことを受けて、居住者が特定できない場合の出頭要求等について、関係機関への協力要請、出頭要求制度の活用、児童・保護者の氏名が特定できない場合の出頭要求の実施等を定め、対応の徹底を求める通知である。

同じく、2 児ネグレクト死亡事件に関連して、「虐待通告のあった児童の安全確認の手引きについて」（平成22年 9 月30日、厚労省雇用均等・児童家庭局雇児総発0930第 2 号）は、安全確認、臨検捜索等の権限を迅速・的確に行使して児童の安全確保を実施する責務を果たすよう、本手引きを熟知した上で活用するとともに、平素から繰り返し部内研修を行うなどして職員の実務能力の向上を図ることとし、虐待通告者の心の動き、通告受理時の留意事項等、対応に関する基本的事項等を定める通知である。

（吉田恒雄）

## 3 判例の動向

### （1）刑事法

#### ① 児童虐待の被害者による告訴能力

第 5 期研究報告書において、児童虐待の事件で生じる事実認定上の問題として、被害児童の証言の信用性というテーマにふれたが（第 5 期報告書24-25頁を参照）、第 6 期における裁判例には、被害児童による告訴の有効性が問題となる裁判例もあらわれた。告訴とは、捜査機関に犯罪事実を申告したうえで訴追を求めるという意思表示であり、強姦や強制わいせつといった犯罪類型にあっては、検察官が起訴するための条件となるものである。被害者その他の告訴権者において告訴能力（有効な告訴を行うための能力）が備わっていなければ、告訴が無効となって起訴は許されないため、告訴能力の有無は、事件の帰すうを決するほどの重要な意味をもつ。

富山地裁平成24年 1 月19日は、11歳弱の少女に対する 2 件の強制わいせつの被告事件のうち 1 件について、被害児童の告訴能力を否定したため、公訴棄却の判決を言い渡して訴訟手続を打ち切った。これに対して、その控訴審判決である名古屋高金沢支判平成24年 7 月 3 日【判例 1】は、告訴能力を

備えているものと認めて、公訴を棄却した原判決を破棄した。本件では、特殊な事情があったため、供述調書における被害児童の供述を告訴状として有効なものとするかは争点となったのである（他の1件については、被害児童の実母が同棲相手の行為を幫助した者として被告人となっていたため、被害児童の祖母が実母に代わる告訴権者の地位を得て、祖母による告訴が可能であったのに対して、本件については、実母が被疑者・被告人となっていなかったため、そもそも被害児童の祖母が実母に代わって告訴権者となるのかは判然とせず、これに加えて、この祖母も本件について処罰の意思を示したものと認められないという事案であった）。もっとも、児童虐待の事案では、親権者がいずれも被疑者・被告人であることも多く、かつ、被害者に代わって告訴するのか否かを適切に判断できる者が見あたらないということも少なくないはずであり、それゆえ、一般に、低年齢の被害者本人について告訴能力が肯定できるのか否かは、重要な問題となる。

被害者の保護という観点から、できる限り本人の意思を尊重することが求められている。また、取調べ・公判廷で事件について供述・証言することも、事件が公になることも、また、加害者との間でいわば敵対関係になることも、被害者にとっては不利益・負担であるため無視できない。それゆえ、被害者にとっての最善の利益を実現しようというのであれば、告訴するのか否かは、告訴にともなう利害得失を適切に考慮したうえで決まるようにするのがもっとも望ましいことなのかもしれない。もっとも、このような考慮・決定は、その後が生じる事態を想像しながら本人の人生に対する長期の影響にまで思いをめぐらすという難しい作業であろう。

刑事訴訟法の解釈論においては、もっぱら、被害者本人はどの程度の理解力・判断力を有していればよいのかという問題に焦点が当てられている（刑事法分野判例リストに挙げられた各文献を参照）。しかしながら、ことに児童虐待の事案に関していえば、焦点は、被害児童に關与する側の問題にも当てられなければならないように思われる。すなわち、捜査機関に限らず児童相談所その他の関係機関にあっては、被害児童にどのような情報の提供や説明を行えばよいのか、被害児童の当面の生活環境や今後の人生も慮ったうえでの助言・相談ができるのか、さらには、処罰を要望したのであれば刑事手続上・社会生活上の不利益・負担をどこまで軽減できるのかなど、被害児童との関わり方が問われなければならないはずである。関わり方の現状を把握せずに議論すれば、あるいは、あるべき関わり方の検討をおざなりにして議論すれば、どのような被害児童に処罰・不処罰の意思をゆだねるべきなのか正しく結論づけられないように思われるからである。研究の進展が期待される。

## 【参考文献】

石山宏樹「告訴当時10歳11か月の被害者の告訴能力」『ジュリスト』1453号（2013年4月）179-180頁

黒澤陸「強制わいせつ被害について告訴当時10歳11か月の被害者の告訴能力を肯定した事例」『刑事法ジャーナル』35号（2013年8月）177-184頁

飯島泰「告訴能力につき要求される能力を示した上、告訴当時10歳11か月の被害者の告訴能力を肯定した事例」警察学論集65巻11号（2012年11月）175-184頁

三谷真貴子「告訴当時10歳11か月の被害者の告訴能力を認め、被害者の告訴能力を否定した第一審判決を破棄し差し戻した事例」研修773号（2012年11月）17-24頁

佐藤美樹「強制わいせつ罪に対する告訴当時10歳11か月の被害者の告訴能力」『新・判例解説Watch（法学セミナー増刊）』12号（2013年4月）169-172頁

恩田祐将「強制わいせつ被害に対する告訴当時10歳11か月であった被害者の告訴能力を否定して公訴棄却した原判決について、被害者の告訴能力を認め、請求を受けた事実について審判しなかった違法があるとして原判決を破棄した事例」創価法学43巻1号（2013年7月）145-153頁

（岩下雅充）

## 4 法学研究の動向

### （1）児童福祉法分野

#### ① 比較法研究

今期は、民法・児童福祉法等の改正に関する文献が数多く得られた。そのうち比較法研究についてはいくつか学会報告、特集がなされている。

社会保障法学会は「近親者からの虐待・暴力に対する法制度の課題—各国比較を踏まえて—」をテーマにシンポジウムを開催した（古橋他・2011）。ここでは必ずしも児童虐待に限定せず、配偶者暴力や高齢者暴力を含めた検討がなされている。報告内容は、暴力の定義、早期発見、一時保護、保護・支援等の個別課題について各国の制度を比較検討し、今後の課題を示している。日本法政学会も「シンポジウム 虐待防止法に関する総合的研究」を行った。その報告としての倉田論文は、児童虐待をおとなと子どもという非対等な関係から生ずる生活に対する継続的なリスクと捉え、被虐待児、虐待者を視野に入れ、予防から家族再統合に至るまで、包括的かつ継続的なアプローチが可能になるところから、社会保障法学的に児童虐待を論じる意義があるとしている。その上で、リスク予防・発見のプロセス、リスクの軽減・減失のプロセスに二分し、それぞれわが国の現行法上の課題を明らかにした上で、比較法的手法により児童虐待法制を包括的に検討している（倉田・2011【文献1】）。

個別の外国法研究としては、神尾論文が2007年のフランス法改正の内容とその取り組み状況—とくに予防と発見の重要性、行政機関と司法機関の連携の仕組み—を論じている（神尾・2011年）。安見論文は、同じくフランス法においては育成扶助処分、親権委譲制度、親権喪失制度と多くの保護処分制度が存在し、これらの制度が段階的・重層的に位置づけられ、多様な対応がなされている状況を紹介している（安見・2011年【文献2】）。スウェーデンについては、高田論文が、1979年に世界で初めて法律で体罰を禁止した児童虐待防止法制度とその運用の実情について論じている（高田・2010年【文献3】、2011年）。

その他、アメリカ（平山・2010年）、ニュージーランド（林・2011年）、韓国（藤原・2011年【文献4】）、イギリス（橋爪・2011年【文献5】、田澤・2012年、田邊・2012年）、ドイツ（岩志・2011年）の各国における児童虐待への対応状況を紹介する文献が著された。

#### ② 被措置児童等虐待

2008年の児童福祉法改正により法制化された被措置児童等虐待（児童福祉法33条の10以下、施設内

虐待)については、雑誌「子どもと福祉」4号が特集を組んでいる(子どもと福祉編集委員会・2011)。

この特集は、施設内での暴力を施設管理上の問題としてだけでなく、被虐待児の入所に伴う子ども集団に潜む暴力発生の危険性、施設基準と現実の矛盾等の現状を踏まえて編集されている。個々の論稿としては、施設内虐待発生の要因と課題、施設の取組み—とくに小舎制グループでの取組み—、児童相談所との連携、性暴力への取組み等がある。

その他、いわゆる「安全委員会方式」による施設内虐待—とくに子ども間暴力への対応—に関する図書が刊行された(田嶋・2011)。本書は、施設内暴力問題を子どもたちの成長の基盤としての安心・安全という最優先で取り組まれるべき問題としてとらえ、子ども間暴力の実態とその理解、施設内での暴力の種類、問題解決のための視点、完全委員会活動の実際と課題、限界等について論じている。施設内虐待への対応を考えるうえでの有益な論稿である。酒井他の論文では、兵庫県内における児童養護施設内での子ども間暴力の実態を把握し、そのメカニズムをとらえることを目的にした調査報告であり、子ども間暴力の向かう方向性、男女別の暴力の内容、それに対する職員の対応状況等を明らかにする。必要な対応として行動変容に必要な認知的側面のアプローチの必要性、職員配置や居住環境等の社会的な制度に関する課題について検討している(酒井他・2011)。なお、被措置児童等虐待については、(3) 児童福祉分野(25頁以下)も参照されたい。

### ③ 性虐待

性虐待については、2011年に厚生科学研究事業として「性的虐待対応ガイドライン」が作成され、運用されたことで、わが国における性虐待対応が本格化したといえる。

このガイドラインでは、児童虐待防止法の定義とは異なる視点から児童虐待を5つに分類し、即座に対応すべき事案を明確にしている。これまで困難とされていた性虐待の発見、事実調査、保護、保護者への関与等について包括的かつ詳細に対応方法が示されており、実務に与えた影響は大きいといえよう(山本・2011年、山本(b)・2011年)。日本子ども虐待防止学会誌「子どもの虐待とネグレクト」(13巻2号(2011年9月)166-237頁)においても性虐待に関する特集が生まれ、その中で、福谷他の論文は、弁護士実務の経験をもとに、性虐待対応の状況を紹介し、制度上の問題点を指摘して法改正の提言をしている(福谷他・2011年【文献6】)。なお、性虐待については、(6) 医療・保健・心理分野(41頁以下)も参照されたい。

### ④ 児童虐待への介入

児童虐待への対応に関しては、発生予防については家族支援としての「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」にみられるように、親による養育を支援する施策がとられている一方で、子どもの生命にかかわるような重大事案に対しては、迅速かつ強力な救済措置が講じられなければならない。児童虐待対応のあり方については、虐待の定義とも関連して、その程度、支援の目的、家庭の状況等に応じた対応とその根拠となる施策全体について総合的に検討されなければならない。

山田論文はこの課題に関して、虐待行為の防止・被虐待児の救済としては、親密圏内の虐待を止め

る最も効果的な方法は親密圏の解体、関係性の遮断にあることから、虐待者と被虐待者の分離が原則となるとする。親密圏内の犯罪を壊滅できる手法は親密圏の解体のみであるので、親子の再統合（児童虐待防止法6条、11条）は、本来考慮されるべきではないと主張する。そして、現在の行政の改革では親密圏内の暴力・虐待に十分対応できないところから、「親密圏虐待対策保護センター」のような特別の行政機関を設置し、発見・救済・保護等に一義的に責任を負えるようにすることが必要であるとする（山田・2011【文献7】）。

岩城論文は、児童虐待対策を4つのステージに分け、第1ステージ（早期発見、予防）については、要保護児童対策地域協議会の質の向上が不可欠であり、学齢前の子どもについては保健所、保健センターが、学齢期は学校に情報を管理させることで、これらの機関による虐待の早期発見が確実になるとする。第2ステージ（危機介入）の段階については、危機介入権限は警察の役割に委ねるべきであると提案する。また司法面接も広く虐待について実施すべきであるとする。第3ステージ（治療・回復）については、裁判所が福祉的機能を果たし、親への治療命令制度の創設を提案する。第4ステージ（親子再調整、自立）としては、施設入所措置の解除における保護者指導の効果等を勘案する必要性について説明する（岩城・2010）。

山田論文、岩城論文ともに重大事案への介入の段階では、現在以上に積極的な介入の必要が主張されている。児童相談所や市町村による虐待介入制度の改革にもかかわらず、死亡等の重大な虐待事例や居所不明児童の保護等への対応のあり方が議論されている現在、一つの方向性を示す主張として興味深い。同様の主張として、濱崎論文は、フランスでの取組みを参考に重大な虐待事案の処理に特化した警察・司法・医療主体の介入システムの構築を検討すべきであると提案する（濱崎・2010年）。また、藤田論文は、2010年7月に大阪市で発生した2児のネグレクト死亡事件を法的観点から検討し、誤通告の免責制度の創設、情報提供者への明示的免責規定、立入要件の緩和、虐待の可能性あるときには立入調査と臨検捜索とで要件を加重すべきでないとの提案がなされている（藤田・2011年）。その他、野村論文は児童虐待への危機介入における保健師の役割の重要性について論じており、保健師が虐待予防の場面だけでなく、介入の場面でも重要な役割を果たしうることを指摘している点で興味深い（野村・2011年）。

## ⑤ 児童虐待防止に関する児童福祉法等の改正

### i) 改正案等

2011年の民法、児童福祉法等の改正では、児童虐待防止に関連して親権等に関する改正が行われた。民法改正は法務省が所管し、児童福祉法改正は厚生労働省が所管したが、いずれも児童虐待防止にかかわる改正であり、両者は密接に関連している。ここでは、児童福祉法改正にかかわる文献を中心に研究動向を概観する。民法改正に関する動向は別稿に譲る。

改正案としては、法制審議会の「児童虐待防止のための親権にかかる制度の見直しに関する要綱案」及び社会保障制度審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門員会報告書」が公表されている（法務省法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会・2011年、厚生労働省社会保障審



議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会・2011年)。

これら要綱案等について、吉田論文がその内容や審議の概要を紹介している(吉田・2011年)。養子と里親を考える会では「ミニ・シンポジウム 親権法改正の課題」が開催され、改正案等をめぐる報告及び意見交換の内容が雑誌「新しい家族」54号に掲載されている(養子と里親を考える会・2011年)。

## ii) 改正法の紹介

改正された民法及び児童福祉法等については、立法担当者による解説がある(飛澤(a)・2011年、飛澤(b)2011年、飛澤(c)2011年、高松・2011年)。植木論文では、今回の改正の背景、改正法の内容、審議会、国会での議論の状況等が、議事録等をもとに要領よくまとめられている(植木・2011年)。

## iii) 改正法の評価

2011年の民法・児童福祉法等の一部を改正する法律については、雑誌の特集が組まれている。『法律のひろば』による「特集 児童虐待防止に向けた法改正」は、民法改正にかかわった法務省、厚生労働省担当者による改正法の説明の他、最高裁、民法学研究者、児童福祉学研究者、弁護士、児童福祉施設長、医師が個々の現場への影響と課題について論じる特集である(法律のひろば・2011年)。このうち、児童福祉分野からの論稿として、松原論文は、親権停止制度の運用のためには児童相談所体制の整備、被虐待児が措置された施設におけるケアの質の確保が必要であり、親権が停止された子どもの家庭引取り後を見据えた親権者への支援やソーシャルワークによる家族支援の充実強化の重要性を指摘する(松原・2011年、同旨、宮島・2011年)。

武藤論文は、児童養護施設関係者として、全国の児童養護施設のうち65施設を対象に行ったアンケート結果から見えてきた課題を踏まえ、今回の民法改正で「子の最善の利益」が明記されたこと、児童福祉法28条審判よりも要件が緩和された親権停止制度の創設により子どもの権利を保障しやすくなったこと、子どもの意見表明権尊重の視点から子ども自身による親権喪失・停止の申立てができるようにされたこと等を評価する。児童福祉法改正で残された課題としては、施設長優先の原則を明確に規定すべきこと、保護者指導への司法関与制度を設けるなど、親支援に関する具体的プログラムに司法が関与するシステムを早期に設ける必要があること等をあげている(武藤・2011年)。

雑誌『アディクションと家族』は「親権と児童虐待」の特集において、精神科医、弁護士の座談会の他、家族と親権、家族内の支配関係と法律等のテーマで論稿が掲載されている(アディクションと家族・2011年)。

雑誌『月刊福祉』は「特集 虐待から子どもを護るために：親権停止の意義」を特集し、民法改正により創設された親権停止制度の適切な運用のあり方について、児童福祉研究者、施設関係者、里親等の論稿を掲載する(月刊福祉・2012年)。雑誌『法律時報』では「小特集 児童虐待防止を目的とする親権法の一部改正について」が生まれ(法律時報・2011年)、審議会での議論を参考に民法の親権規定の見直しを検討する論文、わが国の社会的養護の現状からみた法改正の意味を論じる論文、弁護士の立場から見た虐待や医療ネグレクト等の問題に対する改正法の意義を論じた論文が掲載されている。

## 【参考文献】

- 『アディクションと家族』28巻1号（2011年9月）6-41頁
- 『月刊福祉』95巻6号（2012年4月）12-41頁
- 濱崎由紀子「虐待事案に対する介入システムの問題点を今後の展望—被虐待児のトラウマケアを中心に—」『京都女子大学現代社会研究』13号（2010年12月）63-71頁
- 橋爪幸代「近親間虐待への法的対応—日英制度比較」『現代法学』20号（2011年1月）197-216頁【文献5】
- 林浩康「海外見聞録 ニュージーランドにおける子ども虐待と家族支援」『児童養護』41巻4号（2011年3月）40-42頁
- 平山真理「米国における児童虐待の防止、介入プログラムから何を学ぶのか—米国の専門家2人を招いて」『白鷗法学』17巻2号（通号36）（2010年12月）164-178頁
- 『法律のひろば』64巻11号（2011年11月）4-57頁
- 「法令解説 児童虐待防止のための親権制度の見直し—親権停止制度の新設、未成年後見制度等の見直し等 民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）」『時の法令』1900号（2012年2月）17-27頁
- 藤原夏人「韓国 家庭内暴力及び児童虐待への対応を強化」『外国の立法』249号（2011年10月）20-21頁【文献4】
- 藤田香織「『大阪ネグレクト死事件』にみる児童福祉法の問題点」『刑事法ジャーナル』30号（2011年11月）84-91頁
- 福谷朋子=桐井弘司=吹野憲征=小野晶子=柳瀬陽子「性的虐待への法的対応と今後の課題」『子どもの虐待とネグレクト』13巻2号（2011年9月）229-237頁【文献6】
- 古橋エツ子=金川めぐみ=廣瀬真理子=高田清恵=片桐由喜=本澤巳代子「近親者からの虐待・暴力に対する法制度の課題—各国比較を踏まえて—」『社会保障法』26号（2011年3月）5-86頁
- 法務省法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱」及び社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会「児童の権利利益を擁護するための方策について」『家庭裁判月報』63巻6号（2011年6月）205-261頁
- 『法律時報』83巻7号（2011年6月）65-83頁
- 岩城正光「法制定後の児童虐待対策の現状と課題」『公衆衛生』74巻10号（2010年10月）854-859頁
- 岩志和一郎「子の利益保護のための親権の制限と児童福祉の連携—ドイツ法を参考として」『法律時報』83巻12号（2011年11月）18-23頁
- 神尾真知子「児童虐待に対するフランスの取組み」『女性空間』28号（2011年）137-150頁
- 倉田賀世「社会保障法学的見地からみた児童虐待法制のあり方」『法政論叢』47巻2号（2011年）102-118頁【文献1】
- 子どもと福祉編集委員会「特集 施設内暴力問題-現場からの報告と児童相談所との連携をめぐって」『子どもと福祉』4号（2011年7月）5-51頁
- 松原康雄「親権制度改正と児童福祉分野における実践の課題と展望」『法律のひろば』64巻11号（2011年11月）12-17頁
- 宮島清「虐待から子どもを護る—新たな制度を活用するために必要なこと」『月刊福祉』95巻6号（2012年4月）26-29頁
- 武藤素明「親権法改正に伴う児童養護現場の現状と課題」『法律のひろば』64巻11号（2011年11月）43-50頁
- 野村武司「児童虐待事例における危機介入と人権保護—法的根拠および解釈」『保健師ジャーナル』67巻11号（2011年11月）980-985頁
- 酒井佐枝子=稲垣由子=樋口耕一他「児童養護施設内における子ども間暴力の内容と対応の分析」『子どもの虐待とネグレクト』13巻1号（通号31号）（2011年5月）115-124頁
- 田寫誠一『児童福祉施設における暴力問題の理解と対応—続・現実に介入しつつ心に関わる』（金剛出版社、2011年10月）
- 高田清恵「スウェーデンにおける児童虐待防止に関する法制度の特徴と現状—予防から被害児童へのケアまで—（その1）」『月刊国民医療』278号（2010年11月）17-24頁、同「スウェーデンにおける児童虐待防止に関する法制度の特徴と現状—予防から被害児童へのケアまで—（その2）」『月刊国民医療』279号（2010年12月）17-24頁【文献3】

- 高田清恵「スウェーデンにおける児童虐待への対応—2009・2010年現地調査の概要」『琉大法学』86号（2011年9月）97-171頁
- 高松利光『民法等の一部を改正する法律』における児童福祉法の改正の概要『法律のひろば』64巻11号（2011年11月）25-29頁
- 田邊泰美「英国児童虐待防止研究—労働党政権における児童福祉/虐待防止政策のソーシャルワークへの影響と変化」『園田学園女子大学論文集』46号（2012年1月）209-226頁
- 田澤あけみ「マンロー報告書（最終版）にみるイギリス児童保護政策の軌跡と転換」『人間の福祉（立正大学社会福祉学部紀要）』26号（2012年）25-43頁
- 飛澤知行（a）「児童虐待防止のための親権制度の見直しについて—平成23年民法等の一部を改正する法律（民法改正部分及び家事審判法改正部分）の概要」『民事月報』66巻7号（2011年7月）8-25頁
- 飛澤知行（b）『一問一答 民法等改正 児童虐待防止に向けた親権制度の見直し〈平成23年〉』（商事法務、2011年11月）
- 飛澤知行（c）「平成23年民法等の一部改正について」『戸籍』862号（2011年11月）1-10頁
- 植木祐子「児童虐待防止のための親権制度の見直し—民法等の一部を改正する法律案（第177回国会の論議の焦点（2））」『立法と調査』320号（2011年9月）3-11頁
- 山田晋「暴力・虐待をめぐる現代的課題と権利擁護」『社会福祉研究』111号（2011年7月）28-49頁【文献7】
- 山本恒雄（a）「特集 児童虐待 子どもの性的虐待の現状と課題—H20～22年度の厚生労働省科学研究からみえてきた現状と課題」『子どもの虐待とネグレクト』13巻2号（通号32号）（2011年9月）169-178頁
- 山本恒雄（b）「児童における性虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」『世界の児童と母性』71号（2011年10月）37-41頁
- 安見ゆかり「フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失（retrait）制度について」『青山法学論集』53巻2号（2011年9月）165-188頁【文献2】
- 養子と里親を考える会「ミニ・シンポジウム 親権法改正の課題」『新しい家族』54号（2011年10月）4-38頁
- 吉田恒雄「親権停止制度」『月刊福祉』95巻6号（2012年4月）16-21頁
- 吉田恒雄「児童虐待に関する親権制度の見直しについて」『子どもと福祉』4（2011年7月）52-57頁

（吉田恒雄）

## （2）刑事法分野

### ① 福祉機関と警察との連携

『『子ども虐待対応の手引き』の改正について（通知）』（平成21年3月31日雇児総発第0331001号）により改訂された「子ども虐待対応の手引き」は、平成19年の児童虐待防止法改正を踏まえ、臨検・捜索や施設入所中の児童に対する接近禁止命令などの処分にあたって児童相談所ないし都道府県児童福祉担当部局が警察と緊密に連携すること、そのために警察との間で事前の十分な情報交換・協議が必要であることなど、児童虐待防止法10条に基づいた要請による警察の援助をいっそう活用するよう求める内容となった。

援助の要請やその他の緊急な対応の要請で個別に連携することに加えて、これらに備えた平素の連携につとめることについても、すでに、厚生労働省の通知（平成20年9月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0930第2号）により定められた「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」は、児童相談所が都道府県警察本部の少年警察担当課および警察署との間で連絡窓口の確認や連絡会議の定期的な開催を行うこと、研修の実施および人事交流さらには警察官OBの配置など

に向けて児童相談所が警察と協議することなど、児童相談所に平素から警察との提携体制を整備するよう求めていたが、その後、「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」（平成24年4月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0412第1号）によって、これらの連携体制を具体的なかたちで実施することが求められるようになった。そして、これに対応して発出された「児童虐待への対応における取組の強化について（通達）」（平成24年4月12日警察庁丁少発第55号ほか）は、同様のことを各都道府県警察にも要求している。

もっとも、この平成24年の通知・通達は、援助の要請などに視野を限定した連携に限らず、警察からの通告を受けた後の対応などを包括した総合的な連携体制もいっそう強化するよう求めている。すなわち、児童相談所および警察に対しては、通告の時点から児童の状況に関する情報の提供・交換がなされるための体制を整えるよう求めるとともに、要保護児童対策地域協議会に対しては、「構成員として警察の参画を求め、個別ケース検討会議等における警察との情報交換、意見交換を積極的に行う」ことを求めている。

以上のように個別の事案での連携や平素の連携を推進するという方向性は、現場でどこまで実行に移されているのか。たとえば、警察官などの配置に関しては、2011年4月1日現在で警察官計12名と警察官OB計59名の合計71名が全国各地の児童相談所に配置されているという（高橋・2012）（なお、田村正博「児童相談所における警察経験者配置の意義－アンケート調査の結果から－」『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』4号（2012年）によれば、2009年4月の時点で警察庁が把握していた人数は合計73名であったという）。すでに、情報・知識の共有に向けた枠組みの構築や、対応の具体的な手法・手順および個々の事案における介入の手続について、児童相談所と警察との間で検討するための共同作業が必要となっているということは指摘されてきたが（山本恒雄＝佐藤和宏「児童相談所と警察・家庭裁判所等の司法機関との連携について」『日本子ども家庭総合研究所紀要』45集（2008年）、近時の人事交流は連携推進の下地となる余地がある。もっとも、いわゆる多機関連携チーム（MDT）の設立といった提案（山田・2011【文献12】）に沿うような方向に進むものなのかどうかは、さらなる評価・研究を待たねばならないように思われる。

## ② 司法面接

司法面接については、すでに第5期研究報告書において検討を加えたが（第5期報告書38頁以下及び33頁を参照）、その目的や技法に関する研究が日本で積み重ねられるにつれ、刑事法分野でも議論にふくらみが出るようになった。

虐待の被害を受けた児童から被害の事実を聴取するときは、「知らなかった大人から何度も聞かれる子どもへの負担を減らすこと」が要請されるし、入れ替わり立ち替わりの聴取には、「子どもが語る内容に影響を及ぼす」という問題もある（菱川・2011）。このような意味では、刑事司法の観点からも、「子どもの記憶が鮮明なうちに……原則として一度だけ面接を行ない、これを……録画」という聴取の方法 仲真紀子「児童虐待における子どもとの司法面接―出来事を話す―」『そだちと臨床』5号（2008年）を日本に導入することが有益と考えられるようになってきた。日本弁護士連合会

が2011年8月19日に法務省、最高検察庁、警察庁及び厚生労働省に宛てて提出した「子どもの司法面接の導入を求める意見書」も、「児童福祉に関する調査及び犯罪捜査のための事実の聴取りを行う」ための司法面接を制度として導入するよう提言する。

もっとも、聴取して得られる情報は、福祉機関であれば「社会福祉援助（ソーシャルワーク）のアセスメント」に用いられるのに対して、捜査機関であれば、いわゆる「事件化」のために用いられるということになる（菱川・2011）。司法面接はこのような2つの利用目的を併有するため、司法面接の導入にあたって福祉機関の関係者にも刑事司法の関係者にも変化が求められるということが指摘されている。すなわち、児童相談所の職員からは、被害児童が正しいと信じている事実の確認が「児童相談所の根幹であると思う」ところ、これからは児童相談所も客観的な事実の確認からスタートするようになるが、「それは、時代の要請である」、という見解が表明されている（多田ほか・2011〔二口〕）。刑事法分野の関係者も、「司法面接の手法によって、現在の刑事手続で求められているような、きめ細かい事実認定に耐えうる事実関係まで聴取できるのかは、なお検討を要する」と述べたうえで、「司法関係者は、子どもをはじめとする、いわゆる供述弱者の供述について、正しい評価方法を学ぶ必要がある」と主張している（藤井・2011【文献9】）。

また、「司法（forensic）と名が着く以上、司法的場面で使用されることが予定される」（平山・2010）ものであれば、刑事訴訟法において解決しなければならない法的な問題は少なくないはずであり、現に、いくつかの問題が指摘されている。たとえば、聴取を録画したものは伝聞証拠となるが、現行法の解釈として、「刑事裁判になった場合には、弁護人の同意が得られない限り、証拠にはならない。……面接の結果を証拠法上どのように取り扱うべきかについても、議論が必要である」（岩佐・2011）。この録画については、ビデオリンク方式による証人尋問の録画媒体と同じように取り扱う規定を新設して証拠とすることも提案されているが（佐伯ほか・2011〔川出發言〕【文献8】）、その場合にも、司法面接の手続を制度として法定することは、前提として必要となる。加えて、新たな制度のもとであれ、公判手続において子どもに対する証人尋問を省略することはできないため、裁判所をはじめとした訴訟の関与者が証人尋問にどのように臨むべきなのかも、なお残された問題として検討することが必要となる（佐伯ほか・2011〔岩佐発言など〕【文献8】）。

### ③ 臓器移植法の改正と児童虐待

「臓器の移植に関する法律」が2009年に改正され、脳死状態になった15歳未満の子どもについても、脳死判定を経て臓器を摘出することが許されるようになったが、附則5項においては、「政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器……が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」よう定められた。このため改正された『「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」の第5によって、児童から臓器を摘出する施設に対しては虐待防止委員会等の院内体制を整備することが義務づけられ、また、「虐待が行われた疑いがある児童」から

は臓器の摘出が実施されないことになった。

もっとも、これらの規定によって「虐待が行われた疑いの有無の確認」を要求されるのは「児童からの臓器提供を行う施設」に限られるため、今回の改正が虐待死の問題を臓器移植と関連する範囲に押し込めて矮小化させてしまったという批判も、刑事法分野から投げかけられている（町野・2010）。

なお、臓器移植については、「医療・保健・心理分野」の研究動向も参照されたい。

#### ④ その他：児童虐待の防止と捜査

警察の側では、警察庁生活安全局少年課長とともに警察庁刑事局の捜査第一課長などの連名で発出された「児童虐待への対応における取組の強化について（通達）」（平成24年4月12日警察庁丁少発第55号ほか）が「警察組織としての的確な対応の徹底」を要求している。

注目すべきなのは、まずもって、この通達が早期の発見・保護に向けた直接確認のために「最大限の措置を講ずる」よう指示していることである。また、児童相談所に対する通告あるいは立入調査に向けて少年警察部門が危険度・緊急度の的確な判断および必要な情報の提供を行うことや、虐待が疑われる家庭の転居に関する情報を管轄の警察署に提供することなども、明確に要請するようになった。さらに、通達には刑事事件化に関しても踏み込んだ要請が盛り込まれている。すなわち、警察署の刑事課長は、少年警察部門が事件化の可否を判断する段階であれば、警視庁・警察本部の捜査第一課などに報告・相談して指導・助言を受けながら少年警察部門を補佐すべきであり、また、事件化することになった段階では、警視庁・警察本部が捜査員の派遣などの支援によって捜査体制の確立を迅速に図るべきであるという。とくに、通達は、「児童の死亡等事態が深刻化する前に児童を救出保護するため、……事件化の可否及び要否を適確に判断し……、事件として取り扱うべき……事案については、可能な限り速やかに所要の捜査を行って児童を救出保護する」よう指示している。

「所要の捜査」は「児童を救出保護するために」なされるというスタンスに立ったものなので、児童の生命・身体などの保護を目的として、犯罪に関する被疑者の確保や証拠の収集を目的とした手段が用いられることになる。しかしながら、制度に手を加えずに、捜査という強力な権限の行使が保護者のために認められるようになれば、児童相談所その他の機関は、連携して児童虐待を発見する過程で、警察による捜査の成果に頼む場面が多くなるかもしれない。関係機関が捜査に依存するという傾向を強める可能性は、連携のあり方に大きな影響を及ぼすであろう。「捜査体制の確立を迅速に図」って「速やかに所要の捜査を行」うという要請が何を意味するのかはかならずしも明らかでないだけに、今後の展開やその問題点に対する研究の盛り上がりが予想される。

#### 【参考文献】

「特集 司法面接のこれから」『子どもの虐待とネグレクト』13巻3号（2011年12月）314-362頁【文献9】

岩佐嘉彦「基調報告 児童虐待と刑事司法について（刑事政策研究会（新連載・1）児童虐待）」『ジュリスト』1426号（2011年7月）106-111頁【文献8】

岡田行雄「虐待問題と刑事法—子ども虐待への刑事法的介入を中心に」『九州法学会報』2012年号（2013年6月）70-73頁

佐伯仁志＝太田達也＝川出敏裕ほか「座談会（刑事政策研究会（新連載・1）児童虐待）」『ジュリスト』1426号（2011年7月）112－144頁【文献8】

多田伝生＝佐藤薫＝藤本真由美ほか「児童相談所における司法面接（事実確認面接）の在り方と課題等について」『北海道児童相談所研究紀要』30号（2011年3月）1－46頁

仲真紀子「児童虐待における子どもとの司法面接—出来事を話す」『そだちと臨床』5巻（2008年10月）147－150頁

平山真理「米国における児童虐待の防止、介入プログラムから何を学ぶのか—米国の専門家2人を招いて」『白鷗法學』17巻2号（2010年13月）164－178頁

藤田香織「『大阪ネグレクト死事件』にみる児童福祉法の問題点」『刑事法ジャーナル』30号（2011年11月）84－91頁

町野朔＝岩瀬徹編『児童虐待の防止－児童と家庭、児童相談所と家庭裁判所－』（有斐閣、2012年2月）【文献10】

町野朔「臓器移植法の展開（特集 改正臓器移植法の成立）」『刑事法ジャーナル』20号（2011年11月）2－10頁

宮城貴「児童虐待事件への対応について」『捜査研究』60巻3号（2011年3月）2－16頁

山下隆志「家庭内における暴力（配偶者暴力及び児童虐待）の実態と問題点」『研修』765号（2012年3月）51－78頁

山下隆志「児童虐待に関する研究について」『刑政』123巻5号（2012年5月）80－90頁【文献11】

山田不二子「子ども虐待対応における警察の役割」『警察政策』13号（2011年6月）25－58頁【文献12】

（岩下雅充）

### （3）児童福祉分野

#### ① 社会的養護

児童虐待防止法成立から10年が経過し、法制定を契機とした社会的関心の高まりから児童虐待事例件数が増え続けており、一時であっても家庭から分離されることになった被虐待児童がどのように受けとめられるのかという社会的養護の課題が強く問われるようになってきたのは当然のことと理解される。

「臨床心理学」誌は「児童虐待と社会的養護」の特集を組み、「問題は、誰が、どの施設が、どのようにして、親子を癒し、護り、あらためて「生きる」ことへの前向きな応援を行うことができるか、ということである」（田中・2011）とその意図を述べて、この期の社会的関心を代弁している。「臨床心理学」誌の特集は、児童虐待防止と被虐待児童保護の軸を担いながら決して社会的認知が高いとはいえない社会的養護を、「児童虐待という行為を生き抜いてきた子どもたちの生活支援の有り様」について多方面から光をあてようとした試みである。各論で取り上げられたのは、児童養護施設（森田・2011）、児童自立支援施設（富田・2011【文献20】）、情緒障害児短期治療施設（平田・2011）、自立援助ホーム（高橋・2011）、里親（山縣・2011）、NPO活動（渡部・2011）、そして児童相談所との関連（藤田・2011）である。この目次立ては、自ずと、被虐待児童が非行や情緒障害等のさまざまな課題を呈する状態になることを示し、同時に、被虐待児童の社会的養護が多様な施設や機関で組み込まれる現実を示している。

2009年4月に施行された改正児童福祉法は、施設職員等による被措置児童等虐待に関して、都道府県市等が届出・通告を受けて調査等を行った状況を公表する制度を設けたが、それをうけて、厚生労働省は報告書「平成23年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況について」（2012年10月15日、厚生労働省HPにて公開）を公表した。この報告書によれば、「平成23年度の全国の被措

置児童等虐待の届出・通告受理件数総数は193件で、そのうち事実確認の結果、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は22.3%にあたる46件（平成22年度に届出・通告のあった事例で調査中であった1件を含む）」である。該当者の措置施設等は、児童養護施設が28件（60.9%）、里親・ファミリーホームが6件（13.0%）等であり、虐待の種別・類型は、身体的虐待が37件（80.4%）、心理的虐待が6件（13.0%）、ネグレクトが2件（4.3%）、性的虐待が1件（2.2%）だった。該当児童の性別は、男が69.4%、女が30.6%であり、就学等の状況は、中学生が30人（35.3%）、小学生が29人（34.1%）、高校生が16人（18.8%）、未就学児童が10人（11.8%）で（年齢構成では、0～4歳が6人で7.1%、5～9歳が19人で22.4%、10～14歳が40人で47.1%、15歳以上が20人で23.5%）、大学・短大等の学生や無職の少年に該当者はおらず、被害にあったのは圧倒的に小学生と中学生が多い。また届出・通告者の内訳は、「児童本人」が64人（31.5%）、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が51人（25.1%）、「家族・親戚」が25人（12.3%）、「近隣・知人」が15人（7.4%）であった。「届出・通告先別件数では、「児童相談所」が113件（58.5%）、「都道府県市の担当部署」が70件（36.3%）等であった」といい、児童本人が児童相談所に直接相談するケースが少ない。

被措置児童等虐待の事実が認められた46件に関連する職員は79人だったが、うち29歳以下が23人（29.1%）、30歳代が21人（26.6%）、40歳代が15人（19.0%）、50歳代が13人（16.5%）、60歳以上が7人（8.9%）、同じく職員の実務経験年数は、5年未満が31人（39.2%）、5～9年が16人（20.3%）、10～19年が18人（22.8%）、20～29年が11人（13.9%）、30年以上が3人（3.8%）あった。対応としては、各都道府県市による「児童福祉法第30条の2に基づく指示又は報告徴収」の実施が33回、「児童福祉法第46条第1項に基づく報告徴収・立入検査等」が33回、「児童福祉法第46条第3項に基づく改善勧告」が4件、施設・里親等からの改善計画の提出は33件あった。都道府県市による指示・指導等を踏まえ、施設等で再発防止に向けた体制の見直し・研修の実施等が行われた例には、「職員が問題を抱えこまないようにチームとしての支援、職員へのスーパーバイズ機能の強化」「支援スキル向上のための研修を実施」「管理者や嘱託医による職員への心理的支援」等があり、被措置児童に対する虐待行為の可否を十分に認識している職員が状況によって問題行為に追い込まれやすい実情がここでも浮き彫りにされることとなった。

## ② スクールソーシャルワーカーの活用

児童虐待の解決にソーシャルワークの視点が不可欠であるという主張は、スクールソーシャルワーカーの活用に関する提案の中でもみられる。日本スクールソーシャルワーカー協会会長の山下英三郎は、「加害者の側が放置されたままでは、部分的な解決にしかならない」として、「心のケア」が偏重され心理的な側面に焦点を当てるが多かった従来の風潮に警鐘をならし、「複雑な構造を持った状況を理解し、心だけではなく、人々の関係の中に介入し、関係を修復したり調整したりする行為が必要となってくる」と心理治療だけではないソーシャルワークの重要性を指摘している。（山下・2011）



### ③ 保育関係

もはや保育所は、単に日中の保育に欠ける乳幼児を保護者に代わって育児する施設ではなく、多岐にわたる子育て支援機関として社会的に認知されるようになった。児童虐待防止への関与機関としての保育所という理解もすすみ、「特に親または親子関係に直にアプローチできる重要な場である」（笠原・2011）保育所への期待はますます高まっている。こうした現状を反映するように、保育所ないし保育士と児童虐待に関する研究が見られるようになってきた。（一例として、笠原・2010がある。）

保育所は、児童福祉法に位置づく児童福祉施設であり、児童福祉法において「保育所が虐待や不適切な養育の兆候が認められる子どもの入所を依頼され、関係機関と協働しながら親子の見守りをやっている」（笠原・2011）実態がある。保育所という施設から、児童虐待防止に有効な機能を果たしやすいとしても、実際に、それを担うのは一人ひとりの保育士である。児童福祉法18条の4は保育士を「児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」と定めるが、児童虐待防止においては、この「保護者に対する保育に関する指導」が鍵となる。保育が子どもの個別性を踏まえることが基本であると同様に、「親支援においても一人ひとりの親の背景を理解した取り組みが求められる。保育所が、親にとっても社会と関わりを持つ最後の場となっているケースもあり、保育所と親との関係が切れてしまえばケースのリスクは非常に高まってしまう」状況を、保育士が意識する必要がある。一人ひとりの保育士の力量が求められるとはいえ、保育士は個人としての働きが求められているわけではない。いうまでもなく、「保育士自身が保育所の組織に守られていると実感できる」ことが、保育士の働きの支えである。さらに保育所そのものも、関係他機関との協働のもとでこそ力が発揮されよう。保育所について「自分たちにできることは責任を持って行い、できないことは他の関係機関に支援を要請しなければならない」と指摘されている（笠原・2011）。

このように児童虐待防止と虐待のおそれのある親子へのサポートの両面で保育所への期待が高まるなかで、埼玉県朝霞市の死亡事例は多くの教訓を残した。この事件は、2012年7月9日に朝霞市内の保育所児童5歳が母親と内縁の夫による暴行によって死亡したもので、加虐の母親が児の妊娠中に未成年者で未婚の妊婦として朝霞に転入して以来、市はさまざまな行政サポートの場で継続的かつ多角的に関わり続けていたが児の死亡を防げなかった。この最悪の結果を市は真摯に受けとめ、早速、朝霞市児童虐待防止等検討委員会をたちあげ、関わりをもった行政諸機関の記録等の諸情報を開示したうえで真摯な検討を行い、2013年3月に『朝霞市児童虐待重大事例振り返り作業結果報告書』を公表した。（朝霞市児童虐待防止等検討委員会・2013）報告書によれば、加虐の母親は児童自立支援施設の入所中に、一時帰宅した際に児を妊娠し措置解除となり、児の父親から継続的にDV被害があったとみられることに加え、死亡した児は多動傾向見られるなど養育・保育のしにくさが顕著であった。母親が児童相談所のペアレント・トレーニングを受けたりする姿から、指導を受け入れる能力があると見なされていたというが、一方で、母親自身がもともとは被害児童の側面をもっていた点については保育所の認識外であったとみられ、そこが遺憾な点として指摘されている。また内縁の夫についても、服役歴があり薬物依存の既往がある点について、保育所は児の安全を保障する観点からの認識をもっていなかった。乳幼児に対する視点だけでなく保護者をも児童福祉の対象としてみつめ、児童福祉ない

し少年矯正の対象者による加虐のおそれという、きわめてケアが困難な事例としての対処を、今後の保育所は求められることになる。

今一つ、保育所がかかわった死亡事例として、東京・杉並区の里親による里子の虐待致死事件がある。これについては、東京都児童福祉審議会が児童虐待死亡事例等検証部会で取り上げ、2012年1月に『児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について（里親事例中間まとめ）—平成23年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書—』（平成24年1月17日、東京都児童福祉審議会）（東京都児童福祉審議会・2012）としてまとめ、都知事に提出した。この報告書によると、被害児童は、里親家庭に委託された後に入所した未満児保育を行う保育所から別の保育所に異動したが、異動先の保育所ではごく一部の職員しか本児が里子であることを知らず、保育の中での社会的養護の対象児としての配慮や家族支援をうける機会が保障されていなかったという。つまり、里親家庭の乳幼児が保育所を利用することは珍しくないが、保育所保育においては里親家庭のケアは虐待防止の点だけでなく一般的な意味においても意識されにくい場合がある。

上記の2事例は、児童虐待対策に関して保育所がマル・トリートメント段階の保護者に対する家族支援、虐待事例の早期発見と見守りを行うだけでは、子どもの命が守れなかった現実を示している。これらの事例においては、保育所には保育を超えた社会的養護との連携までが求められることになるが、それが保育所の役割と言い切れるか難しい局面に立たされているといえるだろう。

#### ④ 里親

里親による被措置児童等虐待の死亡事例を受けて、専門里親に限らない全般的な里親制度の見直しがいくつかなされた。その背景には、専門里親でない一般里親が多くの子どもの虐待を養育し、苦勞している現状があるとみられる。自身も里親経験のある津崎哲郎は、児童相談所が委託や解除の権限を持っているために、里親は児童相談所に対して養育の困難を明かしにくいと指摘している。里親が児童相談所に対しては苦勞を見せず取り繕った返答を行いがちであることの結果として、児童相談所は「里親のしんどさをくみ取れない」事態が起り得るという指摘はリアリティがある（寺沢・2011）。そうした指摘の上で、津崎は、親族里親の枠組を広げること、2009年度に制度化されたファミリーホームに施設職員が独立するケースが増えるよう施策上の整備をすることを提言している。加えて、児童虐待相談に関して市町村は児童相談所の下請け的な役割を果たすのではなく、「市町村は権限型でなく支援型に」なることを提案している。被虐待児童の里親養育という困難な事業に取り組む里親が本音を出せる環境の整備が、児童虐待に関わる里親制度にとっては鍵概念となるだろう。

民法改正を受けて里親の立場から親権制度に対する要望が著された。公益財団法人全国里親会副会長の星野崇は、「日常の生活のなかで里親が望む親権制度」の論稿のなかで、里子に未成年後見人をつける場合に「成年後見のように登録制度として、戸籍への記載は避けてほしい」等、「子どもの最善の利益という本質から外れないように、簡便な方法を設けてほしい」と要望した。ここで言及された内容は、星野個人の意見というより、全国里親会で話されていることの概要であると想定される。また、里親委託中の児童で「親権者・未成年後見人がいない場合に児童相談所長に親権代行が認めら

れた」ことを「大きな成果である」と評しながら「措置解除後、20歳まで継続していただきたい」と要望が出され、児童福祉法の対象から外れた後の成年までの期間への法的な配慮が求められている。さらに、里親経験を踏まえて「里親が親権代行者や未成年後見人を必要としているのは、親のいない子どもの場合だけでなく、むしろ親がいる場合に問題が多いから」と、里子の親権代行者や未成年後見人の利用が親権者のいない場合に限定されないことを提言している。「制限された親権の空白部分を補う機関のひとつ」という里親理解に立てば、特に、実親との調整に加えて里親子間の意見の食い違いが生じやすい自立期以降に、親権付与などで里親の権限を強めるのではなく「里親よりむしろ公的機関による支援システムを確立してほしい」とする意図も当然と考えられる（星野・2014）。被虐待児の受け皿として専門里親の創設など、里親の技量を高め権限を強める方向で制度は動いてきたが、養育の困難さを超えて被虐待児童の健やかな育ちを保障するためには、むしろ、里親を取り巻く公的機関の関与により養育の分担を図る方向性が吟味の対象となることが妥当だろう。

#### ⑤ 児童相談所への人的資源の投入

児童相談所に、警察職員や学校教職員の配置が進められるようになっている。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」（雇児総発0412第1号 平成24年4月12日）によれば、「子どもの生命・身体の保護を責務とする警察との情報共有や相互協力の連携体制を一層強化するため」として、「警察職員等の知見の活用」が進められることになった。具体的には、「児童相談所では、虐待対応の場面において警察実務の経験に基づく知見が有効であることも多いことから、都道府県警察との協議により、「児童虐待・DV対策等統合支援事業」における「児童虐待防止対策支援事業」を活用した警察官OB等の非常勤職員採用を進めること」が盛り込まれた。さらに、この通知では、「現職警察官に係る警察との人事交流についても、地域の実情に応じて検討し、都道府県警察に相談すること」と言及されている。他方では、児童相談所に学校教職員を配置する試みもみられる。一例では、札幌市で「児童相談所の児童虐待初期対応の部署に現職の教員（教育委員会の指導主事経験者）を係長職で配置した」（築島・2012）。このように、「最近、現職の教員を児童福祉司として児童相談所に配属することは決して珍しいことではない」（築島・2012）という。

平成22年度全国児童相談所長会議資料（平成22年8月26日開催）には「都道府県等別児童相談所における警察官・教員等の配置状況」（平成22年4月1日現在）が明らかにされ、それによると、児童福祉司として配置されている警察官が1名、教員が65名いる。また、さらに初期対応を担うと考えられる「電話・受付相談員として」配置されている警察官OBが9名、教員が5名、教員OBが19名いる。

職員の出向を通じた児童相談所との連携の一方で、警察そのものにおいても児童虐待へ積極的な取り組みが広報されている。一例を挙げれば、神奈川県警察本部少年育成課のホームページ（<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd5022.htm>）には、「児童虐待から子どもを救うために！」として啓発ページが作成されており、「平成23年中、全国の警察が検挙した児童虐待事件は384件（前年比プラス32件）で、虐待で死亡した児童は39人（前年比プラス6人）となっています。神奈川県警察

では、検挙数が15件（前年比マイナス2件）、死亡数が3人（前年比プラス1人）でした。児童虐待は繰り返されエスカレートします。早く発見して対応することが、被害児童を救うことにつながります。」として、児童虐待事例への早期介入に警察が果たしている役割を明記し、「警察では、児童虐待対策について、子どもの生命、身体を守る責務として取り組んでおり、警察本部及び各警察署に「児童虐待対策班」を設置し、児童の安全確認及び安全確保を最優先とした活動を行っています。」としている。

このほかに児童相談所と警察の連携を具現化している例として、各地で児童相談所と茨城県警察少年課が合同で「家庭裁判所の許可を得て、対象家庭に立ち入り、子どもを救出する」強制立ち入り調査場面の臨検が実施されている（全国初の臨検は、2010年12月、東北地方であったという。（「虐待死は防げないのか（4）そのとき警察は「家庭に入らず」は昔話 福祉と刑事“呉越同舟”」産経ニュース2010.7.23）。福岡県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f17/keisatutonogoudoukenshu.html>）によると、県と警察による臨検・捜索合同訓練は、2013年6月25日に実施した福岡県が全国で10例目であり、これまで青森・群馬・三重・滋賀・兵庫・島根・愛媛・長崎・熊本の9県で実施されたという。その後、2013年9月には茨城県でも同様の臨検が行われた（毎日新聞、2013年9月12日地方版）。特徴的なのは、臨検の実施についてホームページでの予告をはじめ、その映像が報道誌のインターネットで公開されるなど、児童相談所と警察の連携の様子が積極的に広報されていることである。

## ⑥ 発達障害と児童虐待

発達障害と児童虐待の関連性について研究を続けている杉山登志郎は、広く用いられている精神障害の診断基準であるDSM-IV-TR（精神障害の診断と統計の手引き第四版用修正版）による診断では、児童虐待を要因とする発達障害の病因を特定しないために児童虐待を見落とし、効果のないままに通常の発達障害に対する治療を行う危険があると、警鐘をならしている。杉山らの成果から知られるようになってきたように、①発達障害は児童虐待の高リスクになる、②児童虐待の結果生じた反応性愛着障害の症状は発達障害と判別が困難なものがある、③児童虐待が「未治療で経過したとき、脳全体の後遺症によって、ある種の発達障害症候群と言わざるを得ない病態を呈する」の各点において、児童虐待と発達障害は深く関連している。なかでも、前述の③に関しては、児童虐待の結果として「子どもの脳全体を巻き込んだ後遺症を生じ」ることから、今日の日本で一般的になされているような「通常の力動的カウンセリング」では対応が可能でないばかりかかえって悪化を招くという。しかしながら、現在においても、あいち小児保健医療総合センター以外に、子ども虐待へのケアを目的とした専門外来を開設する医療機関はなく、それとは気づかれぬまま、児童虐待の後遺症に対して適切な治療を受けられずにいる場合が非常に多い。杉山が主張するように、「子どもの多動に対しすぐにADHDと診断せず、家庭状況など少し注意を払い総合的な診断を行うこと」が広がることが望まれる。（杉山・2011）

## 【参考文献】

朝霞市児童虐待防止等検討委員会『朝霞市児童虐待重大事例振返り作業結果報告書』（2013年）  
藤田美枝子「社会的養護と児童相談所の融和的発展」『臨床心理学』11巻5号（2011年9月）

平田美音「情緒障害児短期治療施設における生活支援」『臨床心理学』11巻5号（2011年9月）  
星野崇「日常の生活のなかで里親が望む親権制度」『月刊福祉』95巻6号（2012年4月）30-33頁  
笠原正洋『保育者の意思決定支援ツールを用いた児童虐待対応包括プログラムの開発』科学研究費補助金研究成果報告書（基盤研究C）H17-H19、課題番号19530881（2010年）  
笠原正洋「子ども虐待と保育所の役割 他分野協働の重要性」『教育と医学』696号（2011年6月）4-12頁  
厚生労働省『平成23年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況について』（2012年10月15日、厚生労働省HPにて公開）  
森田喜治「被虐待児への児童養護施設での対応」『臨床心理学』11巻5号（2011年9月）  
杉山登志郎「子ども虐待とADHD」別冊発達『ADHDの理解と援助』（ミネルヴァ書房、2011年）198-204頁  
高橋一正「虐待を受けてきた入居者への自立援助ホームでの支援について」『臨床心理学』11巻5号（2011年9月）  
田中康雄（2011）「児童虐待と社会的養護を特集する意味」『臨床心理学』11巻5号（2011年9月）  
寺沢健之「児童虐待を考える 里親が本音出せる場必要 親族制度の拡大も一津崎哲郎・京都花園大特任教授 インタビュー」『厚生福祉』5843号（時事通信社、2011年9月）2-4頁  
東京都児童福祉審議会『児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について（里親事例中間まとめ）—平成23年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書—』（東京都児童福祉審議会、平成24年1月17日）  
富田拓「児童自立支援施設の場合」『臨床心理学』11巻5号（2011年9月）【文献20】  
築島健「虐待における児童相談所との連携」『子どもの心と学校臨床』6号（2012年2月）125-132頁  
渡部達也「市民活動による社会的養護」『臨床心理学』11巻5号（2011年9月）  
山縣文治「里親等制度等の状況と社会的支援」『臨床心理学』11巻5号（2011年9月）  
山下英三郎「子ども虐待とスクールソーシャルワーク」『教育と医学』696号（2011年6月）13-20頁

（田澤薫）

#### （4）非行・教護分野

この期においては、ほとんどの入所児童が被虐待経験を持つといわれる児童自立支援施設における社会的養護の特性を分析した優れた研究が出されたことと、施設内虐待事例に関する対応がなされたことの双方から動きがあった。施設内虐待事例そのものが、児童自立支援施設における社会的養護の特性が内包する課題を浮き彫りにしたものだといえる。

児童自立支援施設における社会的養護の特性を研究した成果として、国立きぬ川学院の富田拓による「児童自立支援施設の場合」（富田・2011【文献20】）が発表された。

一方で、国立きぬ川学院において発生した被措置児童等虐待事件については、厚生労働省において「国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会」が設置され、報告書が公表されたが、さらにそれを受けて国立武蔵野学院院長が、全国児童自立支援施設協議会の機関誌である『非行問題』に「施設内虐待を予防するために～基本を踏まえてあたりまえのことをあたりまえに～」を特別寄稿した。（相澤・2011）この一連の振り返りからは、明治期の感化院以来、非行児童保護の世界で有効性を発揮し続けている夫婦小舎制が内包する閉鎖性を乗り越えて、職員間の協働により児童自立支援施設が培ってきた独自の専門性の高さをどう活かすかが自問されている。

## 【参考文献】

相澤仁「施設内虐待を予防するために～基本を踏まえてあたりまえのことをあたりまえに～」『非行問題』217号（2011年）174-192頁

富田拓「児童自立支援施設の場合」『臨床心理学』11巻5号（2011年9月）653-658頁【文献20】

（田澤薫）

## （5）教育分野

長らく学校は、児童虐待の防止に関して積極的とは言い難かったが、次第に、学校は「すべての子どもと家族に関わることができ、子どもが虐待にあう前から発見に至るまでの間、継続的に子どもと関わることができる唯一の機関である」という前向きな認識が見られるようになってきた（中島・2011）。性虐待についても、発見に学校が大きな役割を果たしていることが明らかになった。一例を挙げれば、神奈川県中央児童相談所による調査の結果（神奈川県中央児童相談所・2010）、「性的虐待発見の経緯」として「子どもの告白」が約68%を占め、「児童相談所に通告されるきっかけとなった一番最初の告白相手」は「学校」が28%で最も多かった。こうした結果を重く受け止めて、性的虐待の初期情報を得た後の対応が司法面接の方法論を視野にいれながら学校でも児童相談所との連携において吟味されなければならないだろう（なお司法面接については、刑事法の項を参照されたい）。

### ① 障害者虐待防止法への視点

文部科学省が「研修教材 児童虐待防止と学校（スライド版）」と「児童虐待防止と学校ノート版（指導者、自学・自習用）」を作成し公表した。これは、文部科学省の「学校等における児童虐待に向けた取組に関する調査研究会議」（平成18年度 座長玉井邦夫）の成果をもとに教材化したものである。

これら「児童虐待防止と学校」の内容は以下の通りである。

「オリエンテーション／第1章 虐待の基本的理解／第2章 虐待と子どもの心理／第3章 学校生活での現れ／第4章 虐待と生徒指導・特別支援教育／第5章 虐待関連法規／第6章 疑いから通告へ／第7章 虐待を聴く技術 コミュニケーションの技術／第8章 虐待を受けた子どもへの具体的な関わり／第9章 家庭への対応／第10章 関係機関との連携とケース会議／第11章 家庭から分離された子どもへの対応／第12章 障害者虐待の防止と対応」

ここから明らかなように、2011年に障害者虐待防止法が成立したことの影響が、早々に学校教育における児童虐待対策の研修教材に反映されたことは特筆に値する。

### ② 学校保健安全法の成立

2009年に旧来の学校保健法が一部改正されるとともに学校保健安全法（平成21年法律第76号）として改題されたことを契機として、児童虐待は学校生活における心の健康問題の一つとして捉えられるようになった。これは2008年1月に出された中央教育審議会答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」を踏まえたものである。

新法で、健康観察、教職員等による健康相談・保健指導、医療機関等との連携などについて所要の規定が新たに設けられたことの持つ意味は少なくない。つまり、年間行事の一つに組み込まれた健康診断などとして特別活動の中の一つとして位置づいていたこれまでの保健指導が、新たに、日々の学級指導の中で学級担任をはじめとする一般教職員が取り組むべきものとして位置を得たのである。こうした変更の対応策として、文部科学省は2011年に「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」を作成したが、この「まえがき」にも児童虐待は「学校生活における心の健康問題」の一つとして明記されている（文部科学省スポーツ・青少年局長布村幸彦「まえがき」教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引、2011）（布村・2011）。児童虐待を一例とする子どもの心の健康問題に向き合うためには、一人養護教諭にのみ保健指導を任せておける状況ではないという認識が、学校教育の世界での共有理解となってきたように見える。

こうした課題意識から、校医・園医との連携についても言及されるようになった。児童虐待対応のためには、「教育機関でのグレーゾーンを含めての要支援・保護児童の抽出が不可欠であり、保育等の教育機関と医療機関との連携が必須となる。このためには、地域教育機関・医師会が協働でその事業を行う必要がある」（市川・2011）との指摘がある。「子ども虐待における教育機関・医療機関の初期対応における最大の問題点は、虐待を受けた、あるいは受けつつある子どもたちへのアプローチが悪いと、いわゆるその場限りの対応・遭遇となり、かえって虐待行為を深く潜行させることになることである」ことがよく認識され、とくに多職種で構成されている医療機関や教育機関においては、「被虐待児や家族への対応が不均一になりやすく、良かれと思った単独行動が不適切な初期対応になりかねない危険性を持っているといえる」という機関の構造的特性を自覚した取り組みが求められるだろう（市川・2011）。

文部科学省は、2010年3月に「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（21文科初第777号、平成22年3月24日）を発出した。これは、文部科学省・厚生労働省の合意の下で、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成したものである。このなかでは、学校における対応として、「（1）児童虐待の早期発見（「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）」（以下「児童虐待防止法」とする。）第5条第1項関係）学校及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める必要があることから、以下のことに留意して取り組むことを挙げ、学校保健安全法第9条に基づいて「幼児児童生徒の心身の状況の把握」を行うことをもとめている。これは、「児童虐待の早期発見の観点から、幼児児童生徒の心身の健康に関し健康相談を行うとともに、幼児児童生徒の健康状態の日常的な観察により、その心身の状況を適切に把握すること」である。重ねて、学校保健安全法第13条を典拠として、「健康診断においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検診や検査が行われることから、それらを通して身体的虐待及び保護者としての監護を著しく怠ること（いわゆるネグレクト）を早期に発見しやすい機会であることに留意すること」に言及している。

### ③ 要保護児童対策地域協議会と学校

前述の「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（21文科初第777号、平成22年3月24日）のなかには、「学校の要対協への参加」も盛り込まれている。

要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協については、2007年に厚生労働省の「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニュアル」が、厚生労働科学研究「市町村及び民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究」（厚生労働科学研究「市町村及び民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究」は、研究者：加藤曜子（流通科学大学教授）、研究協力者：安部計彦（西南学院大学准教授）らによって実施）の成果をもとに策定された結果として、代表者会議・実務者会議・個別事例検討会の3層構造で運営されるようになってきたが、これまでは、もっとも個々の児童虐待事例に直結しネットワークを生かした支援につながり得る個別事例検討会の活用が芳しくないとの評価がある。「限定的にしか行われていない」どころか「実務者会議での指示がなかったから個別事例検討会を開かなかった」と言い訳さえも聞かれる」（宮島・2012）という。それが、児童の安全確保に目が拓かれた学校関係者が児童の担任であることの自覚をもって参画することで、こうした状況に変化が生じる可能性が期待できる。

ただし、学校関係者の参画について、せっかくソーシャルワークの専門家であるスクールソーシャルワーカーが出席したとしても、それが「ソーシャルワークの機能を果たす存在としてではなく、学校組織を代表する一人の専門家として参加する」問題点が指摘されている（山下・2011）。

### ④ 学校の危機意識

学校教育と児童虐待の関連についての文部科学省の危機感の表れともいえるのが、2012年5月1日現在で実施された「居所不明児童生徒に関する教育委員会の対応等の実態調査」である。その結果概要によると、「居所不明」の児童生徒については1491件の事例があるという。不明期間が、1年未満、1年から3年未満、3年以上のそれぞれがおよそ三分の一ずつの割合である。

こうした文部科学省の危機感をうけて、明らかに学校教育の世界における児童虐待への関心は前の期までとは異なる緊急性を帯びてきた。教育専門情報誌である『内外教育』は、「学校が救える命」として連載を組んだ（田幡・2011【文献19】）。以下に紹介したい。

初回は、江戸川区の児童虐待死亡事例を取り上げ、学校の視点からこの事件を検証し、「両親とも保護者会には必ず出席するなど、一面では教育熱心という印象を与えていた」「学校に提出される家庭環境調査票に記入されているのは、ほとんどが保護者の氏名とその緊急連絡先だけだ。保護者の職業や年齢を記入させる欄はあっても、「プライバシーに関わる」として空白になっている場合が多い」「父親が継父であることも学校側は把握していない」（筆者注：男児の背中にあったやけどの痕を発見できなかったが）身体測定は体操着を着て行うことが多い」と、「この事件の場合、学校の感度が鈍かったわけではない」と捉え、児童相談所への通告に踏み込まなかった学校側の事情を挙げている。保育所等の児童福祉施設と異なり、学校が構造的に児童虐待を発見しにくい面を抱えていることは否めない。しかし、「当時の関係者」の述懐として「児相への通告は重い。通告は親として認めないと



いう厳しい判断を下すことになる」という「児相への通告」への認識は偏向に過ぎると言わざるを得ない（田幡・2011【文献19】）。第2回では、さらに初回に挙げた学校の事情の背後にある「教育界の常識」が、初回の死亡事例の検証をうけて180度転換し、以降に起きた児童虐待事例で生かされている様子がレポートされた。紹介されている区教委の指導室長の「教員は教育公務員。子どもの生命を守る立場に立てば、リスクは発生する。その分、身分は保障されている。現場の教職員にも腹をくくってもらう必要がある」という言葉には、従来にはない、学校教育現場と児童相談所が足並みをそろえて児童虐待防止に乗り出そうという姿勢が読み取れる（田幡・2011【文献19】）。これまでの学校教育界の文献とは異なるこうした姿勢は、この連載の表題そのものが表現している。児童虐待の死亡事例に学校が関わりを持ってしまった苦い経験が繰り返されたことで、学校教育現場が変容しようとしているとみられる。

学校関係者の児童虐待防止への開眼は、「長期不登校」に対する問題意識化であろう。北海道札幌市では事件例をうけて「児童虐待による死亡事例等に係る検証報告書」（2009年3月）（札幌市・2009）を公表し、さらに、札幌市教育委員会において「園・学校における児童虐待対応の手引」（2009年度）（札幌市教育委員会・2009）を作成配布した。不登校に対する認識をめぐっても、児童福祉的な発想と学校教育的な発想では大きな違いがある。上記の手引きの策定過程で「教育委員会と児童相談所は、文化も仕組みも歴史も体制も異なる2つの機関がともに作業する価値ある体験をした。両者は文化の違いを知り、互いの「台所事情」を知るようになった」と、従来になかった共同作業の経験をもつことで「コミュニケーションの壁」が取り払われる様子が指摘されている（築島・2012）。児童相談所と学校現場が、互いの専門性や力量に学び合うことで、児童虐待に向き合う過程で「相手方が達成したいと考えている価値を当方の資源を使ってともに達成することと、こちらが達成したいと願っている価値を相手方の資源を借りる形で達成することを同時に行うような、互恵的關係の中で課題を解決する」方法を模索することが現実が始まってきている（築島・2012）。

『週刊教育資料』の「教育問題法律相談」欄に「児童虐待による「一時保護」への対応」に関する質問が寄せられたことも、学校にとって児童虐待への対応が本腰を入れて臨まざるを得なくなってきた事象であることを物語る（角南・2011）。

## ⑤ 高等学校「家庭」における児童虐待教育

現行の「高等学校学習指導要領解説 家庭編」（文部科学省・2010）には、「第5節 子どもの発達と保育」の「子どもの福祉と子育て支援 ア児童福祉の理念と関係法規・制度 イ子育て支援」の「イ子育て支援」における「内容の範囲や程度」で、「子どもの虐待とその予防などにも触れること」「近年問題とされる子どもの虐待の実態や原因等について扱い、その予防について考えさせる」と、児童虐待について言及がある。

高等学校の「家庭」の科目は児童「虐待の防止教育としての意味を持っている」（鈴木真由子・岡本正子・岡本真澄・2011）という認識は、高等学校の家庭科教員の中でも広がりつつあるようである。一方で、授業で児童虐待を扱うことを通じて、「虐待を経験している生徒がいる」現状に直面し、「ク

ラス担任や養護教諭と連携を図りながら展開」せざるを得ないこともある。児童虐待防止に関する教育内容が「生徒の現状に近すぎる」ために「気分が悪くなったり、人権等の授業でフラッシュバックのような状態に陥ったり」する場合は現実には起こっているという。

ただし、児童虐待に向き合う学校の姿勢が、教職員による児童虐待対策に変更するのではなく、児童自身が年齢に応じて児童虐待を防ぐ目を養い、被害にあわない力を養うことは大切な視点である。このことについて、奥山真紀子は「子どもに権利教育を行っていくことは、子どもが自分におきていることを開示したり、そこから脱出してトラウマから回復する力をつけることに繋がります」（奥山・2011）と述べている。

## 【参考文献】

- 市川光太郎「子ども虐待に対する学校と医療機関の連携」『教育と医学』696号（2011年6月）48-60頁
- 角南和子「教育問題法律相談」『週刊教育資料』1183号（2011年11月7日）
- 神奈川県中央児童相談所『神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書（第3回）』（2010年）
- 厚生労働省（2007）「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニュアル」
- 厚生労働科学研究「市町村及び民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究」（厚生労働科学研究「市町村及び民間団体の虐待対応ネットワークに関する研究」（研究者：加藤曜子（流通科学大学教授）、研究協力者：安部計彦（西南学院大学准教授）ら）
- 宮島清「虐待から子どもを護る—新たな制度を活用するために必要なこと—」『月刊福祉』95巻6号（2012年4月）26-29頁
- 文部科学省『高等学校学習指導要領解説 家庭編』（2010年）
- 文部科学省「研修教材 児童虐待防止と学校（スライド版）」「児童虐待防止と学校ノート版（指導者、自学・自習用）」
- 中島朋子「児童虐待に対するスクールカウンセラーの役割」『教育と医学』696号（2011年6月）30-38頁
- 布村幸彦「まえがき」『教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引』（文部科学省スポーツ・青少年局、2011年）
- 奥山真紀子「学校に願うこと：知識と実行力を」『教育と医学』696号（2011年6月）2-3頁
- 札幌市『児童虐待による死亡事例等に係る検証報告書』（2009年3月）
- 札幌市教育委員会『園・学校における児童虐待対応の手引』（2009年度）
- 鈴木真由子・岡本正子・岡本真澄「高等学校家庭科教育における子ども虐待の取り扱い—教員へのヒアリングを通して—」『生活文化研究（大阪教育大学家政学研究会）』50号（2011年）75-84頁
- 田幡秀之「失った2度の時機—東京江戸川区児童虐待死事件から—学校が救える命①」『内外教育』6120号（時事通信社、2011年11月11日）6-7頁【文献19】
- 田幡秀之「教委が通告を後押し—親『性善説』を転換—東京都江戸川区—学校が救える命②」『内外教育』6121号（時事通信社、2011年11月15日）8-9頁【文献19】
- 築島健「虐待における児童相談所との連携」『子どもの心と学校臨床』6号（2012年2月）125-132頁
- 山下英三郎「子ども虐待とスクールソーシャルワーク」『教育と医学』696号（2011年6月）13-20頁

（田澤薫）

## （6）医療・保健・心理分野

医療・保健・心理分野からみた第5-6期の動向においては、医療ネグレクトへの対応と死亡検証

(デスレビュー)の新たな動き、臓器移植ガイドラインの改正という医療分野における虐待防止の新たな展開が起こり、保健領域では妊娠期から行う虐待予防の活動が更に広がる。心理領域では施設内での性暴力への対応に関する実践と研究が行なわれるようになる。

### ① 医療ネグレクトに関する研究動向

医療ネグレクトに関する主な研究動向を確認すると、1985年、輸血を伴う手術を宗教の信仰を理由に保護者が拒否、第5期では、井上みゆき「日本における医療ネグレクトの現状と法的対応に関する文献検討」(日本小児看護学会誌 Journal of Japanese Society of ChildHealth Nurslmg 2007)、2008年「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」日本輸血学会(当時) <現在の日本輸血・細胞治療学会>の発行、2008年「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(雇児総発第0331004号)の通知の発出など、医療ネグレクトに対する対応について虐待の研究領域では関心が高まり、具体的な対応についても注目が集まるようになる。第6期になると2010年『医療ネグレクトへの対応手引き』(厚生労働省)の発行、研究においては、宮本信也による2010年「医療ネグレクトにおける医療・福祉・司法が連携した対応のあり方に関する研究」などがある。特に、研究において、医療ネグレクトの定義と対応についての議論が活発になり、『子どもの虐待とネグレクト』第12巻第3号(2010年11月 日本子ども虐待防止学会)では特集が生まれ、「医療ネグレクトとは」(宮本信也)、「医療の場における医療ネグレクトの実態と課題」(柳川敏彦)、「児童福祉の場における医療ネグレクトの実態と課題—ヘルスケア・ネグレクトという考え方を含めて—」(山本恒雄)、「医療ネグレクトに関する法的論点」(磯谷文明)、「精神科の治療と親の同意」(石田文三)が、それぞれの分野・立場から論文を記載している。

法的対応に関しては、民法改正により親権の一時的制限が実施できるようになり、対応が行いやすくなった。改正に伴い「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」の通知(厚生労働省 雇児総発0309第2号 平成24年3月9日)も発行されている。通知内容を確認すると、医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について保護者が児童に必要とされる医療を受けさせない、いわゆる「医療ネグレクト」により児童の生命・身体に重大な影響がある場合については、これまで親権喪失宣告の申立て等により対応していた部分を、2012年4月1日に施行された「民法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第61号)により、親権の停止制度が新設されたことなどに伴い、対応方法に変更がみられるようになることが記されており、児童相談所および市町村、関係団体は改正の周知を図ること、また具体的な手続きについても述べられている。

### 【参考文献】

井上みゆき「日本における医療ネグレクトの現状と法的対応に関する文献検討」『日本小児看護学会誌 (Journal of Japanese Society of ChildHealth Nurslmg)』Vol,16, No.1 (2007年) 69-75頁  
日本子ども虐待防止学会『子どもの虐待とネグレクト』第12巻第3号(2010年11月)

## ② 児童虐待死亡検証（デスレビュー）

2011年7月の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第7次報告）（厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）では、第1次報告から第7次報告の対象期間内に発生・発覚した0日・0か月児の死亡77人（69事例）が報告された。2012年7月には、厚生労働省の子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第8次報告）が公表された。子ども虐待による死亡事例等の検証についての第8次報告（社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」）によると、2010年4月1日から2011年3月31日までの間に、子ども虐待による死亡事例として厚生労働省が各都道府県を通じて把握した82例（98人）について分析し、関係機関の関与があった一部の事例について個別にヒアリングを実施した結果、心中以外の虐待死で0歳は45.1% 心中は、0-15歳まで各年齢に分散している傾向が明らかになった。妊娠期からの支援の必要性、望まない妊娠についての相談できる体制の充実、経済的支援制度、情報の共有化（転居、住民票がないなど、市町村と児童相談所の間）について問題点が明らかになった。

第7期の動向に含まれるが、2013年7月25日に子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第9次報告）が公表された。検証対象は2011年4月1日から2012年3月31日までの子どもの虐待死事例を扱っている。第9次報告によると（1）対象期間に発生又は表面化した心中以外の虐待死事例は56例（58人）（平成22年度：45例（51人））、心中による虐待死事例は29例（41人）、（平成22年度：37例（47人））、（2）心中以外の虐待死事例で死亡した子どもの年齢は、0歳が25人（43.1%）と最も多く、3歳未満が39人と約7割を占めていた。（3）地方公共団体と国への提言のうち主なものは、養育支援を必要とする家庭の妊娠期・出産後早期からの把握及び支援のための保健機関（母子保健担当部署）の質の向上と体制整備、児童相談所と市町村における専門性の確保と体制整備、要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関の機能強化が課題として提示されている。

第8次報告・第9次報告とも、ゼロ歳児の死亡問題に着目しており、その状況は第6次報告から続いている。死亡児童数が減少するという大きな変化はなく、さまざまな施策が実施されていても、改善できぬ児童虐待死亡の状況が明らかにされている。

児童の死亡検証に関する新たな動きとして、医療分野における活動が展開されるようになった。それが、チャイルド・デス・レビュー制度の確立である。虐待死防止、虐待死亡事例の見逃し防止も視野に入れて、チャイルド・デス・レビュー（CDR）制度の確立に向けて、日本小児科学会と国立成育医療研究センター（東京）が、「子どもの死亡登録・検証制度」導入に向けて試験調査を2012年より開始した。具体的には、2011年の1年間、東京都で発生した0-4歳乳幼児の全死亡症例を調査し、死亡原因を含む死亡に至る正しい情報、予防可能な因子を把握し、今後の多分野連携型前方視的な小児の死因究明制度を施行するにあたっての問題点を抽出することを目的として「東京都チャイルド・デス・レビュー（2012年パイロットスタディ）」を行っている。調査実施者は東京都と厚生労働科学研究費補助金・政策科学推進研究事業研究班（国立成育医療研究センター研究所）である。

第7期には、チャイルド・デス・レビュー研究会と日本法医学会が2013年6月に「死因究明制度の一環として、子どもの死亡登録・検証制度を法的に位置づけ、地域ごとに本制度を行うシステムの構

築を要望する」として要望書を内閣府死因究明等推進会議、国家公安委員会あてに提出している。

児童虐待の死亡検証に関しては、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の一部改正について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 雇児総発0727第7号 平成23年7月27日）の通知が発出され、死亡事例が発生した各自治体でも検証が行われているが、さまざまな分野においても、死因の究明と虐待が発生して深刻化した原因を探り、防止につなげる活動が第6期－第7期にかけて展開された。

### 【参考文献】

厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第7次報告）（厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）（2011年7月）

厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第8次報告）（厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）（2012年7月）

厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第9次報告）（厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）（2013年7月）

東京都「東京都における小児の死因調査実施に当たっての協力について（依頼）」東京都福祉保健局医療政策部（24福保医救第627号）（平成24年8月1日）

### ③ 臓器移植ガイドラインの整備

2010年7月の「臓器の移植に関する法律」の一部改正に伴い、厚生労働省により「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）が改正され公表された（平成9年10月8日制定）。また、厚生労働省からは『「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）の一部改正について（通知）」（健発0625第2号 平成22年6月25日）が発出されている。改正されたガイドラインには、虐待を受けた児童への対応等に関する事項についても規定されており、以下にその内容をガイドラインより記述する。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）附則第5項においては、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、その疑いがある場合に適切に対応する必要がある旨規定されていること。

このため、脳死・心臓死の区別にかかわらず、児童（18歳未満の者をいう。以下同じ。）からの臓器提供については、以下のとおりとし、虐待が行われた疑いがある児童が死亡した場合には、臓器の摘出は行わないこと。

i) 児童からの臓器提供を行う施設に必要な体制

次のいずれも満たしていること。

(1) 虐待防止委員会等の虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備されていること。

(2) 児童虐待の対応に関するマニュアル等が整備されていること。なお、当該マニュアルは、新たな

知見の集積により更新される必要があること。

ii) 虐待が行われた疑いの有無の確認について

- (1) 児童の診療に従事する者は、臓器の提供に至る可能性があるか否かにかかわらず、可能な限り虐待の徴候の有無を確認するよう努めること。また、その徴候が確認された場合には、児童からの臓器提供を行う施設においては、当該施設の患者である児童について、虐待対応のための院内体制の下で、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認すること。
- (2) この結果、当該児童について虐待が行われた疑いがあると判断した場合には、児童からの臓器提供を行う施設は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項の規定により児童相談所等へ通告するとともに、警察署へ連絡するなど関係機関と連携し、院内体制の下で当該児童への虐待対応を継続すること。
- (3) なお、その後、医学的理由により当該児童について虐待が行われたとの疑いが否定された場合についても、その旨を関係機関に連絡した上で、当該児童への虐待対応の継続の要否について検討すること。

iii) 臓器提供を行う場合の対応

- (1) 主治医等が家族に対し、臓器提供の機会があること等を告げようとする場合には、事前に、虐待防止委員会の委員等とそれまでの診療経過等に関して情報共有を図り、必要に応じて助言を得ること。
- (2) 児童から臓器の摘出を行う場合には、施設内の倫理委員会等の委員会において、2及び3（1）の手続を経ていることを確認し、その可否について判断すること。
- (3) なお、施設内の倫理委員会等の委員会で、児童について虐待が行われた疑いがなく当該児童から臓器の摘出を行うことが可能であると判断した場合であっても、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条第1項の検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われる場合には、捜査機関との連携を十分に図ること。

このように上記の指針には、児童虐待を受けた児童の臓器移植はできないことが明記されている。2010年7月に改正臓器移植法が施行され、15歳未満の子どもから脳死で臓器提供ができるようになった。新たに子どもの法的脳死判定基準も決められ、6歳未満の判定は24時間以上の間隔で2回実施するが規定されている。

④ 妊娠期から行う虐待予防の活動

第6期の2011年7月には、妊娠期における虐待予防に関する通知が発出される。その一つが「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知）、二つが「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備

について」(平成23年7月23日 雇児総発0727第1号 雇児福発0727第1号 雇児母発0727第1号(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長 家庭福祉課長及び母子保健課長通知)になる。

また、現場の動きとしては、大阪府と大阪産婦人科医会が府内の約160の産婦人科施設を対象に調査を行い、定期的な妊娠健診を受けず、出産間近に病院に駆け込む「未受診妊婦」による出産の実態調査結果を発表、「児童虐待につながるリスクがあり、自治体と医療機関が連携した支援が必要」とする見解を明らかにしている(2011年6月)。

総務省は2012年1月20日に、児童虐待の防止等に関する政策評価の結果をまとめ、厚生労働省と文部科学省に対して①児童虐待の発生予防、早期発見の推進、②児童虐待の早期対応から保護・支援の取組の推進、③関係機関の連携強化等を勧告している【文献17】。その中でも「発生予防」については、乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業を実施して、3歳未満の児童虐待の発生予防に関して、一定の効果があったとした。しかし、さらなる効果的な取り組みを検討することも勧告している。保健分野は、厚生労働省の子ども虐待による死亡事例等の検証結果のゼロ歳児の死亡率の高さを受けて、発生予防の活動をさまざまな角度から展開している。

東京都においても、発生予防の活動がそれぞれの地域で定着しつつある。東京都にある武蔵野大学附属産後ケアセンター(世田谷区桜新町 2008年3月開設)では、出産後4か月未満の母親の休養と体力回復に向けて、産後のケアの拠点として24時間体制で助産婦が中心となり母子への対応を行っている。このように、第5期から6期にかけて、虐待発生予防の対応策が保健領域で検討され、実践につなげ定着していった。

## 【参考文献】

行政管理協会「行政評価の動き 早期発見、保護支援、連携強化など勧告 総務省が児童虐待防止の政策評価で」『週刊行政評価』第2491号(2011年1月26日)6-8頁【文献17】

## ⑤ 性的虐待への対応

性的虐待対応への関心が第6期は高まる。実務レベルでは、児童相談所における性的虐待対応について、平成21年3月31日の厚生労働省通知によって改正更新された「子ども虐待対応の手引き」に実務上の留意点等が記載された。また、「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」は「子ども虐待対応の手引き」に追加して、より具体的な対応の強化・充実を図ることを目指すガイドラインとして作成され、現場の職員が性的虐待に対応できるように厚生労働省から提供された【文献15】。また、ガイドラインと共に各地域ではさまざまな研修が、児童相談所および関係機関において実施され、性的虐待対応の技法が定着するようにと働きかけがあった。

研究領域では、児童虐待防止全国ネットワーク第20回シンポジウム 子育て支援者向け研修事業<大規模研修会>「性虐待への対応 ～その現状と課題～」が2014年1月に開かれ、2010年頃より対応してきた現場での事例を含めて発表が行われている。

第6期は、児童福祉施設の現場からの研究報告も散見されるようになる。吉野は「児童養護施設に

おける性暴力への取り組みと課題—ある施設の実践を通して」『子どもと福祉』（Vol.4 2011.7）【文献16】の論文の中で、児童養護施設の現場職員の立場から施設内で子ども間での性暴力が発生した場合の対応について具体的に示している。施設における性暴力の問題は、とても重大であり、改善するためには多大なエネルギーと時間がかかることを指摘し、被害を受けた子どもの回復、加害をしたことで生活場所を変えることになる子ども（措置変更）、そして、それぞれの保護者への報告とケア、また子どもたちに深い心の傷を負わせてしまったことを悔やむ職員の心のダメージなど、それぞれへの対応・状況について言及している。論文は、施設内の性暴力について、以前は発覚を恐れて見て見ぬふりや隠していた傾向、またそのようなことは発生しないと真っ向から向き合なかった状況から抜け出しつつある現在の状況を示している。

### 【参考文献】

『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版』【文献15】

平成20～22年度 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳沢正義）」

「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究（研究分担者 山本恒雄）」

「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究」（分担研究者 故 庄司順一）

吉野りえ「児童養護施設における性暴力への取り組みと課題—ある施設の実践を通して」『子どもと福祉』4号（2011年7月）22～27頁【文献16】

（加藤洋子）



### Ⅲ 主要判例解説

#### 1 刑事法分野

【判例1】告訴の当時に10歳11か月の女兒であった被害者について告訴の効力を認め、被害者の告訴能力を否定して公訴を棄却した原判決を破棄し、事件を原裁判所に差し戻した事例（名古屋高金沢支判平成24年7月3日、平成24年（う）第19号、裁判所HP、刑事判例リスト18）

本件は、同棲していた被告人A（男）及びB（女）のうち、Aについては傷害1件、準強姦2件、強制わいせつ2件で公訴が提起され、Bについては、これらの準強姦及び強制わいせつを幫助したのものとして起訴されたという事案である。捜査の段階で作成された検察官調書は、Bの実子であって本件の被害者の1人である女兒Cが処罰の意思を求めるかのような記載を含んでいたが、ここで問題となったのは、この記載からCの告訴があったものと認めて公訴の提起を有効と評価できるのかという点である（強制わいせつの罪は親告罪であるため（刑法176条・180条）、告訴がなければ起訴できない）。

この点について第一審は、検察官調書が作成された時点でCは10歳11か月であったところ、この時点でCが告訴能力を有していたことには相当な疑問が残るため、Cによる有効な告訴があったものとは認め難いと判示して、Cに対するわいせつな行為を幫助したという強制わいせつ2件のうち1件の公訴事実に関して、公訴棄却を言い渡した。これに対して、検察官による控訴の申立てを受けた控訴審は、当時のCが告訴能力を備えているものと判示して、原判決を破棄し、事件を第一審に差し戻した。

第一審は、「告訴が有効であるためには、告訴人に、訴訟行為能力として、犯罪となるべき行為により被害を受けたという客観的な経緯を認識し、これにつき被害感情を有して、犯人に対し公の制裁を望むことが可能なだけの能力」が必要と述べて、このような意味内容の能力をCが有するものとは認めなかった。第一審は、Cの告訴能力に相当な疑問を認めたこと理由として、Cが当時10歳11か月という幼い年齢であったことに加え、そもそもCが告訴の意味をよく理解できていないと考えた捜査機関は祖母に告訴状の提出を働きかけたという事実なども挙げている。

これに対して控訴審は、「告訴は、犯罪被害にあった事実を捜査機関に申告して、犯人の処罰を求める行為であって、その効果意思としても、捜査機関に対し、自己の犯罪被害事実を理解し、これを申告して犯人の処罰を求める意思を形成する能力があれば足りる」ものと判示した上で、本件についても、小学5年生として「普通の学業成績を上げる知的能力を有したCが被害状況を具体的に申告し……、その犯人として被告人を特定してその処罰を求める意思を申告していたのであるから、告訴能力としてはこれを備えている」という判断を示した。

告訴能力の意味内容に関しては、これまでの裁判例でも見解が分かれている。学説も、本件の控訴審が示したような見解に対して、被害を受けた事実を理解したうえで、告訴によって生じる社会生活上の利害得失をある程度見通しうる能力まで要求する見解が唱えられている。後者の見解によれば、前者の程度しか有しない被害者は、取調べ・公判廷で供述・証言することや事件が公になることといった各種の負担が後々生じるのに、それらの負担を理解しないまま被ることになってしまうという。他方で、本件のように告訴権を有する者が事実上Cに限定されていたような事案では、後者の程度ま

で能力を要求することがかえって制裁を求める被害者の意思を無にしてしまうという問題も指摘される。本判決は、いずれの見解が被害を受けた児童の利益になるのかという、重要であるが難しい問題に関して先例を加えたものであり、児童虐待と刑事司法のあり方に関する今後の議論にも影響するものとして、相応の意義を有する。

(岩下雅充)

## 2 行政法分野

【判例2】両親がその児童に対して適切に栄養を与えておらず、必要な治療等を受けさせていないとして、児童の入院先の病院が児童福祉法25条に基づく通告を行い、通告を受けた児童相談所の長が同法33条に基づき同児童を一時保護する決定をした事案について、同通告及び同決定がいずれも違法ではないとされた事例（横浜地裁判決平成24年10月30日、平成21年（ワ）第2425号、損害賠償請求事件、判例時報2172号62頁）

本件は、両親がその児童に対して適切に栄養を与えておらず、必要な治療等を受けさせていないとして、児童の入院先の病院が児童福祉法25条に基づく通告を行い、通告を受けた市の児童相談所の長が同法33条に基づき同児童を一時保護する決定をした後、同市の別の児童相談所で一時保護中の当該児童に対して職員がアレルギー源を含む食べ物を誤って食べさせたため、アナフィラキシーショックにより児童が死亡したことから、児童の両親が損害賠償を請求した事案である。原告は、①通告を行った病院に対して、虚偽の事実を通告したとして民法上の損害賠償を請求し、②児童相談所を設置する市に対して、一時保護決定等が違法であると主張して国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求し、また、③児童相談所の職員が誤ってアレルギー源を含む食物を食べさせたため児童が死亡したとして国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求した。

本判決は、原告による栄養ネグレクト、医療ネグレクトを認定した上で、①本件通告は必要かつ合理的なものであるとして病院に対する請求につき理由がないとして認めなかった。②本件一時保護決定については、「一時的にせよ児童を保護者から強制的に引き離す行為であるから、合理的な根拠に基づいてされなければならない、その判断に合理的な根拠がない場合には、一時保護決定は違法となる」としつつ、児童相談所長の判断には合理的な根拠があり、違法とはいえないとした。このほか一時保護機関の不告知、面会拒否についても、原告らが児童を取り戻す危険があったとして、違法とはいえないとした。これに対し、③誤ってアレルギー源を含む食物を食べさせたことには注意義務を怠った過失が認められるとして、原告の請求を一部認容した。

本判決において注目すべきは、児童福祉法25条に基づく通告、及び一時保護決定について違法でないとした判断である。このうち一時保護決定については、一時保護が児童を保護者から強制的に引き離す行為であると指摘して合理的な根拠を求める点が注目される。これに対して、通告については、基本的に通告を受けた児童相談所の側がどのように対応するか責任を負うものと考えられる。通告が誤りであった場合の免責規定の必要性が主張され、児童虐待防止法2004年改正でも通告義務について「児童虐待を受けた『と思われる』児童を発見した者」と改正されたことからすれば、本判決におい

ても通告が必要かつ合理的なものであったことにつき立入った判断が必要であったかは疑問の余地がある。本事案では医学的判断に基づく通告であり、また、必要かつ合理的であるとの認定が可能であったことから立入った判断がなされたものと思われるが、一般的には通告の違法性についてはより緩やかな判断によるべきであろう。

なお本判決は、控訴審（東京高裁判決平成25年9月26日、平成24年（ネ）7965号、損害賠償請求控訴、同附帯控訴事件、判例時報2204号19頁）において取り消され、原告の損害賠償請求が棄却されている。（上告・上告受理申立て）。

**【判例3】 処分行政庁が児童福祉法33条に基づきなした一時保護決定につき、当該児童が親権者母から虐待を受けた要保護児童等に当たり、一時保護が必要であるとした処分行政庁の判断に裁量の逸脱があるとはいえず、その手続にも違法はないとして、当該児童及び親権者母による取消請求を棄却した事例（大阪地裁判決平成23年8月25日、平成23年（行ウ）第39号、児童福祉法による一時保護決定取消請求事件、判例地方自治362号101頁）**

本件は、頸部及び頭部を刃物で切られて傷害を負い総合医療センターに救急搬送された児童につき、意識回復後も意識障害があったことから尿中薬物検査を実施したところ睡眠薬の成分が検出され、母親から薬を飲まされたとの同児童の発言を聞いたとの看護師からの報告をうけて、総合医療センターから児童相談所に児童虐待を受けた疑いがある旨の通報がなされ、児童相談所長によって一時保護が決定されたことに対し、児童及び母親が一時保護決定の取消を請求した事案である。原告は、①看護師の供述内容を争うなど、母親が睡眠薬を飲ませたと疑う理由がないとの主張に加え、②処分行政庁が十分な裏付けをとることなく、もっぱら傷害の捜査への協力のために一時保護決定をしたとして手続の違法性を主張した。

本判決は、①一時保護決定が必要であるとした処分行政庁の判断に裁量の逸脱があるとはいえないとしたうえで、②手続の違法性についても、一時保護決定の暫定的性質、緊急性を理由に、一時保護決定前に看護師から直接聴取りを行っていないことをもって、十分な裏付けを欠いているとはいえないとし、また、一時保護決定が児童福祉法26条や27条の後続手続を予定するものであることから、一時保護決定後に調査をするなどして後続手続に必要な資料を収集し、関係者への事情聴取をしたとしても違法とはいえず、捜査への協力目的とはいえないとし、児童に対する警察官の取調べを容認したこともやむを得ないとして、処分行政庁が裁量権を濫用したとは認められないとし、原告の請求を棄却した。

本判決は、一時保護決定に係る行政庁の裁量の逸脱・濫用の有無を判断するにあたり、手続の違法性について具体的な判断を示している点で注目される。とりわけ一時保護決定が後続の措置を予定するものであるとして暫定的性質を指摘し、後続の手続での情報収集によることも認められるとする判断は、児童福祉法全体の仕組みの中での一時保護の位置づけに着目するものであり、近時行政法学において注目されつつある「仮の行政行為」の議論の観点からしても、極めて興味深い判断が示されているといえよう。手続の違法性に関する本判決の具体的な判断が果たして妥当であるか、行政法一般

理論の観点からも有益な検討の素材といえよう。

**【判例4】児童福祉法33条の規定による一時保護決定の効力の停止を求めた執行停止申立事件において、一時保護決定の取消しを求める本案について理由がないとみえるとして、申立てが却下された事例（大阪地裁決定平成23年12月27日、平成23年（行ク）第123号、執行停止申立事件、判例地方自治367号69頁）**

本件は、平成23年1月21日、生後2か月に満たない乳児を寝室に運ぼうとした際、1メートル程度の高さから誤って右側頭部を下にして落としたとして救急外来に来院した事例につき、乳児を診察した医師が当該乳児を入院させ虐待通告をした後、児童相談所が別の鑑定医の鑑定をもとに一時保護を行おうとしたところ、通告をした医師が診断を変更して乳児を退院させたことから、一時保護を行わず見守りを継続することとしたが、同年11月10日に当該乳児が左大腿骨骨折という重症を負ったことから、通告を受けた児童相談所長が虐待の存在を疑って一時保護決定をしたのに対し、執行停止が申立てられた事案である。

本決定は、申立てを却下するにあたり、一時保護が暫定的な処分であることに加え、緊急を要する場合が多いことを確認した上で、一時保護は虐待が確実に認められる場合にのみ行い得るものではなく、虐待の存在の疑いが認められれば足りるとし、また、虐待が存在しなかったとしても今後の落下事故を防止するなど当該乳児の安全を図る必要から一時保護をすべきであるとした処分行政庁の判断の判断が不合理であるとはいえないとして、裁量の逸脱ないし濫用があるとはいえないとした。

加えて、本決定は、①児童福祉法33条1項の規定する一時保護は、要保護児童等に対する行政処分であるとした上で、処分の通知は両親が親権者である場合であってもいずれかに通知すれば足りるとし、また、②一時保護決定は要保護児童等に対する不利益処分といえるから、当該処分を行うに際しては名宛人に対してその理由を示す必要があるとした上で、一時保護の暫定的かつ緊急的な処分としての性質に加え、一時保護を行う際に要保護児童等の生育状況及び環境等について必ずしも詳細な情報を入手しているとは限らないことを指摘して、ある程度抽象的な理由の提示であっても許容されるとの解釈を示し、通知書に法33条に基づき一時保護をした旨及び一時保護が必要と判断したためとの理由が記載されているに過ぎないとしても手続的瑕疵があるとは認められないとした。

本決定においても一時保護につき手続的瑕疵に関する具体的な判断が示されているが、一時保護決定が行政手続法上の不利益処分であるとの判断を明示した上で、一時保護の暫定的かつ緊急的な処分としての性質を強調する点は、「仮の行政行為」論の具体的展開として行政法学の観点からも注目される。もっとも、一時保護が必要と判断したためとの理由が記載されているに過ぎないとしてもやむを得ない面があるとの具体的判断は、適正手続の要請に基づく理由付記の趣旨からして疑問のあるところである。一時保護の性質からして詳細な理由を示すことが困難であるとしても、暫定的にそのような行為を行う理由を当該事案に照らして示す必要はあるのではないか。「仮の行政行為」論の観点からのさらなる検討が求められる。

（横田光平）

## IV 主要文献・調査解説

### 1 児童福祉法分野

【文献1】倉田賀世「社会保障法学的見地からみた児童虐待法制のあり方」『法政論叢』47巻2号（2011年）102 - 118頁

本論文は、児童虐待をおとなと子どもという非対等な関係から生ずる、生活に対する継続的なリスクと捉え、被虐待児、虐待者を視野に入れ、予防から家族再統合に至るまで、包括的かつ継続的なアプローチが可能になる点をもって社会保障法学的に児童虐待を論じる意義があるとする。その上で、この「リスク」に着目し、リスク予防・発見のプロセス、リスク軽減・減失のプロセスに二分し、それぞれわが国の現行法上の課題を明らかにした上で、比較法的手法により包括的な児童虐待法制を検討する。

リスクの発生予防・発見のプロセスについては、父親による虐待や乳幼児以外の年齢の子どもに対する早期発見方法、家庭訪問に応じない家庭に対する効果的な予防策の検討が必要であるとする。比較法的視点からは、リスクを減失し、家族再統合を進めるという長期的な展望に立った場合、状況によっては個人の保護に重きを置いた家族介入のあり方が親子の再統合を困難にする可能性も考慮し、長期的・包括的観点からの検討が必要であるとする。虐待の発見の促進については、通告に対する法的免責規定がないことから、これを改正し、通告に対する心理的障壁を除去する方法が容易かつ現実的な手段であると提案する。

機関・政策連携については、イギリスの2004年児童法の「すべての子どもに対する普遍的サービスに児童虐待を対象とする選別的なサービスを統合し、普遍的なサービスに早期予防の機能をもたせるという考え方」に注目し、児童虐待予防策と貧困家庭の子育て支援政策など、より広く、子どもを対象とする施策間での連携—具体的には生活保護施策との連携—の有用性を指摘する。

リスク軽減・減失プロセスに関しては、保護した後の子ども・親双方を支援する法制が不十分であると述べ、イギリスおよびアメリカの法制からみてわが国の一時保護、職権保護のいずれにおいても行政機関の役割が過重になりすぎていると指摘し、わが国での司法機関による積極的な関与を期待する。

児童虐待防止法制に関する比較法的視点から、当事者双方、虐待に至る背景なども視野に入れたより包括的な支援のあり方を検討するには、「リスク」の観点から児童虐待を捉える社会保障法学からのアプローチとの視点は、示唆に富んでいる。

【文献2】安見ゆかり「フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失 (retrait) 制度について」『青山法学論集』53巻2号（2011年9月）165—188頁

フランスにおける子どもの権利保護処分について、手続法を中心に解説する。フランス法においては、育成扶助処分、親権委譲制度、親権喪失制度と多くの保護処分制度が存在する。これらの制度は段階的・重層的に位置づけられ、手続保障にも十分配慮がなされており、多様な管轄裁判官の存在および分担についても、それぞれの処分権限に配慮して管轄を異にしているという。事案の程度・内容

に応じて、多様な対応を可能にしている状況が示されており、興味深い。

**【文献3】** 高田清恵「スウェーデンにおける児童虐待防止に関する法制度の特徴と現状—予防から被害児童へのケアまで—（その1）」『月刊国民医療』278号（2010年12月）17—23頁

同「スウェーデンにおける児童虐待防止に関する法制度の特徴と現状—予防から被害児童へのケアまで—（その2）」『月刊国民医療』279号（2010年12月）17—24頁

本稿は、1979年に世界で初めて法律で体罰を禁止したスウェーデンにおける児童虐待防止の法制度とその運用の実情について論じている。(1)では体罰の法的禁止が実現するまでの背景、児童虐待を子どもへの人権侵害として「子どもの法的権利の問題」として取り組む姿勢、体罰禁止後の体罰の改善状況が詳しく報告されている。児童虐待に関する法制度としては、通報義務等の手続きの整備とともに、子育て支援などの家族支援の手厚さ、被害児童に対する福祉、医療ケア等の多彩な支援施策が講じられている点が特徴であるとする。他方で、近親者間の暴力が犯罪に該当するとの認識が浸透し、被害児童に対する公費による特別代理人制度などが紹介されている。虐待家庭に対する介入の方法として任意にもとづく介入に関する「社会サービス法」と強制介入の根拠となる「強制法」があり、その手続きが述べられている。(2)ではこれらの法律の内容・手続きが概説され、保護された子どもへの福祉的・医療的支援や親への支援の実情が紹介されている。とくに子育てに特別なサポートが必要な家族に対して家族が一時的に滞在し、職員が生活を一時的にともにして専門的判定、養育方法の指導等を行う「家族ユニット」制度が興味深い。

体罰禁止が2011年の民法改正において実現しなかったわが国における今後の法改正に必要な取組みを知る上で参考になるとともに、「人権侵害」として児童虐待を捉え、その視点に基づく制度のあり方を検討する上で有用な文献である。

**【文献4】** 藤原夏人「家庭内暴力及び児童虐待への対応を強化」『外国の立法』249巻1号（2011年10月）20—21頁

2011年6月に韓国で成立した「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法一部改正法」及び「児童福祉全部改正法」の成立の背景、改正内容について紹介する。前者においては、警察官の判断で接近禁止を命ずることができる「緊急臨時措置」制度の法定化、被害者が自ら「被害者保護命令」を請求できる制度が新設された。後者については、家庭外の児童虐待も対象とすること、子どもの総合的実態調査の実施、親権喪失請求権者の拡大、通報義務者の拡大、虐待行為者の児童保護専門機関職員及び司法警察官吏に対する暴行脅迫、調査拒否の禁止の明文化が図られたこと等が紹介されている。

**【文献5】** 橋爪幸代「近親間虐待への法的対応—日英制度比較—」『現代法学』20号（2011年1月）197—216頁

本稿は、児童虐待およびDVを対象に、わが国とイギリスの法制度を比較する。児童虐待についていえば、イギリスにはわが国の児童虐待防止法のような虐待に特化した法律は存在せず、通告義務も

法律により規定されていない。わが国においては児童虐待防止法により確かに制度整備が進んだ部分があるが、近親者間の虐待について、虐待対象を特定しすぎると家庭全体の問題を見失うおそれがあることから、関連機関相互の連携を高め、広い視野から問題に対応することが重要であると述べる。

**【文献6】福谷朋子＝桐井弘司＝吹野憲征＝小野晶子＝柳瀬陽子「性的虐待への法的対応と今後の課題」『子どもの虐待とネグレクト』13巻2号（2011年9月）229－237頁**

児童虐待の中でも性的虐待は、その特質から特別な配慮が必要であるとの認識から、被害児童は原則として加害親から分離すべきであるとする。児童福祉法28条審判による入所措置の場合、2年更新に際しては、児童相談所は、その間、加害者以外の家族、とくに母親に対して加害者と決別して子どもをサポートする決意をするよう支援するなど、別の形での再統合を模索する必要性を説く。また、両親の離婚により加害親と子どもとの分離を図るときには、親とは別に子どもの代弁者としての弁護士を付けるような注意が必要であると述べる。また、被害児童が15歳以上に達しているときは、親権者の同意なくして子ども本人として養子縁組をすることができるため、実務では祖父母や里親との養子縁組が活用されているとのことが紹介されている。

提言として、児童福祉法34条1項6号の「淫行罪」について、13歳以上の子どもに対する親子関係者間でのわいせつ行為・姦淫行為に関しては、「暴行または脅迫」の要件を撤廃した犯罪類型を設けるべきであり、公訴時効は撤廃すべきであると主張する。

**【文献7】山田晋「暴力・虐待をめぐる現代的課題と権利擁護」『社会福祉研究』111号（2011年7月）28－49頁**

親密圏内の暴力・虐待の特徴は、虐待者と被虐待者との間に家族関係や扶養関係などの特別な関係があるところから、刑法上の犯罪と区別される。その差異としては、加害行為の継続性・被害者の固定性があり、救済関係あるいは一定の依存・充足関係のもとで発生する点にある。親密圏内の暴力・虐待に対するアプローチには、加害者への課罰を主眼とする制裁的アプローチ、暴力・虐待が生じた家庭の改善・再生に主眼を置く福祉的アプローチがあるが、その根本的解決には、被害者の保護・救済を主眼とする人権論的アプローチによるべきであるとする。しかし、児童虐待についていえば、被害児童の保護・救済が最優先事項である点に異論はないものの、児童虐待が親子というか関係から生じ、子どもが家庭的環境で成長発達する権利をもつことを考えると、保護・救済のみに視点を当てた法制度は、適切とはいえない。むしろ人権論的アプローチと福祉的アプローチをどのように適切に用いるかが考えられなければならないと述べる。さらに、人権論的アプローチから、親密圏内の暴力・虐待に関する法制度を、虐待の発見、親密圏の定義、虐待の定義、虐待行為への対処、行動制限と自由権などについて、児童虐待防止法、DV法、高齢者虐待防止法を比較しながら論じる。児童虐待に関連する点を取り上げれば、虐待行為の防止・救済としては、親密圏内の虐待を止める最も効果的な方法は、親密圏の解体、関係性の遮断にあることから、虐待者と被虐待者の分離が原則となるとする。親密圏内の犯罪を壊滅できる手法は親密圏の解体のみであるので、親子の再統合（児童虐待防止法4、

11条)は、本来考慮されるべきではないと主張する。まとめとして、現在の行政の改革では親密圏内の暴力・虐待に十分対応できないところから、「親密圏虐待対策保護センター」のような特別の行政機関を設置し、発見・救済・保護等に一義的に責任を負えるようにすることが必要であるとする。例として警察に「ファミリーバイオレンス保護・救済センター」を設置することをあげ、児童相談所はカウンセリングという本来可能な業務のみを行うべきであると提言する。そして、裁判所が人権保障のためにより積極的な役割を担うべきであるとする。

しかし、親密圏内の虐待がすべて家族の解体を必要とするものではないのであるところから、一とくに児童虐待については一家族再統合・家族維持との福祉的アプローチを放棄するのは、家庭に対する過剰介入を招くおそれがある。また、個々の暴力・虐待の発生の起序が異なること、被害者の特性等を考慮すれば、一元的対応には無理があること、暴力・虐待の発生予防も重大な責務であるところ、重度虐待に焦点を当て、過度に保護・介入を強調することが、全体としての暴力・虐待への対応として望ましい対応といえるかどうか、さらに検討が必要であろう。

(吉田恒雄)

## 2 刑事法分野

### 【文献8】「刑事政策研究会第1回 児童虐待」『ジュリスト』1426号(2011年)106-144頁

本特集は、刑事政策上の各種のテーマを扱う『ジュリスト』の連載企画(後に『論究ジュリスト』に媒体を移す)の1つであり、基調報告と座談会から構成されている。はじめに、児童虐待事件を対象とした刑事手続の問題について概観した基調報告「児童虐待と刑事司法について」がなされ(岩佐嘉彦論文)、これに続いて、刑事法学の研究者(佐伯仁志・太田達也・川出敏裕・金光旭)とゲスト(岩佐嘉彦・西澤哲)による座談会の記事があり、児童虐待の認知から事件の捜査、公判手続、虐待者の刑事処遇という一連の過程のそれぞれに生じる法的問題が論じられている。

児童虐待の実態に関しては、暗数や統計操作の問題が取り上げられている。また、児童虐待の発見に関しては、児童相談所に対する通告義務のあり方が検討されるとともに、児童相談所と警察との関わり合いの現状に問題があることなども議論されている。捜査および公判手続に関しては、司法面接の導入に伴う問題や被害者のプライバシー保護のあり方が論じられている。刑罰に関しては、有罪となった虐待者に対する宣告刑(量刑)の近況や施設内外の処遇の現状を紹介・分析するとともに、処遇のための新たな措置を導入する余地も検討されている。新たな犯罪類型を新設することの意義に関しては、立法政策の観点と併せて実体法・手続法の法原理の観点からも議論され、新設の提案に対しても現行法の運用に対しても種々の検討課題が指摘されている。

本特集は、主として刑事手続上の問題と虐待者の処遇に関する問題を中心に扱ったものであり、また、個々の論点に深く立ち入って論証することを目的とした記事とはいえないが、多くの研究者が目にする媒体において、これまで多方面で議論されてきたさまざまな論点を取り上げて刑事法上の課題を明らかにしたという点で、相応の意義を有する。



**【文献9】「特集 司法面接のこれから」『子どもの虐待とネグレクト』13巻3号（2011年）316—357頁**

本特集は、司法面接の必要性やその手法および課題を明らかにするという目的のもとに組まれたもので、8本の論説で構成されている。

特集の冒頭では、この問題に関する情報の共有という特集のねらいが明らかにされている（山本恒雄）。それぞれの論説については、児童相談所で実施された研修プログラム（NICHDガイドラインにもとづいた面接法を用いたもの）における模擬面接の方法の紹介及びその結果の分析・考察（仲真紀子）や、児童相談所での実践例の報告（菱川愛、渡邊直、笹川宏樹＝馬場優子＝大前亜矢子）のほか、子どもに対する耐誘導トレーニング（子どもの側に一定のはたらきかけをおこなって耐誘導性をつけるという措置）の研究の紹介（越智啓太）や供述心理の研究を概説したもの（田中晶子）がある。さらに、弁護士の立場から司法面接の導入に向けた課題も論じられている（藤井美江）。司法面接に関する研究の進展を示した特集記事として意義を有するとともに、刑事法の分野にも影響を及ぼすものと思われる。

本特集においては、考察の対象とされている面接方法の呼び名として、「司法面接」という語のほか、「事実確認面接」、「被害確認面接」、「調査面接」といった語もみられ、執筆者によって異なる語が用いられているが、この事実は、欧米で開発されたForensic interviewの手法に期待されている役割や成果（ねらい）に違いがあって必ずしも統一されていないということを推知させる。

なお、司法面接の実践例の詳細な紹介も第6期になされているが（多田伝生＝仲真紀子ほか「児童相談所における司法面接（事実確認面接）の在り方と課題等について」『北海道児童相談所研究紀要』30号（2011年）1－45頁）、本特集とともに参照すべき文献である。

**【文献10】町野朔＝岩瀬徹編『児童虐待の防止—児童と家庭、児童相談所と家庭裁判所—』（有斐閣、2012年）**

本書は、すでに第5期研究報告書において紹介した科学研究費補助金の報告書（第5期報告書95頁を参照）を公刊したものであるが、収録された論説には若干の追加と割愛がある。編者がともに刑事法を専門とするせいもあって、論説の多くは刑事法上の問題そのものまたは刑事法に関連のある問題を考察したものであるため、刑事法の分野に多様な示唆を与える文献として注目される。

本書の目的は、事前の予防から事後の措置までを見通した包括的なシステムの構築が必要であるという立場（本書の帯紙）から児童虐待の防止体制を構築することとなっているが、「第5章 刑事司法関与のあり方」においても、さまざまな観点からの考察が試みられている。

このうち、奥山真紀子論文は、事例をもとに、解剖の実施と親に対するアセスメントが重要であることや、他の機関との連携にあたって警察による適切な情報収集・分析が必要となることなどに論及する。また、水留正流論文は、児童虐待による死亡の発見・解明に関連する法制度を概観したうえで、公的制度である死体の検案や解剖あるいは検視が十分な体制のもとで実施できるものとなっていないことや、通報あるいは届出の実効性も関係機関における情報の共有も十分でないことなど、法制度・法運用にみられるさまざまな問題（法的限界の問題）を指摘する。さらに、高橋幸成論文は、警察と

児童相談所のそれぞれによる対応や両者の連携をテーマとして取り上げ、「子ども家庭総合センター」（東京都福祉保健局）と児童虐待対策班（大阪府警察本部）の例を挙げながら連携の現状について論じるとともに、今後の課題に言及する。鈴木一郎論文は、訪問調査に対する憲法その他の規制について考察を加えている。岩瀬徹論文は、児童福祉法28条の手續と刑事手續が並行して行われたという事案を紹介して、児童虐待に対応するうえでの法的問題を元裁判官の立場から考察するというものである。

**【文献11】 山下隆志「児童虐待に関する研究について」『刑政』123巻5号（2012年）80—90頁**

筆者は法務省法務総合研究所の前研究部長であり、本稿は、ここ10年ほどにわたって法務総合研究所により実施された調査・分析の結果の概要を紹介するとともに、被虐待者であった非行少年や虐待者であった受刑者に対する収容処遇・社会内処遇にあたって留意すべき点を挙げている。

このうち、①『研究所報告11：児童虐待に関する研究（第1報告）』（2001年）、②『研究所報告19：同（第2報告）』（2002年）、③『研究所報告22：同（第3報告）』（2003年）は、少年院に在院する非行少年に対して、虐待を受けた経験についてアンケート調査を実施したうえで、その結果をまとめたものであり、④『研究所報告40：配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究』（2008年）と⑤『研究所報告45：家庭内の重大犯罪に関する研究』（2012年）は、受刑者に対して、虐待した経験についてアンケート調査を実施したうえで、その結果をまとめたものである（なお、これらのアンケート調査の結果は、山下・2010にも掲載されている）。

このうち前者について、少年院に在院する非行少年のほぼ半数が何らかの虐待を近親者から受けたという結果は、一般市民に対するアンケート調査の結果（15パーセント弱）と比較して大きな開きがあり、留意すべき点多々指摘されている。すなわち、非行の背景に被虐待経験によるトラウマなどがあるといった所見から、治療その他の手当てを少年院において実施することなどが提案され、また、退院した少年の多くが虐待の加害者である保護者のもとへの帰住を希望するといった現実もふまえ、虐待を受けた事実の把握や帰住先の調整さらには保護観察の有効利用などによる見守りと支援を実施して、虐待の再発を防止すべきものと論じている。また、後者については、抱える問題にDVの加害者との共通性がみられるため、保護観察において始められた暴力防止プログラムと同種のを施設内処遇の段階でも実施すべきであるといった提案がなされている。

**【文献12】 山田不二子「子ども虐待対応における警察の役割」『警察政策』13巻（2011年）25—58頁**

本稿は、児童虐待に対する警察の関与のあり方について、児童虐待のもつ特殊性をふまえたうえで、諸外国の例も参照しつつ提言するものである。その出発点は「Child First Doctrine：子どもを最優先にするという基本理念」にある。

本稿は、「多機関連携チーム」による事件の取扱いといった戦略がないことや、事件の調査・捜査および起訴に関与する公務員に対して事件の取扱いに関する研修を実施すべきことなど、種々の勧告が国連子どもの権利委員会によってなされているという事情を指摘したうえで、連携の必要性を主張

する。そして、連携体制の構築によって保護・医療の実現と情報・資料の収集といったそれぞれの目的が過不足なく追求できるように、警察がチームの結成と体制の確立に深く関与すべきであることなども提言している（警察に対しては、捜査情報の共有の必要性について認識することや他機関の職責を尊重することなどを求めている）。また、児童虐待の事件における調査・捜査の難しさについて詳細に論じたうえで、司法面接に必要な組織づくり・体制づくりの必要性を強調するとともに、警察の役割の重要性を説いている。

（岩下雅充）

### 3 憲法・行政法分野

【文献13】横田光平「子どもの意思・両親の権利・国家の関与—『子の利益』とは何か」『法律時報』83巻12号（2011年11月）10—17頁

本論文は、児童虐待問題を念頭に置いた2011年の民法改正、これと関連する家事事件手続法といった法改正後の法状況を踏まえ、あらためて子ども・親・国家の基本的な法的関係を問い直そうとするものである。

その際、民法改正において①親権が「子の利益」のために行使するものと明記され、また、②親権喪失の審判ならびに新設された親権一時停止の審判において「子の利益」が基準として明記された他、さらに③これら審判を請求しうる者として子ども本人が明記され、加えて④家事事件手続法でも子どもの意思の尊重が明記されたことから、「子の利益」「子どもの意思」を軸に多面的な法状況の構造的な理解が試みられる。すなわち本論文は「子の利益」を積極的な目標・指針としての「積極的・子の利益」と消極的な最低基準・限界としての「消極的・子の利益」に二分し、これらと「子どもの意思」の關係に着目しつつ、子ども・親・国家の法的構造の2類型、及び相互の相克を描き出そうとする。

具体的には、①「子の利益」が「積極的・子の利益」とされるのに対し、②「子の利益」は「消極的・子の利益」として区別され、A子どもと親の關係への国家の後見的介入の構造が明らかにされるとともに、離婚をめぐる夫婦間の争いにおいて基準とされる「子の利益」は「積極的・子の利益」であるとして、B夫婦間の自律を基礎とする構造との対比がなされる。さらにDV問題を素材として、児童虐待とDVが交錯する局面に焦点を当て、「子の利益」をめぐるA、B二つの構造の間の緊張關係を明らかにする。

以上の構造的な理解の試みの中で、虐待予防のための国家援助が子どもの出生前から要請され、DVなど親個人の生命、身体、人格の保護が「子の利益」との関連で捉えられ、さらに面会交流など「子どもの意思」も他者との關係において理解されるべきであるなど、「子の利益」「子どもの意思」を考える上で時間的、人間關係的に広い視野が求められるとの立場もあわせて主張される。

児童虐待をめぐる2011年民法改正後の法状況の構造的な理解を試みるものとして注目される。

（横田光平）

#### 4 児童福祉分野

【文献14】都議会ネットリポート 平成24年 第1回定例会（一般質問2日目）松下玲子（民主党）「児童虐待防止」（2012年3月1日）

<http://www.gikai.metro.tokyo.jp/netreport/2012/report03/index.html>（2014.3.10確認）

2012年の都議会第1回定例会の一般質問において、児童虐待防止に関わる松下玲子都議会議員の質問に警視総監が答弁した。

まず、「児童相談所と警視庁との連携について」は、警視総監が答弁に立ち、2006年に設置された東京都要保護児童対策地域協議会、そのもとの専門部会である警視庁と児童相談所との連絡協議会を活用し、情報交換と支援内容の協議を行っていると述べ、「さらに、現場レベルでも、児童相談所ごとに実務者レベルの会議も開かれて」いる旨を明らかにしている。また2011年12月に警視庁の生活安全部と東京都福祉保健局との間で、①「職員が相互の研修会に参加してお互いの実務的な知識やノウハウを習得しようではないかということ」、②「児童相談所の現場執行力の強化を支援するために警察官OBを配置すること」などの具体的な連携の中身に踏み込んだ確認書を締結し、改正児童虐待防止法で追加された9条の三にある児相職員の臨検、搜索等の権限が「適宜適切に行使できるように、警視庁、警察としても支援をさせていただこうという趣旨である」と説明した。

次いで、杉並の里親死亡事例について2012年1月に出された中間報告が「児童福祉法の規定に基づき設置された検証部会の議論を取りまとめたもの」であることを指して、「厚生労働省の通知には、会議の開催は、死亡事例等が発生した場合、準備が整い次第速やかに開催することが望ましいと書かれていますが、死亡事件後一年が経過し、里親が逮捕された後に都は検証依頼を行っています。なぜ死亡事件一年後に部会への検証依頼を行ったのか」見解を問われ、東京都福祉保健局長が答弁にたち、「都では事件発生後、直ちに所管の児童相談所が保育所や医療機関などの関係機関から可能な限り情報収集を行いまして、事実経過を確認いたしますとともに、内部検証を開始し、児童福祉審議会における検証に向けた準備を行ってまいりました。この間、関係者からもさまざまな聴取を行いましたが、虐待の有無など、児童が死亡に至った事実の把握が大変困難でありまして、また、警察による捜査が継続されていたため、児童福祉審議会への付議は捜査状況を見きわめた上で行うものとしたものでございます。死亡事件が発生いたしました一年後の昨年八月、里母が傷害致死容疑で逮捕されたことから、直ちに児童福祉審議会に付議し、検証を開始したものでございます。」と説明した。また、この事件を契機として、東京都では、2013年度より「里子に対して心理面接も定期的に行い」児童の発達状況に応じた支援内容を充実させるとともに、「民間団体等を活用いたしまして、相談支援を行う里親支援機関事業をすべての児童相談所に拡大いたしまして、新たに夜間、休日の養育相談や定期的な訪問なども実施」することにしたという。一方で、虐待事例の発見に期待がかかる医療機関の院内虐待対策委員会の設置については、2007年度から「産科、小児科を有する二次医療機関と二次及び三次救急医療機関を対象といたしまして、児童虐待への組織的対応を担う院内虐待対策委員会を設置していただくよう、各児童相談所で働きかけを行って」いるものの、都内の対象医療機関約300のうち、2011年6月現在で57医療機関に委員会が設置されているに過ぎない状況であることを明らかにした。

東京都児童福祉審議会の2008年8月の答申で「虐待などにより重い情緒、行動上の問題を抱える児童に対して、生活、医療、教育の三部門が一体的な支援を行う新たな施設の整備について検討が必要であるという提言」がなされたことをうけ、新たな治療的ケア施設の基本構想検討会が発足し、二年の議論を経て、2011年3月に報告書として取りまとめられた連携型専門ケアについては、「生活、医療、教育の部門が連携して支援を行う連携型専門ケア事業を都立石神井学園において試行する」こととし、2012年度はその準備に取り組むことを明らかにしている。

(田澤薫)

#### 【文献15】「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」

平成20～22年度 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳沢正義）」

「児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究（研究分担者 山本恒雄）」

「性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究」（分担研究者 故 庄司順一）

ガイドラインは、性的虐待、子どもの家庭内性暴力被害への対応について、児童相談所が通告受理からの初期対応の実務に資することを目的として作成されている。

児童相談所における性的虐待対応については、平成21年3月31日の厚生労働省通知によって改正更新された「子ども虐待対応の手引き」に実務上の留意点等が記載されており、これは現在の児童相談所の対応の基本を示している。ガイドラインはこれに追加して、より具体的な対応の強化・充実を図ることを目指すガイドラインとして作成された。

ガイドラインは、2009年に「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳沢正義）：児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究（研究分担者 山本恒雄）」が作成したガイドライン試行版をもとに、2009年9月から2011年2月までの間に実施された合計37自治体でのモニターフィードバックや意見と情報提供、および全国児童相談所からのアンケート調査意見等を参考に作成している。

構成は、13項目からなっており以下の通りである。1.「家庭内性暴力被害」への統一的な対応、2.あいまいな情報から始まる虐待通告情報の5分類、3.通告要件の見直し、4.直接接触による初期調査と調査保護の実施、5.調査保護に伴う保護者への保護告知内容、6.専門的な（法的）被害（事実）確認面接、7.ソーシャルワークの重要性とforensic interviewの将来、8.非加害保護者への支援、家庭内性暴力問題におけるパーマネンシー・プランニングの課題（加害者排除の原則）、10.一時保護所での対応・ケアについて、11.家庭内性暴力被害に遭った子どもへの中長期のケア課題、12.子どもの性暴力被害問題と関係領域の対応体制について、13.子どもの家庭内性暴力被害についての初期対応の将来、資料：主な自治体対象の研究活動歴が記載されている。

そして、日本国内で実施されている専門的な（法的）被害（事実）確認面接：forensic interview技法には、アメリカ合衆国の米国国立子ども健康及び発達研究所（NICHD）の面接プロトコルの日本版（北海道大学司法面接支援室作成）と米国CornerHouse日本支部のRATACTM面接の2種類があ

り、基本的な聴取法には共通点が多いが、面接手法の発想には対照的などころがあると記されている。

また、子どもの証言については、裁判所が法的証拠能力を評価して、面接法を指定している欧米のシステムとは、まったく異なる我が国の実務にとって、さまざまな面接技法が導入され、開発されることが望ましいと指摘している。

「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン」は、平成20年度に児童相談所の相談実態（平成19年度）、先進地域（神奈川県・大阪府）の調査を実施した上で、平成21年度に施行版を作成した。さらに、平成22年度末までに37自治体で研修を行い、11自治体で実務における継続的なモニターを実施し、それらを踏まえて平成22年度末に作成されている。ガイドラインは、子どもに起こった被害への注目と統一的な対応を実施するために、全国の児童相談所で確認され、関連機関がその専門性を確立しながら、如何に共同対応を行うか、その課題について提起している。

本ガイドラインは、実務レベルでみると、性的虐待対応のガイドラインとして性的虐待が発生した時の対応フロー概要図が記載されており、どのような対応を具体的に進めていくかについて手順が示されている。また、ガイドライン作成と共に実施されたさまざまな研修は、児童相談所および関係機関に、性的虐待対応の技法が定着するように働きかけたものとして理解することができる。

（加藤洋子）

**【文献16】吉野りえ「児童養護施設における性暴力への取り組みと課題—ある施設の実践を通して」『子どもと福祉』Vol.4（2011年7月）22—27頁**

本論文は、児童養護施設の現場職員の立場から施設内で子ども間での性暴力が発生した場合の対応について具体的に記されている重要な文献である。施設における性暴力の問題は、とても重大であり、改善するためには多大なエネルギーと時間がかかることを指摘し、被害を受けた子ども、加害をしたことで生活場所を変えることになる子ども（措置変更）、そして、それぞれの保護者、また子どもたちに深い心の傷を負わせてしまったことを悔やむ職員の心のダメージなど、それぞれへの対応・状況について言及している。

筆者がかかわったP施設における性暴力対応の実践について、「性暴力への対応」「性暴力の発生予防」「性暴力に巻き込まれた子どもへのケア」「措置変更に対する対応」の4点から、取り組みを通しての変化や残された課題について検討している。施設における性問題については、職員が気になっているがどうしたらよいのか分からず、そのため具体的にどのように取り組めばよいのが分からなかった現状、外部の性教育の先生の助言を聞き、その後の対応の方向性が明確になったこと、また児童相談所との連携が行われたことを、詳細に記述している。施設全体として、職員の勤務体制を変更し、子どもがいる時間は常に職員がいる体制に変え、子どもの安全を如何に守っているか子どもに示す姿勢を子どもたちに明らかにし、同時に回復については被害児の精神科受診、心理療法についても明らかにしている。施設としては「性トラブル対応会議」を設定して、性暴力について継続的に話し合う体制ができたことが記されている。

性問題への対応に関する情報の共有に関しては、性暴力問題が施設の恥ととらえられ、施設間で共

有化されない傾向について、限られた情報や資源の中で、性暴力の対応を行わなければならない問題点を挙げている。杉山登志郎編著による「児童養護施設における性虐待対応マニュアル」が2008年に各施設に配布されているが、職員への周知が十分ではない点についても指摘しており、子どもが安心して暮らせるような体制や環境作り、常にそれを実施するための知識・技術を身につけることを職員が意識することの重要性を示唆している。

本論文は、施設内の性暴力について、以前は発覚を恐れて見て見ぬふりや隠していた時代、またそのようなことは発生しないと真っ向から向き合わなかった状況から抜け出しつつある現在の状況を示している。

施設内の性暴力事例を扱った貴重な論考であり、性暴力防止にとどまらず施設のケアや施設のあり方を振り返り、ケアの向上を図るためには何が必要かについて課題を投げかけている論文となっている。  
(加藤洋子)

#### **【文献17】 行政管理協会「行政評価の動き 早期発見、保護支援、連携強化など勧告**

**総務省が児童虐待防止の政策評価で」『週刊行政評価』第2491号（2011年1月26日）6－8頁**

本報告では、総務省が2012年1月20日に、児童虐待の防止等に関する政策評価の結果をまとめ、厚生労働省と文部科学省に対して①児童虐待の発生予防、早期発見の推進、②児童虐待の早期対応から保護・支援の取組の推進、③関係機関の連携強化等を勧告したことが記されている。

児童虐待相談件数が増加していること、虐待死亡事例も依然として後を絶たない状況に対して、総務省（行政評価局）は児童相談所、市町村等に対する実地調査と児童福祉司や小中学校担当者等に対するアンケート調査により政策効果を把握した。児童虐待防止に関する政策評価は初めての実施であった。

一定の効果がみられるものとして「早期対応から保護・支援」が挙げられており、その他の「発生予防」「早期発見」「関係機関の連携」の各施策に対しては不十分だとしている。

「発生予防」については、乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業を実施しており、3歳未満の児童虐待の発生予防に関して、一定の効果があったとしている。しかし、さらなる効果的な取り組みを検討することも勧告している。

「早期発見」に関しては、通告に関する通知をさまざまな角度から発出しているが、速やかな通告の徹底が必要な場合には原因を分析したうえで、徹底方策を検討することを勧告している。

「早期対応から保護・支援」については、保護者への援助ではアセスメントが不十分であるケースも起こっているが、虐待を行った保護者への援助の結果、悪化や再発がおおむね抑制されていることが示されていた。しかし、児童相談所では、一時保護等の行政権限があることから、保護者の反発が生じているとの指摘もあった。また、アセスメントシートを利用している児童相談所・市町村では悪化率、再発率が低いことから、虐待の状況を把握し適切な判断を行うためのアセスメントシートを積極的に利用することを勧告している。

「関係機関の連携強化」については、要保護児童対策地域協議会が設置されているが、関係機関の

連携が不十分とされており、効果的に機能していないという数値 38.9%について、要保護児童対策地域協議会の各種会議の活性化を図るよう要請することを勧告している。

本報告は、虐待防止施策に関する政策評価の結果を簡潔にまとめたものであるが、今後策定しなくてはならない施策、改善する必要がある事業について提起している。

(加藤洋子)

## 5 教育分野

**【文献18】羽間京子・保坂亨・小木曾宏「接触困難な長期欠席児童生徒（および保護者）に学校教職員はどのようなアプローチが可能か—法的規定をめぐる整理—」『千葉大学教育学部研究紀要』59号（2011年）13—19頁**

不登校を含む長期欠席児童生徒の中に深刻な児童虐待ケースを含むという課題意識にたち、家庭訪問しても児童生徒に会えない等の接触困難な長期欠席児童生徒（および保護者）に学校教職員がとり得るアプローチを探る基礎作業として、保護者の就学義務とその不履行に関する法的規定と裁判例の整理から、学校教職員による家庭訪問の法的位置づけとその限界を検討した。その結果、不登校を就学義務不履行の「正当な事由」とする解釈が主流であり、保護者が監護教育を懈怠放置する場合の出席督促もなされていないのが現状であり、このことは、家庭の劣悪な社会経済的要因に起因した不登校が少なくないことを踏まえれば、ネグレクトを見逃す危険性をはらむといえる。学校教職員による家庭訪問は、学校教育法第37条第11項「教諭は、児童の教育をつかさどる」を根拠規定とする、教育活動の一環と考えられ、学年度初めの家庭訪問行事を通例としているが、家庭訪問自体を対象とした具体的な規定はない。そのため、児童虐待の疑いがあるケースであっても保護者の拒絶をおしてまで児童生徒の安全確認を行うことは、規定上は妥当性を欠いている。一方で、学校教育法施行令第20条「休業日を除き引き続き7日間出席せず」その出席させないことについて保護者から正当な事由を聞くことができないときに、教育委員会に通知を行うとともに児童相談所に通告を行い、「児童の保護と保護者への出席督促等の措置は、平行して見当されるべきものと考えられる」（18頁）と提言されている。

**【文献19】田幡秀之「学校が救える命①～⑤完」『内外教育』6120～6124号（2011年11月11日～29日）**

時事通信社が発行している教育専門情報誌である『内外教育』に5回の連載がされたものである。まず、情報誌である特性を考慮しても、児童虐待に関する論稿に「学校が救える命」と表題をつけることは従来の教育領域では考えにくかった。

表題からは、学校の取り組み次第では被虐待児童が命を落とすことにはならないという強い主張が読み取れる。言い換えれば、学齢期児童の虐待による死亡事例はその責任の一端が学校にある、という投げかけが、本特集を通して教育関係者になされたことになる。連載5回は、「失った2度の時機—東京都江戸川区児童虐待事件から—」「教委が通告を後押し—親「性善説」を転換・東京都江戸川区—」「見えない心の虐待—性被害も増加の兆し—」「家族再統合へ—虐待通告、その後—」「問題の背景を見る—子どもの虐待防止センター片倉昭子理事に聞く—」からなる。5回にわたる内容は、学



校の責任の追究を含む死亡事例の検証から始まり、死亡事例への教育関係者の真摯な反省から具体的な事項に変化が生じ、それが個々の事例に影響を及ぼしている実際例を紹介している。

(田澤薫)

## 6 非行分野

【文献20】 富田拓「児童自立支援施設の場合」『臨床心理学』11巻5号（2011年9月）653—658頁

国立児童自立支援施設職員である筆者は、「国立児童自立支援施設に措置される児童の約7割が明らかな被虐待経験を持つ」（653頁）っている事実を踏まえて、児童自立支援施設に入所する要因としての非行を、被虐待児の行動化という捉え方をしている。さらに踏み込んで、非行を、「被虐待経験とそこからもたらされるものに対する自己治癒の試みだと考えられる」（658頁）という全く新しい見地から捉えている。そして、「被虐待経験を持つ非行少年が被害者であるとともに加害者性を持つことによって、行動化の責任を問うことにためらわないで済むことは、結果的に子どものためになっている」という実践における実感から、被虐待児の行動化においては加害者性をもつことは一般的であり、その場合に、被虐待経験への考慮から「加害者性を軽んずることは、結局子ども自身を不安定にさせ、子ども自身のためにならないのではないか」と問題提起を行っている。また、児童自立支援施設が、同質の小集団であることから、寮長寮母に対する甘えに見られるような他児の行動モデルの影響力が強く、結果的に「被虐待児の愛着行動を促進する」（657頁）ことになるという。「虐待から非行に至った子どもに対するケアにおいて重要なのは、さまざまに表出される病的な症状や行動化に対する対処よりも、この自己治癒の試みをエンパワーし、暴走することなく成功に至るように導くことではないだろうか」と呼びかけ、そこに自身を含める児童自立支援施設職員の実践があるという見方からは、児童自立支援施設のみならず児童福祉施設における被虐待児ケアの新しい地平が拓かれていく印象をうける。

(田澤薫)

## 7 医療・保健・心理分野

【文献21】 田附あえか「児童養護施設における心理職による家族支援の実態に関する研究—質問票調査の結果から—」『子ども虐待とネグレクト』第14巻第3号（2012年12月）373—385頁

本研究は、全国の児童養護施設における心理職による家族支援の実態調査の結果と、その傾向について示している。

本調査によると、心理職による家族支援の実態は、入所児童の家族と直接会い、心理的支援を実施しているものが1割程度であり、6割以上は間接的にも家族支援にかかわっていないことが明らかになった。一方、心理職からは、「心理職は家族支援に関わった方がよい」「自分は家族支援に機会があれば関わりたい」と考えており、実際には、心理職として家族支援に関わっていないが、家族支援に強い関心を抱いている実態を提示している。

調査対象は、全国579箇所（2010年6月現在）の児童養護施設に勤務する心理療法担当職員およびファミリーソーシャルワーカー（以下、FSW）などであった。FSW等による家族支援に関する心理職へ

の期待等も調査項目に入っており、家族支援実践に心理職が関わることに対する施設の方針等も確認している。

心理職が家族支援を実際に行えない理由として、勤務体制上の限界や、子どもの心理療法で時間を取られるため、家族支援まで手が回らない実態を挙げている。

研究結果では、本調査から心理職が家族支援に関わる3つのパターンを示している。それは、①家族合同面接、親面接など直接的な家族支援を行なう「直接援助型」、②直接は家族と会わないがFSW等と一緒に家族についての理解・アセスメントを行う、関係者会議に参加する等支援の可能性を検討する「間接援助型」、③子どもの内的な家族のイメージを肯定的に育んだり、子どもが語る家族像を丁寧に聞き、面会・外泊の際に子どもが感じたことや経験したことを傾聴する「子ども援助重視型」になる。そして、ソーシャルワークの支援と心理的支援を備えた家族支援の広がりを支えるモデルを作成することを課題としている。

心理職が行う家族支援について分析している研究は、まだ散見され始めたばかりであり、制度としては、心理職の施設への配置が行われ、現在、子どもへの支援について、その活動が定着しつつある状況である。施設における支援が、子どもと家族を含めての支援の段階に入っている現状を確認できる論文といえよう。

(加藤洋子)

## 【補遺】第4期民法学の動向

第4期において、民法学の領域で児童虐待問題に真正面から取り組んだ、公表された研究業績はほとんど存在しない。その中で、児童虐待問題に直結するテーマを扱っているのは、【補遺】第4期民法分野主要文献・調査解説の【文献1】である。研究会報告をもとにした論文である。ドイツにおける「暴力のない教育を受ける権利」（同論文中のdas Recht auf gewaltfreie Erziehungの訳語）の背景を分析したものである。この権利を規定するドイツ民法1631条2項により、「虐待（Misshandlung）は懲戒（Bestrafung）を意味することとなった」という。従来民法学では、懲戒というのは、Züchtigung、体罰はkörperliche Züchtigungと一般的には理解されてきた。外国法研究の場合は、対象国の術語と日本語の訳語とのニュアンス、対応関係を適合させることに苦心することが多い。「虐待は懲戒を意味することとなった」という分析は、単純に両者を同視したものなのかどうか、なお検証を要する。

今期の特色の一つは、外国の法制度に関する研究文献が中心になっている点である。ドイツ【文献1、3、9】、イギリス【文献6、7、10】、フランス【文献5】である。児童虐待に対する対応や制度の紹介、あるいは理論的分析を論考の中心的テーマにすえたものとしては、【文献5、9、10】が該当する。【文献1】をこれに加えてもいいかもしれない。これらのうち、【文献10】は、児童福祉分野の専門家による歴史研究として立法史が扱われたものといえるので、民法学の視点、つまり法律学の基礎理論に基づいて分析、検討を行ったものとはいいたい。【文献5】は、ジャーナリストによるフランスの児童虐待対応制度の紹介・概観である。【文献9】は、家庭裁判所調査官による、ドイツでの法制度の概観、家庭裁判所と少年局の関係、少年局の役割等についての調査報告で、ドイツの制度を概観するにはわかりやすい論考である。

今期の民法学の業績では、児童虐待への民法による対応そのものを検討する論考は、以上のようにあまりない。しかし、親権の基礎理論にかかわる問題を扱った論考が存在する。児童虐待との関係を中心にすえて論じたものではないが、親権の基礎理論にかかわる問題提起を行っているのは、イギリス法を題材として親権の性質論を考察する川田昇による【文献7】である（厳密に言えば、【文献7】に収録されている諸論考のそれぞれが初めて公刊されたのは、本研究の時期区分の第4期よりも前である。それらが1冊の書物にまとめられて刊行されたのが第4期ということである）。川田の議論は、離婚後単独親権法制の現行日本民法を踏まえて、離婚後親権者にならなかった親に負わされる養育費支払い義務や非親権者である親の面会交流に関して、それぞれの場面で、親としての義務または権利だからといって説得することが、当事者間の紛争を発生させる根底にあるという。そして、親権の基礎を親であるという自然的事実に求めることから、虐待事例でも親権者の主張をまずは絶対的なものとして出発点にしてしまうことにつながっているという。親権とは、親による養育が、子の利益になることが多いから、とりあえず親が養育者に選択されて、法的な、あるいは社会的な職務として法によって与えられたもので、親子間に自然の関係が存在することから生まれる必然的な選択ではないと主張する。また、1989年イギリス児童法で導入された「親責任」概念についても、どのような文脈で

理解しなければならないのかを示している。【補遺】第4期民法分野主要文献・調査解説【文献7】の項でも紹介したものだが、「親責任」は、親に対する子の権利を含意しないばかりか、かえって構造的には、子に対する責任が親にあることを強調することによって子の権利に制限を課すものとなっているのであって、子の養育について国家が手を引く代わりに、親の責任を強調する」ものだという。この分析にしたがうならば、「親責任」という術語を日本語の語感でとらえて「子の権利」に対応する概念として理解するのは慎むべきということになる。【文献6】は、1989年児童法では、児童の家族再統合がケアの第一の目的であることが基本理念とされており、1989年児童法より前の時代に、「永続的計画」（いわゆるパーマネンシープランニング）に基づき、長期里親や養子が計画されるに伴って親との面会交流を停止することが望ましいと見られることが多かったという事情は、劇的に変化したのだと指摘する。これらの分析・指摘から見て取れるのは、親の権利は、そう簡単に取り上げてしまうことはできないのだという考え方が基本にすえられているということである。

今期の民法学における研究は、児童虐待への直接的な民法上の対応を議論するものではないが、児童虐待対応に際しても前提となる、親権の法的性質論、親の権利論が、外国法（とりわけイギリス法）との比較を通じて展開されたところに、理論上の大きな意義があったと評することができる。

（鈴木博人）

## 【補遺】第4期民法分野主要文献・調査解説

【文献1】和田美智代「ドイツにおける「親権」の最近の動向—懲戒権と児童虐待の視点から—」『法政論叢』40巻2号（2004年5月）182—191頁

2000年に改正されたドイツ民法1631条2項により「暴力のない教育を受ける権利」が登場するまでのドイツでの親権に関する歴史的推移、本条項改正に至った背景、「暴力のない教育を受ける権利」の法的性格について、その要点を簡潔に紹介している。本稿によると、懲戒とは、親の配慮権（1979年民法改正により、ドイツ民法では親権（*elterliche Gewalt*）は廃止され、親の配慮（*elterliche Sorge*）に変更された）をもつ親が子の教育にあたって、親のいうことをきかない子に対して、怒って子に対して行う暴力のことだという。そして2000年に施行された民法1631条2項により、「虐待（*Misshandlung*）は懲戒（*Bestrafung*）を意味することとなった」という。「身体上の虐待」は「身体上の懲戒」へと概念を変えたのだという。ただし、本条項はプログラム規定であるとされ、そのため児童虐待の予防は、社会法典第8編16条1項により行われているという。子どもに肉体的、精神的に相当な危険がある場合は、民法1666条により親の配慮権限を制限して救済をはかるが、子どもに危険を及ぼすほどではないにせよ、たびたび懲戒してしまう親に対しては親を罰するのではなく、援助が与えられるという仕組みになっていることを説く。本稿は、平成15年11月9日に行われた日本法政学会第99回研究会での報告をもとにしたものであるとのことである。

【文献2】鈴木経夫ほか「日弁連司法改革シンポジウム 子どもの立場からみた家事手続のあり方」『判例タイムズ』1145号（2004・5・15号）4—41頁

標題のシンポジウムの記録である。このうち児童虐待に直接かかわるのは、棚瀬一代による基調講演「離婚と虐待にみる子どもの権利の日米比較」の前半8—13頁である。基調講演の後半およびパネルディスカッション等は、離婚後の子どもをめぐる問題、主に面接交渉（本稿ではこの用語が用いられている）に関する問題が扱われている。

基調講演の児童虐待に関する部分では、1962年に発表された小児科医のケンプらの共著論文「ザ・バタード・チャイルド・シンドローム（*The battered child syndrome*）」以来のアメリカでの児童虐待発見の歴史、アメリカのチルドレンズ・コートでの対応とその後の流れが紹介されている。各項目ごとに簡単に紹介されているアメリカ（ロスアンゼルス郡）での取組みを以下に整理・列挙しておく。

①在宅指導の方法：通告・訪問調査後に在宅指導となったとき、アメリカでは6ヶ月という期間を設定し、その間は親子双方にカウンセラーを付け、子育て支援も6ヶ月という単位でサービスを提供する。②緊急一時保護の対応：緊急の親子分離をした場合、チルドレンズ・コートに48時間以内に子どもを保護した旨連絡しなくてはならない。裁判所による介入の開始。留置ヒアリングには子、親、児童保護局に郡の弁護士が代理人として付けられている。③裁判所付属の調停：当事者間での家族再統合に向けた話し合いのために調停を利用。④ケア受講命令：最終的には裁判所の「命令」という形をとるが、実際には調停を通じて、自分たちがどのようなケアを受けたら子どもと再び一緒に暮らせるよ

うになるかの「ケース・プラン」作成過程への当事者の参加といえる。合意に達することができない場合もあるが、合意に至ったケースのほうが遵守率は高い。⑤パーマネンシー・プランの策定：原則として12ヶ月という短期のうちにパーマネンシー・プランが決められる。例外的に6ヶ月延長されて18ヶ月で決定という例外もある。ケア受講命令の目的達成の時には、家族再統合に進む。目的がどうしても達成できないときには、親からの永久隔離を決定。選択肢は優先度順でいうと、養子縁組、後見人、長期里親である。⑥家族再統合に向けたサポート：親自身および親の親戚・友人関係等すべてを含めて親の持っている資源に着目して、それらをエンパワーしていく。⑦再発防止から発生の防止へという方向転換。

**【文献3】高橋由紀子「ドイツの里親制度—児童虐待との関連から—」『新しい家族』44号（2004年5月）20—35頁**

標題の通り、ドイツの里親制度についての紹介である。里親制度理解の前提となる少年援助システム（日本でいうと児童福祉システム）の概要から説明をして、根拠法である「児童ならびに少年援助法」に即しての里親制度の解説を行っている。そのうえで児童虐待との関係で重要な近時の法律改正（暴力によらずに教育される権利を定めた暴力排除法：【文献1】も参照のこと。子の権利改善法：DVとの関連で制定された法律で、児童虐待の場合にも子どもが家庭から引き離されるのではなくて、加害者に退去してもらうことを可能にした。性的自己決定に対する犯罪に関する規定変更法案：性的虐待についての相談を子どもから受けた時に、相談機関が警察に通告する義務を定めた法案だったが、そうすると子どもは秘密を打ち明けなくなってしまう等の理由からこの通告義務は削除された）を紹介している。調査先のベルリンでは、里親制度は短期里親（3ヶ月から6ヶ月で子どもが実親家庭に確実に戻れる場合。親の入院・出産等の場合）、長期里親（実親家庭復帰もあるかもしれないし、自立するまで里親家庭に子どもがとどまるかもしれないような場合）、治療里親（発達障害、困難な発達条件のために精神的障害がある恐れがある場合、知的、精神的、身体的な障害がある子どもを引き取る場合等。里親には専門資格を有する者、里親学校を修了して認定された者）、緊急里親に分かれるという。児童虐待との関係で重要なのは、緊急里親である。これは緊急受け入れ里親という意味である。専門的な里親であり、家族が危機的な状況にあって、虐待やネグレクトで家庭から救出された子どもを短期で預かる里親である。子どもと家族の将来の見通しを解明する期間、約2ヶ月子どもを保護するものだという。

**【文献4】湯沢雅彦ほか「被虐待児受託里親の支援に関する調査研究」『新しい家族』45号（2004年10月）50—92頁**

本調査は、平成14年度の里親制度改革の1年後に行われた養子と里親を考える会の有志による標題のプロジェクトである。平成14年度に児童虐待対応の一つとして、専門里親制度が創設された。時期としては1年後の全国的な状況を調査したものである。調査は全国の児童相談所と里親および里子に対する郵送によるアンケート形式で行われている。また被虐待児を現在または過去に受託したことが

ある里親20ケースについては面談をしてケース記録が作成されている。新しい家族45号で紹介されているのは、プロジェクトリーダーである湯沢雍彦「調査の大綱」(50-51頁)、岩崎美枝子「児童相談所に対するアンケート調査の結果について」(52-67頁)、菊池緑「実親家族との交流について」(68-92頁)である。具体的な調査結果についてはここで紹介する余裕はないが、注意を要するのは、本調査は、新設された専門里親制度について行われた調査ではないという点である。岩崎は、「被虐待児の専門里親委託はこれから始まるべく制度ができたばかりですから、今そのことについて調査をしても何も出ないので、児童相談所における里親業務と平成14年10月に厚生労働省が出した新しい制度について児童相談所がどのように受け止めているのか、というあたりが調査のおおむねの目的に」(52頁)なると指摘している。「実親家族との交流について」は、新制度下での実態調査ではないが、調査の背景には、「専門里親の行う養育に関する最低基準の一つとして、委託児童の家庭環境の調整に協力することが義務づけられ」(68頁)た(平成14年9月5日付児童家庭局長通知第3-20)という事情が存在したという。

本調査が民法の主要文献・調査といえるかは微妙であるが、今後、民法にも里親に関する規定を設けるべきかどうかの議論、また親権法改正が行われる際の基礎資料という意味もあり、ここで取り上げることにした。

#### 【文献5】児玉しおり「フランスの児童虐待防止制度」(1)～(4)

- (1) フランスの児童虐待の現況 『保健師ジャーナル』61巻1号(2005年1月)62-65頁
- (2) 国がつくる緻密な児童虐待監視ネットワーク 同61巻2号(2005年2月)168-171頁
- (3) 児童虐待への対応と諸制度 同61巻3号(2005年3月)266-269頁
- (4) 発達した里親制度とさまざまな虐待防止策 同61巻4号(2005年4月)356-359頁

ジャーナリストによるフランスの児童虐待をめぐる状況、制度を全般的に概観した連載報告である。各号のテーマは上記のとおりである。1996年から2003年までの統計では、児童虐待相談処理件数は減少傾向にあること、最も件数が多いのは性的虐待であることなど日本との違いが見られる。また取材インタビューからは「フランスはドイツとともに非常に行き届いた福祉国家で、児童虐待防止に国の果たす役割が大きい。しかし、ドイツでは連邦・州政府と同じくらい教会や市民団体も重要な役割を果たす一方、フランスは中央集権的性格が強く、国が細かい制度をつくり、各県に実行させて」おり、「他国ではソーシャル・サービスが重要な役割を果たすのに対して、フランスでは児童判事の役割が重要」という指摘も聞きだしている((2)169頁)。その児童判事は、日本の地方裁判所の民事部にあたる大審裁判所に付設された少年裁判所付きの裁判官で、未成年者の犯罪を裁くことと、未成年犯罪者や危険な状況にある子どもの更生、支援に関する決定を行うのだという。この児童判事は、日本のように児童相談所の児童福祉司が親との折衝を一手にこなすシステムと違い、調停役として、子どもの処遇をめぐって、子本人、家族、民生委員等の意見を聞き、原則として全員の同意のうえで解決策を決定するのだという。【文献6】が紹介するイギリスの制度とは大きな違いがあることがわかる。この時期のフランスの児童虐待に対応する制度全般が手際よく整理されており、直接民法に関わる部

分は多くないが、有用な情報を提供しているものとしてここに紹介する。

**【文献6】久保野恵美子「児童虐待への対応における裁判所の役割—イギリスにおける被ケア児童との面会交流問題を素材に—」『法學』68巻6号（2004年）（2005年2月刊行）839—877頁**

日本では児童虐待問題が児童福祉実務の場で顕在化、深刻化するに伴い、家庭への介入事例の際に、児童相談所が親・子・家庭を支える相談・支援機関としての役割と強制介入機関としての役割の双方を担うのは困難・無理があるとして、司法関与の必要性が現在でもなお唱えられている。この日本の事情を前にして、本稿はイギリスの1989年児童法の立法過程からの裁判所の役割と児童にケアを提供する地方当局との役割分担をめぐる議論を紹介、検討するものである。裁判所の役割に関するイギリスでの議論は膨大なものであるというが、そのうち「裁判所の役割論の背景事情や裁判所の役割を根拠づけ又は限界づける重要な要因が典型的に現れている」（841頁）という面会交流事項をめぐる議論が本稿の対象となっている。注意しなくてはならないのは、筆者があえて図式化すればという前提をつけて整理しているところであるが、イギリスでの裁判所の役割は、国家による児童の養育への強制的関与の可否を決するところであり、これに対して決定された強制的関与の内容、つまり被ケア児童へ提供するケアの内容を決定するのは地方当局であるという原則が存在することである。他方で、日本では、この点についての裁判所の関与についての原則がなお児童福祉の実務者・機関との間で確立されていないことが司法関与の強化をめぐる議論を引き起こしている点である。

上記のような裁判所と地方当局との役割分担が原則として存在する中で、1989年児童法制では、「面会交流事項の判断は、裁判所の関与にかかわる原則すなわち被ケア児童の日々のケア内容の運営は地方当局の責任であり裁判所は関与しないという原則の例外に位置する」（859頁）という。面会交流事項がこのような位置づけに変化してきたのは、人権法の展開（欧州人権条約）—親の権利の正当な評価—、望ましいとされる児童ケアの内容に関する理念の変化等によるという。後者について筆者は次のように指摘している。「すなわち、1970年代には、児童に早期に安定した人的関係を与えることが重視され、児童の家族再統合が望めない場合には代替的な家庭を与えることが急がれた。その背景には、わが国でも有名な研究である『子の利益を超えて』の影響下に成人とは異なる児童の時間感覚と児童にとっての心理的な親を重視する傾向が顕著になったことがあった。児童のケアにおいて「永続的計画」が合言葉となり、長期的展望として長期里親や養子が計画されるに伴って親との面会交流を停止することが望ましいと見られることが多かった。これに対して、後にはむしろ児童と分離された元の家族との関係維持が重視されるようになった。1989年法は児童の家族再統合がケアの第一の目的であることを基本理念としており、その基本理念において前の時代からの劇的な変化が見られる」（866頁）と。なお、【文献7】による政治的動向の中に1989年法を位置づけた分析にも留意する必要がある。

**【文献7】川田昇『親権と子の利益』（信山社、2005年3月）**

本書は、親権に関して本格的な理論的検討を加えている論文集であるので、本欄で紹介する他の論考よりも詳しくその内容を紹介する。本書はIからIVまでの4部構成をとっている。各部の標題を示



すと、Ⅰ親権と子の利益、Ⅱ離婚後の子の養育費の確保、Ⅲ「子のための」養子法、Ⅳ「子の虐待と法」となっている。直接、子の虐待と銘打っているのはⅣ部だけだが、他の章が子の虐待と無関係であるかというところではない。とりわけ重要なのは、親権の性質論に迫るⅠ部第一章「親の権利と子の利益」、第二章「日本の親権法を考える—『イギリス親権法史』研究から得たもの」と、イギリスの1989年児童法で導入された「親責任」とは何かということについて紹介および解説・分析をするⅣ部第一章「1989年イギリス児童法」である。

Ⅰ部第一章「親の権利と子の利益」では、現行の日本の離婚後単独親権法制の下では、親権者にも監護者にもならなかった親には民法上なんの権利も認められないかのように法文上は読める。しかし、その反面で「親権者とならなかった親につき事実上親たる地位を否定しておきながら、親としての当然の義務だからとして養育費の負担を迫り、親権者となった親に対しても親として当然の権利だからと説いて親権者とならなかった親との子の面接交渉を承知させるといったことが行われていること、そして、そのような措置がまかり通っていることが、子の奪い合いなどの親権に関する紛争を激化させる原因のひとつをなしている」として、「このような事態を解決するためには、養育費の負担を監護に関する権利義務のなかにとりこむとともに、親権者にならなかった親に対しても、子の監護教育に関与しうる一般的な権利義務を承認すべき」（はしがきv頁）とする。そして非親権者である父母の一方の親権者変更申立権（民法819条6項）を、非親権者たる親の親権者に対する監視権として位置づける。続いて第二章「日本の親権法を考える—『イギリス親権法史』研究から得たもの」では、標題の通り、イギリス親権法史から、日本の学説で支配的な親権を親の義務とする学説が、この義務を親子の自然的関係に由来するものとしていることの危険性を指摘する。親子の血縁、自然的関係に親権の根拠を求めることは、児童虐待への対応でも、「親権者の主張を事実上絶対的なものとし、毅然とした対応を躊躇させ」（44頁）ることになると指摘する。親権論において子どもの権利が言われる場合であっても、それはほとんど親の義務を引き出すためのまくら言葉の役割しかはたしていないという。親による養育が、子の利益になることが多いから、とりあえず親が養育者に選択されたのであって、親権は、法的な、あるいは社会的な職務として法によって与えられたもので、親子間に自然の関係が存在するが故の必然的な選択に基づくものではないという。Ⅳ部第一章「1989年イギリス児童法」では、国連総会で子どもの権利条約が採択されるのとほぼ時を同じくして女王の裁可を受けた児童法に規定された「親責任（Parental responsibility）」の意義が説かれている。1989年児童法は、親責任概念を採用し、「子を養育する主たる責任は親にあり、親としての地位はまさにこの責務に根拠づけられていることを明確にするとともに、地方当局に対しても子の養育について家族の支援を一般的に義務づけ、しかも当局はその支援を親との任意のパートナーシップのもとに遂行すべきこと、さらに子が親に虐待を受ける等の場合の介入に際しても家族の自治をみだりに侵害しないよう慎重な手続きにしたがうべきものとした」（297頁）。日本では、「親責任」という日本語の語感が影響してなのか、子の権利を体現する概念あるいは制度のように受け取られている傾向があるが、1980年代のイギリスの政治的・社会的状況の中で、この児童法および親責任の意義を明らかにしているのが本章である。それによると、「結局、親責任は親が子の養育に第一の役割をもつことを強調するための概念

になっているに過ぎない」という。家族は無条件に良いものという前提に立って、「親責任はそうした家族の理想像の再生という圧力となって、子が助力や援助を家族以外に求めることに制限を加えること、いかえれば子の一般的な権利という視点を失わせる方向で作用する」(307頁)のだという。「親責任」は、親に対する子の権利を含意しないばかりか、かえって構造的には、子に対する責任が親にあることを強調することによって子の権利に制限を課すものとなっているのであって、子の養育について国家が手を引く代わりに、親の責任を強調するという」(307頁)ものになっているのだという。

最後の「子の虐待と法」と題されるⅣ部第2章は「被虐待児童の児童養護施設への入所(家事審判例紹介)」である。そこでは、家庭裁判所による入所判断の基準として、当該事例の事実関係が虐待概念に該当する場合のほか、総合的に子の福祉を考慮した判断基準の存在、児童福祉法28条による審判で同法27条1項3号が挙げる措置を特定することを要するかどうかという問題、代理によるミュンヘンハウゼン症候群事例での家庭裁判所の判断基準といった問題点が論じられている。

#### 【文献8】飯田邦男『虐待親への接近—家裁調査官の目と技法—』(民事法研究会、2005年8月)

本書は、家庭裁判所調査官により執筆されたものである。したがって、なんといっても家庭裁判所調査官が、どのようなスタンスで事例に対応しているのかということが示されている点に特色がある(家庭裁判所調査官一般がそうなのか、著者がそのようにしているということなのかがやや不分明な点は見られる)。著者によって示されている家庭裁判所調査官の対応の仕方は、例えば児童福祉司が虐待する親に対応するのとはかなり異なるように見える。おそらく、当事者から見ると、家庭裁判所調査官という裁判所の人に対応されるのと、日常生活レベルで接する児童福祉司に対応されるのとでは、だいぶ意味合いが異なるのではないかと思われる。すなわち、本書の論述によると、虐待親に、少なくとも家庭裁判所調査官に暴力を加えるというような事例は登場してこない。児童相談所ではおとなしい事例と受け止められるような事例への対応とさえ受け止められるかもしれない。しかし、周知のように、児童虐待ケースで家庭裁判所に回されるケースは、児童虐待への対応としては、困難な事例であることが想定されうる。そうすると、児童相談所だと、家庭裁判所では、親の側の態度が変わる可能性を暗に示しているとも受け止められる。また、本書のもう一つの特色は、家庭裁判所で一般的に行われる手続の進行に応じて、必要な関連書類の書式や例示が示されている点にあり、関係者にとっては便利である。

#### 【文献9】春田嘉彦「ドイツ連邦共和国における児童虐待の取扱いの実情について」『家庭裁判月報』58巻1号(2006年1月) 123—162頁

家庭裁判所調査官によるドイツ・ベルリン市のテンペルホッフ・クロイツベルク区裁判所の家庭裁判所部門(紹介者注・この家庭裁判所は家庭裁判所としては、ヨーロッパ最大規模のものである)、同市シャルロテンブルク・ヴィルメルスドルフ区少年局、ミュンヘン市少年局および緊急保護施設兼児童養護施設の訪問調査報告、ならびに理解の前提となる法制度の概要、少年局の組織等を紹介するものである。ドイツにおける児童虐待への法的対応および家庭裁判所と少年局の連携協力関係、少

年局の役割の大きさを知るための格好の文献である。

本調査の目的として挙げられているのは以下の点である（125頁）。すなわち、①児童虐待事例で裁判所が介入する手続きは、日本の親権喪失や児童福祉法28条事件の手續に似ているが、その異同も含め法的根拠を踏まえかつ実情を把握すること、②ドイツの家庭裁判所の審理過程での職権調査が、少年局に対して命じられる場合が多いようなので、少年局の組織・機構を含め、家庭裁判所と少年局との連携の実情を把握すること、その際、虐待を行った親と緊張関係にある少年局が調査を行うことに公平性の問題はないか、調査が困難な実情はないかといった実情把握である。

#### 【文献10】田邊泰美『イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク』（明石書店、2006年5月）

本書は、著者が行った学会報告（1989年の第37回日本社会福祉学会から）ならびに公表した論文（1991年の「英国児童虐待研究－その1」『佛教大学大学院研究紀要』19号から）に基づいて、それらを総合する形で執筆されたものである。本書の特色は、大きく分けると3つの大きな要素から構成されている点にある。第一には、2000年代初期までのイギリスにおける児童虐待防止施策の成立と展開を歴史的に検証するという要素である。第二には、そのような展開のなかで生み出されてきた1990年代から2000年代初頭にかけての時期に行われるようになった児童虐待に対するソーシャルワークの実践、その手法の紹介という要素である。第三には、それらすべての背景にある社会的・経済的な分析の試みである。この特色は、本書の次のような構成に反映している。すなわち、第Ⅰ部児童虐待防止ソーシャルワークの成立過程、第Ⅱ部児童虐待防止ソーシャルワークの展開と質的变化、第Ⅲ部1989年児童法における児童虐待防止ソーシャルワークの展開と市場原理の影響、児童虐待防止ソーシャルワークの実践である。それぞれの部では、実際にイギリスで発生した児童虐待事例とそれについてのイギリスでの報告書の紹介・分析、制定された法律の内容紹介、具体的なソーシャルワークの実践手法というように力点の置きどころは異なっているが、著者の最大の関心は、イギリスにおけるソーシャルワークの社会的、制度的な位置づけと新しい実践手法の紹介にあると考えられる。その意味では、児童福祉学の研究者による、単なる現場からの報告のようなものでない、歴史、社会分析、法律研究と評することができる。

長年にわたる研究成果をまとめたものであり、論述は詳細である。イギリスにおける児童虐待対応の通史としても読めるが、必要な項目について、関連する部もしくは章のみを参照するという使い方もできる研究書である。

#### 【文献11】平田厚『親権と子どもの福祉 児童虐待時代に親の権利はどうあるべきか』（明石書店、2010年8月）

本書の副題を見て、日本の親権法が抱える問題やその構造について、児童虐待事例が提起する諸課題に触発されて、抜本的に考え直しているのではないかと考えると、期待外れに終わる。伝統的な法実務、法解釈の枠内で親権法上の問題がどのように議論されてきたのか、またその枠の中で親権制度の改革を提示するとどのようなものになるのかという観点からのとりまとめがなされており、その意

味での資料的意義はあるといえる。本書標題のみならず、本書は「第1部親権法と児童虐待防止法」、「第2部わが国における親権概念の成立と変遷」、「第3部イングランドにおける親権概念の成立と変遷」となっているが、いずれも、既発表の日本語文献に基づく立論構成になっているため、日本での伝統的法律学の観点からみると親権法はどのように扱われてきたのかをみるのには便利な文献といえる。

(鈴木博人)

資料1 児童虐待関係通知（平成22（2010）年4月～平成24年（2012）年3月）

通知名	通知年月日	通知番号	概要
「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項	平成22年6月25日	厚労省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知健康発0625第2号	患者である児童について虐待の疑いがあるかどうかの確認、その対応については「児童虐待の対応に関するマニュアル」に手順が示されていること、児童からの臓器提供を行う施設において虐待対応マニュアルを整備するに当たっては、関係学会、行政機関等において作成された指針等を参照するものとし、当該マニュアル中に、参照した指針等を明記すること等を求める通知。
居住者が特定できない事案における出頭要求等について	平成22年8月26日	厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0826第1号	大阪市で発生した母による2児ネグレクト死事件で、児童相談所への通告があり、訪問を重ねたにも関わらず児童の安全確認を行えないまま事件が発生したことを受けて、居住者が特定できない場合の出頭要求等について、関係機関への協力要請、出頭要求制度の活用、児童・保護者の氏名が特定できない場合の出頭要求の実施等を定め、対応の徹底を求める通知。
虐待通告のあった児童の安全確認の手引きについて	平成22年9月30日	厚労省雇用均等・児童家庭局雇児総発0930第2号	大阪市における2児ネグレクト死事件を受けて、安全確認、臨検捜索等の権限を迅速・的確に行使用して児童の安全確保を実施する責務を果たすよう、(1) その職責を自覚し、子どもへの最善の利益を最優先にして取り組むこと、(2) 法律上与えられた権限を円滑かつ適切に行使できよう、本手引きを熟知した上で活用するとともに、平素から繰り返し部内研修を行うなどして職員の実務能力の向上を図ることとし、虐待通告者の心の動き、通告受理時の留意事項等、対応に関する基本的事項を定める通知。
里親委託ガイドラインについて	平成23年3月30日	厚労省雇用均等・児童家庭局長雇児発0330第9号	都道府県、指定都市、児童相談所設置市及びその児童相談所並びに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関が協働し、より一層の里親委託の推進を図るため、里親委託の意義、里親委託の優先、里親委託する児童、保護者の理解、里親委託の方法、里親認定・登録、里親支援、委託された児童の権利擁護、里親制度の普及と支援の充実を定める通知。
「民法等の一部を改正する法律」の施行について	平成23年6月3日	厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0603第1号	民法等の一部改正法の施行を控えて、改正法の内容を示し、改正法の了知およびその遺漏のない運用、周知を求める通知。
児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について	平成23年6月17日	厚労省児童家庭局長、社会・援護局傷害保健福祉課長連名通知雇児発0617第7・障発0617第4	標記省令の改正に伴い、児童福祉施設最低基準、児童福祉法施行規則、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正が施行されたことから、改正の趣旨及び内容を示す通知。
児童虐待防止対策の推進について	平成23年7月20日	厚労省雇用均等・児童家庭局総務・母子保健課長連名通知雇児総発0720第1号、雇児母第0720第1号	「子ども虐待等による死亡事例の検証結果等について（第7次報告）」に基づき、児童の安全確認・確保の徹底、妊娠期からの相談・支援体制の整備・充実、虐待早期発見のための対策強化、対応職員の専門性の確保等、同報告の趣旨を理解し、地方公共団体に児童虐待防止対策の徹底を求める通知。

妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について	平成23年7月27日	厚労省雇用均等・児童家庭局総務・母子保健課長連名通知雇見総発第0727第4号、雇見母第0727第3号	虐待等死亡事例検証委員会第7次報告によれば、乳幼児期の児童の虐待死が多くを占めるところから、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭を早期に把握して、速やかに支援を開始するためには、保健・医療・福祉の連携体制を整備することが必要となるとの認識のもと、市町村、医療機関、都道府県の役割とともに、情報提供の対象となる例などを示した通知。これに関連して、医療機関の協力を得るため日本医師会、日本産婦人科医学会等に協力が依頼されることとなった。
「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の一部改正について	平成23年7月27日	厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇見総発0727第7号	検証対象の範囲、提言のあり方を改正するとともに、ヒアリングの際の留意事項について言及する。
妊娠期からの妊娠・出産・子育て等にかかる相談体制等の整備について	平成23年7月27日	厚労省雇用均等・児童家庭局総務・家庭福祉・母子保健課長連名通知雇見総発第0727第1号、雇見福発第0727第1号、雇見母発第0727第1号	虐待死亡検証委員会第7次報告等で、妊娠に悩みを抱える者への相談体制の充実・周知が提言されたことを受け、妊娠等に関する相談の連携を必要とすることから、相談しやすい体制の整備、相談窓口の周知、各種相談窓口での対応のあり方、保護・支援制度の活用、体制整備のための経費等について市町村、都道府県の対応を求めるとの通知。
児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令等の施行について	平成23年9月1日	厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇見初0901第1号	児童福祉施設最低基準の一部改正（施設長の資格要件の明確化および研修の義務化、第三者評価の義務化等）、児童福祉法施行規則の一部改正（親族里親等の要件の見直し、母子生活支援施設および児童自立生活援助事業所の位置に関する情報の提供方法の見直し、家庭的保有事業に関する見直し）の内容を示す通知。
地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める省令	平成23年9月2日	厚労省令112号	地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める。
地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う厚生労働省関係政令等及び経過措置に関する政令	平成23年9月14日	政令289号	地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備および経過措置を定める政令。
「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について	平成23年10月28日	厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇見発1028第一号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により児童福祉法45条等が改正され、都道府県等が児童福祉施設の設備および運営について条例で定めることとされ、また都道府県等が当該条例を定めるにあたり、「従うべき基準」および「参酌基準」については厚生労働省令で定めることとされたところから、都道府県等が条例を定める際の基準として児童福祉施設最低基準の規定について、従うべき基準および参酌すべき基準に区分するなど、所用の改正を行った旨の通知であり、改正の概要が示されている。

児童養護施設等及び里親等への措置延長措置について	平成23年12月28日	厚労省雇用均等・児童家庭局長雇発1228第2号	措置の終了までに自立生活に必要な力が身に付いていない方が重要な養育の在り方が重要であることを踏まえて、自立生活能力がまま措置解除することのないよう、18歳以降の措置延長の積極的な活用を図るとともに、中学校卒業や高校中退等で就職する児童の措置継続、再措置等を適切に実施にあたり留意すべき点を示す通知。
「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」及び「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」の施行について	平成23年12月28日	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇発1228第4号	民法及び児童福祉法の改正に伴う地方自治法施行令の一部改正により、大都市に関する特例として、一定の事務が都道府県の事務として追加されることに伴い、特定の事務を指定都市及び児童相談所設置市の処理する事務として追加されたことを示す通知。
児童相談所及び市町村の職員研修の充実について	平成24年2月23日	厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇発0223第2号	虐待等死亡事例検証専門委員会の検証結果および総務省による政策評価による報告を踏まえ、児童福祉司等の実務を行うに当たって必要最低限の知識を備えるための新任の児童福祉司および児童心理司、市町村新任相談職員の研修プログラムを示す。
児童虐待の防止等に関する政策評価書（総務省統一性・総合性確保評価）について	平成24年2月23日	厚労省雇用均等・児童家庭局長通知0223第1号、保育課長通知0223第1号	総務省による児童虐待防止の政策評価により行われた勧告において、地方公共団体に求められた要請に対する対応を求める通知。
児童相談所及び市町村の職員研修の充実について	平成24年2月23日	厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇発0223第2号	「子どもの死亡事例等の検証結果等について」において繰り返し資質の向上策を講じることが提言されていること、および総務省が実施した「児童虐待の防止等に関する政策評価書」（平成24年1月20日公表）において児童相談所及び市町村における担当者等の資質の向上について勧告されたことを踏まえ、児童福祉司、児童心理司、市町村児童家庭相談担当職員の研修について、研修の考え方、実施主体、研修要領等について定めた通知。
子ども・子育て新システムの基本制度について	平成24年3月2日	少子化社会対策会議決定	子ども・子育て新システムの給付・事業における社会的養護システムの給付・事業が、社会的養護の要保護児童、障害児等を含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とすることを明示し、都道府県が、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性の高い施策を引き続き担うこととし、市町村と都道府県の連携を確保すること、虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合など契約による利用が著しく困難と判断した場合において、市町村が措置による入所・利用を行うこととし、その仕組みを設けることを明記する通知。
「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について	平成24年3月9日	厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇発0309第1号	平成23年の児童福祉法の改正により親権者等が児童福祉施設長、児童相談所長、里親等が行う監護・教育・懲戒を不当に妨げてはならないとされたことから（同法47条4項）、「不当に妨げる行為」についての考え方、事例、これらの行為があった場合の対応について示す通知。
医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について	平成24年3月9日	厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇発0309第2号	平成24年4月1日の民法一部改正法の施行に伴い、医療ネグレクトへの対応方法に変更が生じたことから、改正法の考え方や必要な手続き等を整理した通知。これに伴い、平成20年3月31日の通知（雇発0331004号）は廃止された。

民法等の一部を改正する法律に係る運用上の留意点について	平成24年3月9日	文部科学省中等教育 局初等中等教育企画課、 特別支援教育課事務連絡	民法等の一部を改正する法律が平成24年4月1日から施行されるに当たり、親権者等による「児童の教育上支障を生じさせる」不当な行為に対する児童相談所長等の措置や児童相談所長の親権代行、親権停止制度等、同法の児童福祉法の改正部分に係る趣旨および運用上の留意点について事務連絡にて周知する
「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」の施行について	平成24年3月14日	厚生労働省雇用均等・児童 家庭局長雇児発0314第 1号	児童福祉法施行令の一部を改正し、児童福祉司の担当区域を定める基準を、人口おおむね4万から7万までを標準として定めることとした政令が施行される旨の通知。
児童福祉法施行令の一部を改正する政令	平成24年3月14日	政令第47号	児童福祉法施行令の一部を改正し、児童福祉司の担当区域を定める基準を、人口おおむね5万から8万までを4万から7万までを標準と改めた政令。
児童相談所運営指針の改正について	平成24年3月21日	厚生労働省雇用均等・児童 家庭局長雇児発0321第 2号	民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童運営指針において児童福祉施設長等と親権者等との権限との調整、親権喪失・親権停止、未成年後見人の選任等に関する改正の他、里親委託優先の原則、委託に際しての留意事項等を改正する通知
児童福祉法第47条第5項に基づき児童福祉施設長の緊急措置をとった場合の都道府県知事又は市町村長に対する報告について	平成24年3月27日	厚生労働省雇用均等・児童家 庭局総務課長・母子保健 課長・社会援護局傷害保 険福祉部障害福祉課長通 知雇児総発0327第1号、雇 児発0327第2号、雇 児保第1号、雇児母発 03127第1号、障障発 0327第1号	平成24年4月1日から民法等の一部改正法により児童福祉施設長等は、入所中または委託中の児童等につき親権者・未成年後見人のある者であっても監護等に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができるとされたこと（改正児童福祉法47条3項）、さらに、児童等の生命または身体の安全を確保するために緊急の必要があると認められた場合（同条5項）、その報告先について整理し、了知を求める通知。なお、緊急措置は親権者等の意に反してともとることができるところから、緊急措置の報告は親権者等の意に反したかどうかを問わず報告すべき旨を明らかにしている。
児童福祉法施行規則及び里親が行う養育に関する最低基準の一部を改正する省令の施行について	平成24年3月29日	厚生労働省雇用均等家庭局長 通知雇児初0329第14	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に関し平成23年7月にとりまとめられた「社会的養育の課題と将来像」に基づき、「里親及びファミリーホーム養育指針」を定めることに併せ、省令上も、制度が目指す家庭養育の理念をより明確にするため所要の改正を行った旨の通知。
児童虐待に係る速やかな通告に関する学校との連携について	平成24年3月29日	厚生労働省雇用均等・児童家 庭局総務課長通知雇児総 発0329第1号	文部科学副大臣より「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」（23文科発大1707号）が発出されたことに伴い、この通知について児童相談所、市町村への周知を求めるとともに、児童相談所と学校との情報共有、要保護児童対策地域協議会における情報共有、研修講師の派遣等、学校・教育委員会との一層の連携強化を働きかけるよう求める通知。
児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について	平成24年3月29日	文部科学副大臣23文科初 第1707号	平成24年1月の総務省における政策評価に基づき、総務大臣から文部科学大臣に児童虐待の早期発見に係る取り組みの推進に関する勧告がなされたことを受けて、速やかな通告を推進するための留意事項として、①一般的な主観により児童虐待が認められるであろうという場合は通告義務が生じること。②保護者への対応は市町村の児童福祉担当部署や児童相談所と連携して行うこと。③保護者との関係悪化を懸念して通告をためらわれないこと。④通告が児童・保護者双方の支援に資する意義をもつことを認識すること。⑤児童虐待を疑うきっかけを見逃さず、校内の連携を図ることをあげる。



一時保護の充実について	平成24年4月5日	厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0405第27号	里親等に対する一時保護委託について適切な支援体制を確保するため、児童相談所からの一時保護委託を受ける里親等に対し、新たに一時保護委託手当を支弁することとし、対象となる児童、経費等について定める通知。
一時保護所における専門職員等の配置について	平成24年4月5日	厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0405第28号	一時保護所における心理療法担当職員や個別対応職員の配置義務化に対応するため、児童相談所に付設する一時保護所への専任の心理療法担当職員の配置、虐待、非行等種々の問題のある児童が多数入所する一時保護所における個別指導等を行う個別対応職員の配置、乳児が入所している一時保護所における看護師の配置を定める通知。
家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について	平成24年4月5日	厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0405第11号	児童福祉施設等に入所する児童の早期家庭復帰支援体制の強化や、被虐待児への援助体制の確保のために家庭支援専門相談員等が配置されてきたが、新たに里親支援専門相談員を配置して里親支援を充実させることとした旨の通知。
児童虐待防止医療ネットワーク事業の実施について	平成24年4月5日	厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0405第1号	小児医療機関の対応力の向上、医療機関と地域の関係機関との連携体制の強化等を目的に、中核的医療機関における児童虐待防止専門コーディネーターの配置、虐待対応に関する助言、教育研修等の事業の実施を定める通知。
児童虐待への対応における警察との連携の推進について	平成24年4月12日	厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0412第1号	警察との情報共有や相互協力の連携体制の一層の強化を目的に、個別事案における連携、平素からの連携、児童の安全確保の徹底、要保護児童対策地域協議会における連携の促進を求める通知。
児童虐待への対応における取組の強化について	平成24年4月12日	警察庁生活安全局少年課長・生活安全企画課長・地域課長・刑事企画課長・刑事局捜査第一課長他通知警察庁丁少初第55号、生企発第165号、地初第58号、捜一発第54号、丁地発第87号	児童虐待をめぐる昨今の厳しい状況に鑑み、警察と児童相談所との一層かつ緊密な連携を図るとともに、警察部内の的確な対応を期するため、児童虐待への対応の強化の推進を求める通知。児童相談所とは、個別事案においては虐待通告後の情報連絡のあり方、状況の変化後の情報把握等を、平素からの連携の強化としては児童相談所における研修への積極的な協力、人事交流の推進、少年サポーターセンターの移転に関する配慮を、警察組織としての的確な対応の徹底としては児童の安全の直接確認の徹底、迅速適確な事件化判断と捜査体制の確立、児童虐待の早期発見に関する教養の徹底、危険度・緊急度・緊急性の的確な判断および情報の共有、児童虐待事案の対象者が転居した場合の措置について定める。
児童虐待防止対策支援事業の実施について	平成24年5月14日	厚労省雇用均等・児童家庭局長通知	児童相談体制の充実が喫緊の課題であり、児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっていくことから、「児童虐待防止対策支援事業実施要項」を定め実施することとした通知。
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行について	平成24年5月31日	厚労省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0531第3号	標記省令が改正されたことに伴い、改正法の内容（児童福祉施設の人員配置の引き上げ、個別対応職員の配置の義務化の拡充）を示して都道府県等に児童福祉施設最低基準の条例の整備を求める通知。

<p>「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）」を踏まえた対応について</p>	<p>平成24年7月26日</p>	<p>厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知雇児総発0726第1号、雇児母発第0726第1号</p>	<p>「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）」が取りまとめられたことを受けて、1 養育支援を要する家庭（要支援児童・特定妊婦）への早期支援として（1）望まない妊娠への対応（2）妊娠からの支援（3）養育支援を要する家庭の把握及び関係部署による連携（4）各段階に応じた広報・啓発の推進として（1）若年者等に向けた虐待予防のための広報・啓発（2）通告に関する広報・啓発（3）児童の安全を守るための対応の徹底として（1）乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応（2）児童の所在が把握できない場合の対応（3）虐待対応機関における体制の充実と役割分担の明確化として（1）体制整備と専門性の確保（2）児童相談所と市町村における役割分担（3）地域における関係機関の連携強化として（1）要保護児童対策地域協議会の機能強化（2）転居の場合の情報共有（3）医療機関との積極的な連携（4）死亡事例等の検証における留意事項として（1）転居事例等の検証における地方公共団体の協力（2）検証報告の活用等の促進 について留意する旨を求める通知。</p>
<p>「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付における児童虐待の被害者等の保護のための措置」について</p>	<p>平成24年9月26日</p>	<p>厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長通知0926第1号</p>	<p>児童虐待を受けた児童等については、加害者に居住地を秘匿するため、住居の変更に伴う転居または転出及び転入の届出ができない場合があり、居住地の市町村に住民票がないことから施設入所中や自立後の単身生活等において必要な公的サービスの受給や契約等の手続に支障が生じることが懸念されていたところから、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、児童虐待等の被害者の申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、要件を満たさない場合は「不当な目的」があるものとして閲覧等が拒否されること、第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査により厳格に行われる旨を示した通知。</p>
<p>措置解除に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について</p>	<p>平成24年11月1日</p>	<p>厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発1101第3号</p>	<p>児童福祉施設に入所していた児童が、家庭復帰後に虐待を受け死亡した事例が続いていることに加え、一時保護や措置解除における家庭復帰のための適切なアセスメントと支援として適切なアセスメント、補助職員の配置等による体制強化や、職員の資質向上や関係機関との連携強化のための研修の実施等を、施設等から家庭復帰した事例については、児童相談所における児童の安全確認や対応状況等の再確認を求める通知。</p>
<p>養育支援を特に必要とする家庭に把握及び支援について</p>	<p>平成24年11月30日</p>	<p>厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知雇児総発1130第1号、雇児母発第1号</p>	<p>虐待が疑われる段階に至る前から関係機関が情報を共有し、連携協力して支援を実施していれば死亡に至らなかつた可能性がある事例も存在していると考えられるところから、市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関等において、養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について、具体的に留意すべき事項について定めた通知。</p>
<p>児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について</p>	<p>平成24年11月30日</p>	<p>厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知雇児総発1130第2号、雇児母発1130第2号</p>	<p>「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）」を踏まえた対応について（平成24年7月26日付け雇児総発0726第1号、雇児母発0726第1号厚労省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知）を踏まえ、児童相談所及び市区町村と医療機関との積極的な連携並びに情報共有の推進、医療機関からの情報提供及び情報提供のあった事例への支援に係る留意点、医療機関から児童相談所または市区町村への情報提供に係る守秘義務、個人情報保護等との関係、児童相談所または市区町村から医療機関への情報提供に係る守秘義務、個人情報保護等との関係、要保護児童対策地域協議会への参加要請、児童相談所または市区町村から医療機関に提供された個人情報等の取扱い、臓器提供に係る児童に関する児童相談所の関与の確認について留意点を示す通知</p>

## 資料 2 児童虐待関係文献リスト

著者・筆者	発行年	著書・論文等タイトル	編集者名	著者名・雑誌名(巻号)	ページ	出版社
新島一彦	2010.4	養子制度の課題と展望—未成年養子を中心に—(特集「家族法改正」の課題と展望)		法律時報 82-4	23-27	日本評論社
伊藤暢章	2010.4	未成年者に対する輸血強制と親権者の職務執行停止—実例に基づく問題点の考察—		法律時報 82-4	84-89	日本評論社
吉田恒雄	2010.4	親権法の見直し 児童虐待防止に関する親権制度改正の経緯と課題(行政 up to date8)		そだちと臨床 8	58-62	明石書店
	2010.4	特集 子どものための親権法をめぐらして		法と民主主義 447	2-45	日本民主法律家協会
内藤光博	2010.4	特集にあたって(特集 子どものための親権法をめぐらして)		法と民主主義 447	2-3	日本民主法律家協会
広渡清吾	2010.4	国家と家族—家族法における子の位置—(特集 子どものための親権法をめぐらして)		法と民主主義 447	4-9	日本民主法律家協会
岩志和一郎	2010.4	児童の権利条約からみた親権法(特集 子どものための親権法をめぐらして)		法と民主主義 447	10-15	日本民主法律家協会
家永登	2010.4	親権行使における意見の対立—医療行為を中心に—(特集 子どものための親権法をめぐらして)		法と民主主義 447	16-21	日本民主法律家協会
鈴木博人	2010.4	親権濫用論の限界と親権制限制度の課題(特集 子どものための親権法をめぐらして)		法と民主主義 447	22-27	日本民主法律家協会
椎名規子	2010.4	離婚後の共同親権—イタリヤにおける共同分担監護の原則から—(特集 子どものための親権法をめぐらして)		法と民主主義 447	28-33	日本民主法律家協会
本山敦	2010.4	婚外子への親権(特集 子どものための親権法をめぐらして)		法と民主主義 447	34-40	日本民主法律家協会
大塚正之	2010.4	家事事件手続における子の参加の保障(特集 子どものための親権法をめぐらして)		法と民主主義 447	41-45	日本民主法律家協会
西谷祐子	2010.4	ドイツにおける児童虐待への対応と親権制度(二完)		民商法雑誌 142-1	1-56	
許末恵	2010.4	児童相談所に対する児童福祉法に基づく指導措置の勧告(東京家裁平成 20 年 7 月 14 日審判)		民商法雑誌 142-1	101-108	
河津英彦	2010.4	子どもの生命危機と虐待—全国児童相談所調査を手がかりに—		社会福祉研究 107	2-11	
小林美智子	2010.4	基調講演 虐待問題が日本の社会に与らした警鐘—虐待防止法までの 10 年、その後の 10 年、そしてこれからの 10 年—(特集 日本子ども虐待防止学会第 14 回学術集会(埼玉大会)—児童虐待防止法制定 10 周年記念シンポジウム—)	日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 12-1	8-24	日本子ども虐待防止学会
平湯真人	2010.4	虐待防止システムの進歩と法律の役割(特集 日本子ども虐待防止学会第 14 回学術集会(埼玉大会)—児童虐待防止法制定 10 周年記念シンポジウム—)	日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 12-1	25-27	日本子ども虐待防止学会
徳永雅子	2010.4	児童虐待防止法と母子保健援助論—虐待の気づきと支援を振り返って—(特集 日本子ども虐待防止学会第 14 回学術集会(埼玉大会)—児童虐待防止法制定 10 周年記念シンポジウム—)	日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 12-1	28-31	日本子ども虐待防止学会
青木孝志	2010.4	児童虐待防止法前の取り組み—児童相談所の活動とおして—(特集 日本子ども虐待防止学会第 14 回学術集会(埼玉大会)—児童虐待防止法制定 10 周年記念シンポジウム—)	日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 12-1	32-34	日本子ども虐待防止学会
森田展彰 徳山美知代	2010.4	日本の児童福祉施設における被虐待児童の持つアタッチメントの問題に対する援助(特集 日本子ども虐待防止学会第 14 回学術集会(埼玉大会)—国際シンポジウム「虐待とアタッチメント」—)	日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 12-1	49-51	日本子ども虐待防止学会

坂本雅子	2010.4	活動報告 市民がつくる社会的養護—子どもの村福岡—(特集 日本子ども虐待防止学会第14回学術集会(埼玉大会))	日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 12-1	93-98	日本子ども虐待防止学会
岩井宣子	2010.4	ファミリー・バイオレンス(第2版)	日本子ども虐待防止学会	-	-	高学社
	2010.4.2	社説拝見 [2010年] 3月前期 孤立した家庭で児童虐待	日本子ども虐待防止学会	厚生福祉 5715	12-14	時事通信社
	2010.5	児童虐待防止のための親権制度研究会報告書	日本子ども虐待防止学会	家庭裁判月報 62-5	97-212	
笠原正洋	2010.5	児童虐待防止における保育所の役割と課題(特集 今、必要な子育て支援とは)	日本子ども虐待防止学会	教育と医学 58-5	406-413	
田中通裕	2010.5	児童養護施設入所措置の再度の更新が認められた事例	日本子ども虐待防止学会	民商法雑誌 142-2	107-114	
山野則子	2010.6	市町村児童虐待防止ネットワークとコミュニケーション・ソーシャルワーク(特集 コミュニティ・ソーシャルワークにおける介入1)	日本地域福祉研究所	コミュニケーション・ワーク 5	32-42	中央法規出版
都筑民幸	2010.6	子ども虐待と臨床科法医学(第46回日本犯罪学会総会報告—シンポジウム 臨床科法医学の新しい展開—)	文部科学省	犯罪学雑誌 76-3	77-81	日本犯罪学会
	2010.6	児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について(通知)(特集 家庭教育支援の充実について)	文部科学省	教育委員会月報 62-3	53-55	第一法規
金子勇	2010.6	都市の児童虐待とコミュニケーション・ケア(特集 社会政策研究のニュー・フロンティア)	文部科学省	社会政策研究 10	122-145	東信堂
古野豊秋	2010.6	憲法における家族—親の権利と子どもの権利—	文部科学省	-	-	尚学社
戸田典子	2010.6.15	海外法律情報 ドイツ—児童虐待の防止のために—	文部科学省	ジュリスト 1402	73	有斐閣
増沢高	2010.7	情緒障害児短期治療施設の治療的援助と子どもたちの姿	文部科学省	家庭裁判月報 62-7	1-58	
	2010.7	特集 児童虐待防止法制定 10年で見えてきたもの	文部科学省	子どもと福祉 3	29-53	明石書店
平湯真人	2010.7	児童虐待防止法制定から10年を振り返って(特集 児童虐待防止法制定 10年で見えてきたもの)	文部科学省	子どもと福祉 3	30-34	明石書店
吉田恒雄	2010.7	親権制度見直し研究会で何が議論されたのか(特集 児童虐待防止法制定 10年で見えてきたもの)	文部科学省	子どもと福祉 3	35-40	明石書店
川崎二三彦 川島順子 山口薫 他	2010.7	座談会 初期対応強化だけでは虐待は防げない。今こそ虐待予防の総合的な対策を(特集 児童虐待防止法制定 10年で見えてきたもの)	文部科学省	子どもと福祉 3	41-48	明石書店
	2010.7	児童虐待防止最前線 児童相談現場が抱える苦悩と課題(特集 児童虐待防止法制定 10年で見えてきたもの)	文部科学省	子どもと福祉 3	49-53	明石書店
加藤洋子	2010.7	児童虐待防止対策からみえる家族にとつての子どもの存在	文部科学省	子どもと福祉 3	117-127	明石書店
	2010.7	特集 子ども虐待と社会的支援	文部科学省	住民と自治 567	6-23	自治体研究社
津崎哲郎	2010.7	子ども虐待の背景と社会的支援の基本課題(特集 子ども虐待と社会的支援)	文部科学省	住民と自治 567	7-10	自治体研究社
山野良一 斎藤太	2010.7	子ども虐待が問いかけるもの—児童虐待防止法10年の到達点と私たちの課題—(特集 子ども虐待と社会的支援)	文部科学省	住民と自治 567	11-14	自治体研究社
渡部たづ子	2010.7	世田谷区の児童虐待予防の取り組み—東京都世田谷区—(特集 子ども虐待と社会的支援)	文部科学省	住民と自治 567	15-17	自治体研究社
角田幸代	2010.7	要保護児童対策地域協議会が子ども虐待防止に果たす役割—神奈川県横須賀市—(特集 子ども虐待と社会的支援)	文部科学省	住民と自治 567	18-20	自治体研究社
斎藤太	2010.7	自分が3人欲しい—児童相談所 第一線の苦悩—埼玉県・東京都—(特集 子ども虐待と社会的支援)	文部科学省	住民と自治 567	21-23	自治体研究社
南郷さおり	2010.7	代理ミュンヒンハウゼン症候群	文部科学省	-	-	アスキー・メディアワークス
田中智子	2010.8	親権喪失宣告等事件の実情に関する考察	日本子ども虐待防止学会	家庭裁判月報 62-8	1-61	
石田文三	2010.8	実務法学の現場(1) 親権とは何か	日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 12-2	243-249	日本子ども虐待防止学会

古畑淳	2010.8	児童福祉法・児童虐待防止法—その立法動向と課題—(特集 子どもの権利基本法の提言と子ども法制の転換)	子どもの権利研究 17	10-16	日本評論社
平田厚	2010.8.10	児童虐待の摘発、過去最多—実父や養父7割を占める・警察庁—	厚生福祉 5749	14	時事通信社
岩本泉 竹林千佳 大西由香里	2010.8.30	親権と子どもの福祉—児童虐待時代に親の権利はどうあるべきか—	-	-	明石書店
大久保真紀	2010.9	北海道立保健所が取り組みむ児童虐待予防活動—その成果と課題—	保健師ジャーナル 66-9	840-846	医学書院
衣斐哲臣	2010.9	児童虐待防止法制定後の虐待の現状 (特集 子どもの命と育ちを守る)	月刊福祉 93-11	12-15	全国社会福祉協議会
菅原哲男	2010.9	虐待を受けた子どもや家族への関わり (特集 子どもの命と育ちを守る)	月刊福祉 93-11	16-19	全国社会福祉協議会
高田治	2010.9	情緒障害児短期治療施設における被虐待児支援 (特集 子どもの命と育ちを守る)	月刊福祉 93-11	20-23	全国社会福祉協議会
杉山登志郎	2010.9	子ども虐待への医療機関を核とした子どもと親へのケア (特集 子どもの命と育ちを守る)	月刊福祉 93-11	24-27	全国社会福祉協議会
茂籠知美	2010.9	地域連携で取り組みむ虐待予防 (特集 子どもの命と育ちを守る)	月刊福祉 93-11	32-35	全国社会福祉協議会
前川寿子	2010.9	児童虐待対応にかかる児童相談所と医療機関との組織化実践に関する研究の取組—児童相談所における医療的機能強化事業の構築—	厚生労働 65-9	36-39	全国社会福祉協議会
松宮透高 井上信次	2010.9	児童虐待と親のメンタルヘルス問題—児童福祉施設への量的調査にみるその実態と支援課題—	厚生労働 65-9	46-51	中央法規出版
青木悦	2010.Aut.	支配・被支配の関係を見抜く—「教育」「しつけ」という名の児童虐待を減らすために— (特集 虐待の構造からどう抜け出すか)	厚生の指標 57	6-12	厚生統計協会
井上仁	2010.Aut.	子どもの権利擁護から見た児童虐待防止法の課題—法改正と制度の整備— (特集 虐待の構造からどう抜け出すか)	福祉労働 128	8-16	現代書館
山野良一	2010.Aut.	子どもと家族への乗民政策—児童相談所から見える子ども虐待問題— (特集 虐待の構造からどう抜け出すか)	福祉労働 128	17-27	現代書館
高橋亜美	2010.Aut.	自立援助ホームから見えた子どもの虐待、虐待を受けた子どもの支援とは—自立援助ホームあすなろ荘の取組から— (特集 虐待の構造からどう抜け出すか)	福祉労働 128	28-37	現代書館
松山容子	2010.Aut.	病院の緊急外来から見える虐待の諸相 (特集 虐待の構造からどう抜け出すか)	福祉労働 128	38-46	現代書館
安藤由紀	2010.Aut.	子どもへの虐待防止の取組—民間のNPOの取組みから— (特集 虐待の構造からどう抜け出すか)	福祉労働 128	47-54	現代書館
川崎二三彦	2010.9.15	児童虐待の実情と課題 ((シリーズ) ファミリー・バイオレンス I 児童虐待)	ジュリスト 1407	81-105	有斐閣
横田光平	2010.9.15	「関係」としての児童虐待と「親」によって養育される子どもの権利 ((シリーズ) ファミリー・バイオレンス I 児童虐待)	ジュリスト 1407	82-86	有斐閣
西澤哲	2010.9.15	子ども虐待—虐待傾向のある親の心理的理解と支援— ((シリーズ) ファミリー・バイオレンス I 児童虐待)	ジュリスト 1407	87-94	有斐閣
白井京	2010.9.15	海外の動向—韓国— ((シリーズ) ファミリー・バイオレンス I 児童虐待)	ジュリスト 1407	95-101	有斐閣
横田光平	2010.9.30	子ども法の基本構造	-	-	信山社
櫻谷眞理子	2010.10	子ども虐待—介入と援助について考える— (特集 児童虐待を考える)	人権と部落問題 62-12	6-48	
	2010.10	子ども虐待—介入と援助について考える— (特集 児童虐待を考える)	人権と部落問題 62-12	6-15	

田中幹夫	2010.10	「児童虐待防止法」から10年(特集 児童虐待を考える)				16-23		
山野良一	2010.10	アメリカと日本の現場から見える子ども虐待(特集 児童虐待を考える)				24-31		
仙田富久	2010.10	児童虐待・子どもの人権と私たちの運動(特集 児童虐待を考える)				32-39		
菅江佳子	2010.10	子ども虐待の相談現場から—社会福祉法人子どもの虐待防止センターの取り組み—(特集 児童虐待を考える)				40-48		
	2010.10	性的虐待を受けた子どもたち(特集 子ども性と性—児童養護施設からのメッセージ—児童養護施設での性の課題とその取り組み)				54-67		エイデル研究所
	2010.10	性的虐待への法的対応を求めます(特集 子ども性と性—児童養護施設からのメッセージ—児童養護施設からの提言)				90-97		エイデル研究所
望月由紀子 篠原亮次 他	2010.10	被虐待児の保育環境の特徴と支援に関する研究				24-30		厚生統計協会
上松幸一 笹川宏樹 伏見真理子	2010.10	こんなときどうする?事例で学ぶ市区町村の児童家庭相談—児童虐待相談への対応—初期段階編(特集 児童家庭相談 はじめの一步、二歩、三歩)				110-116		明石書店
藤井美江	2010.10	被措置児童の虐待防止と権利擁護—里親家庭で生活する子どもの権利ノート—(特集 子どもからみた里親制度)				21-26		明石書店
岩城正光	2010.10	法制定後の児童虐待対策の現状と課題(特集 母子保健をめぐる今日的課題)				854-859		医学書院
川崎二三彦	2010.10.4	教育の危機管理(実践編) 児童虐待への対応で、学校管理職がやるべきこと(1) 管理職には、子どもだけでなく、保護者と教職員を守る義務が存在する				20-21		教育公論社
川崎二三彦	2010.10.11	教育の危機管理(実践編) 児童虐待への対応で、学校管理職がやるべきこと(2) 2004年の「岸和田中学生虐待事件」のこれから変わらない虐待発見の難しさ				18-19		教育公論社
	2010.10.15	教育法規あらからると 児童虐待死事件と保護者啓発				19		時事通信社
川崎二三彦	2010.10.18	教育の危機管理(実践編) 児童虐待への対応で、学校管理職がやるべきこと(3) 虐待の通告に慎重な学校現場。阻害要因を直視し、取り除く勇気を持つ				20-21		教育公論社
川崎二三彦	2010.10.25	教育の危機管理(実践編) 児童虐待への対応で、学校管理職がやるべきこと(4) 児童相談所に、通告する場合に管理職が踏まえておきたい四つの注意点				18-19		教育公論社
厚生労働省雇 用均等児童家 庭局総務課虐 待防止対策室		特集 児童虐待防止対策の推進について—見すごすな 幼い子どものSOS—児童虐待防止法施行10年を迎えて				4-14		中央法規出版
安部哲夫	2010.11	なぜ児童ポルノは規制されるのか?—児童の性的虐待・偏執的趣味(パドフェリア)からの保護(児童ポルノ禁止法を考える)—				37-39		日本評論社
	2010.11	特集 医療ネグレクト				318-367		日本子ども虐待防止学会
宮本信也	2010.11	医療ネグレクトとは(特集 医療ネグレクト)				318-334		日本子ども虐待防止学会
柳川敏彦	2010.11	医療の場における医療ネグレクトの実態と課題(特集 医療ネグレクト)				335-344		日本子ども虐待防止学会
山本恒雄	2010.11	児童福祉の場における医療ネグレクトの実態と課題—ヘルスケア・ネグレクトという考え方を含めて—(特集 医療ネグレクト)				345-353		日本子ども虐待防止学会
磯谷文明	2010.11	医療ネグレクトに関する法的論点(特集 医療ネグレクト)				354-362		日本子ども虐待防止学会
石田文三	2010.11	精神科の治療と親の同意(特集 医療ネグレクト)				363-367		日本子ども虐待防止学会

浜田雄久	2010.11	実務法学の現場(2) 法的対応における親等の有する当事者的地位	日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト12-3	379-385	日本子ども虐待防止学会
	2010.11.26	虐待防く、連携の試み—2児死亡事件後の大阪児童相談所—	中田裕康	厚生福祉 5773	2-3	時事通信社
	2010.12.22	家族法改正—婚姻・親子関係を中心に—		-	-	有斐閣
高田清恵	2010.12	スウェーデンにおける児童虐待防止に関する法制度の特徴と現状—予防から被害児童へのケアまで(その1)		国民医療 278	17-23	国民医療研究所
市村彰英	2010.12	被虐待児の家族とのコミュニケーションスキル(小児看護に必要なコミュニケーションスキル)		小児看護 33-13(通号421)	1828-1832	へるす出版
谷澤隆邦	2010.12	小児臓器移植と虐待問題(臓器移植—脳死下における臓器移植を考える—小児臓器移植)		日本臨床 68-12(通号989)	2339-2346	日本臨床社
井上登生	2010.12	虐待を受けている子どもの症状、親への対応(第20回日本外来小児科学会年次集会ワークシヨップ)		メディアカル朝日 39-12(通号469)	34-36	朝日新聞社
高田清恵	2010.12	「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する中間試案」について		家庭裁判月報 62-12	149-218	最高裁判所
池谷和子	2010.12	スウェーデンにおける児童虐待防止に関する法制度の特徴と現状—予防から被害児童へのケアまで(その2)		国民医療 279	17-24	国民医療研究所
奥山真紀子	2010.12	国際家族法研究会報告(第13号) 児童虐待と親権制度をめぐる昨今の論議		東洋法学 54-2(通号117)	197-204	東洋大学法学会
平山真理	2010.12	死亡や脳死状態の小児への虐待判断と対応(日本小児科学会 子どもの脳死臓器移植プロジェクト企画 第113回日本小児科学会学術集会シンポジウム報告 小児の脳死臓器移植、小児科にわたる問題点)		日本小児科学会雑誌 114-12	1988-1995	日本小児科学会
高岡昂太	2010.12	米国内における児童虐待の防止、介入プログラムから何を学ぶのか—米国の専門家2人を招いて		白鴎法學 17-2(通号36)	164-178	白鴎大学法学部
梅澤彩	2010.12	子どもを虐待する養育者との対峙的関係に対する児童相談所臨床家のアプローチ—アウトリーチから始める関係構築の構造		心理臨床学研究 28-5	665-676	日本心理臨床学会
濱崎由紀子	2010.12	代理によるミュンヒハウゼン症候群—児童虐待としての概念と対応について		撰南法学 42・43	229-250	撰南大学法学部
長田美穂	2010.12	虐待事案に対する介入システムの問題点と今後の展望—被虐待児のトラウマケアを中心に		現代社会研究 13	63-71	京都女子大学現代社会学部
小野善郎	2010.12	米国内からの便り 子どもの性虐待に関する中西部会議(ウイスコンシン州立大学メディアソン校主催) 報告(1) 被虐待児への治療効果が注目されるトラウマ志向認知行動療法		女性の安全と健康のための支援教育センター通信 28	23-25	女性の安全と健康のための支援教育センター
小平隆太郎 佐藤菜穂 高橋桃子 大久保修 恵良美津子 秋元有子	2010.12	代理ミュンヒハウゼン症候群—「病氣」としての子どもの虐待の再考		子育て支援と心理臨床 2	98-102	福村出版
仲真紀子	2010.12	虐待における語病または代理ミュンヒハウゼン症候群に関する検討		小児の精神と神経 50-4	450-451	アークメディア
谷口卓 岡村季光	2010.12	子どもによるポジティブ、ネガティブな気持ちの表現:安全、非安全な状況にかかわる感情語の使用		発達心理学研究 21-4	365-374	日本発達心理学会
総務省行政評価局	2010.12	平成19年度熊本市内の保・幼・小・中学校保護者を対象とした児童虐待防止における意識に関する調査研究—就労有無との関係		奈良保育学院研究紀要 14	15-22	奈良保育学院
	2010.12	「児童虐待の防止等に関する意識等調査」結果報告書		-	-	総務省行政評価局

	2010.12	子ども虐待・ネグレクトの研究—問題解決のための指針と提言	アン・C・ピーター セン 多々良紀夫 監訳	-	-	福村出版
棚瀬孝雄	2010.12	司法制度の深層—専門性と主権性の葛藤		-	-	商事法務
	2011	子ども虐待—子どもの命とところを守る (第58回精神保健シンポジウム (浜松))		心と社会 42-1 (通号 143)	9-43	日本精神衛生会
杉山登志郎	2011	子ども虐待—子どもの命とところを守る (第58回精神保健シンポジウム (浜松))		心と社会 42-1 (通号 143)	12-15	日本精神衛生会
奥山真紀子	2011	STOP サ 性虐待—性虐待の防止と癒し (第58回精神保健シンポジウム (浜松))		心と社会 42-1 (通号 143)	16-22	日本精神衛生会
田中哲	2011	子ども虐待の後遺症とその治療 (第58回精神保健シンポジウム (浜松))		心と社会 42-1 (通号 143)	23-32	日本精神衛生会
和田一郎	2011	子ども虐待の評価—子どもの命とところを守る (第58回精神保健シンポジウム (浜松))		心と社会 42-1 (通号 143)	33-38	日本精神衛生会
徳田絵美	2011	ファミリーホームという家族の中で (第58回精神保健シンポジウム (浜松))		心と社会 42-1 (通号 143)	39-43	日本精神衛生会
	2011	特集 医療的・心理的ケアを要する児童への支援 (第58回精神保健シンポジウム (浜松))		非行問題 217	46-136	全国児童自立支援 施設協議会
松村光男	2011	二次的障害を抱える被虐待女子児童の処遇事例について (特集 医療的・心理的ケアを要する児童への支援 (第58回精神保健シンポジウム (浜松)))		非行問題 217	50-64	全国児童自立支援 施設協議会
大河内千里	2011	性的虐待を受けた児童への支援から—心理士として (特集 医療的・心理的ケアを要する児童への支援 (第58回精神保健シンポジウム (浜松)))		非行問題 217	76-90	全国児童自立支援 施設協議会
船越昌一 武内美知代	2011	被虐待児に対する処遇と社会資源の活用 (特集 医療的・心理的ケアを要する児童への支援 (第58回精神保健シンポジウム (浜松)))		非行問題 217	110-120	全国児童自立支援 施設協議会
相澤仁	2011	施設内虐待を予防するために—基本を踏まえてあたりまえのことに		非行問題 217	174-192	全国児童自立支援 施設協議会
實石哲夫	2011	第三十五回資生堂児童福祉海外研修報告 アメリカで推進されている児童虐待防止活動と虐待を受けた子どもたちの心の傷を癒す最新知識とその実践方法を学ぶ		非行問題 217	204-210	全国児童自立支援 施設協議会
横山美江	2011	子ども虐待と人権擁護—虐待予防の方略 (第6回大阪市立大学大学院看護学研究科 講演・シンポジウム 看護ケアの中で人権をまもる)		大阪市立大学看護学雑誌 7	94-97	大阪大学大学院看護学研究科
山田不二子	2011	子ども虐待対応における警察の役割	警察政策学会	警察政策 13	25-58	立花書房
	2011	虐待・暴力に対する法制度 / 医療制度改革	日本社会保障法学会	社会保障法 26	1-216	法律文化社
古橋エツ子	2011	シンポジウムの趣旨と構成 (虐待・暴力に対する法制度 / 医療制度改革) ([日本社会保障法学会] 第57回大会 シンポジウム 近親者からの虐待・暴力に対する法制度の課題—各国比較をふまえて)	日本社会保障法学会	社会保障法 26	5-10	法律文化社
金川めぐみ	2011	虐待・暴力に関する国際基準からの考察 (虐待・暴力に対する法制度 / 医療制度改革) ([日本社会保障法学会] 第57回大会 シンポジウム 近親者からの虐待・暴力に対する法制度の課題—各国比較をふまえて)	日本社会保障法学会	社会保障法 26	11-25	法律文化社



廣瀬真理子	2011	近親者からの虐待・暴力の定義と位置づけ（虐待・暴力に対する法制度／医療制度改革）（〔日本社会保障法学会〕第57回大会 シンポジウム 近親者からの虐待・暴力に対する法制度の課題—各国比較をふまえて）	日本社会保障法学会	社会保障法 26	26-38	法律文化社
高田清恵	2011	近親者からの虐待・暴力の早期発見と一時保護（虐待・暴力に対する法制度／医療制度改革）（〔日本社会保障法学会〕第57回大会 シンポジウム 近親者からの虐待・暴力に対する法制度の課題—各国比較をふまえて）	日本社会保障法学会	社会保障法 26	39-51	法律文化社
片桐由喜	2011	近親者からの虐待・暴力における保護と支援（虐待・暴力に対する法制度／医療制度改革）（〔日本社会保障法学会〕第57回大会 シンポジウム 近親者からの虐待・暴力に対する法制度の課題—各国比較をふまえて）	日本社会保障法学会	社会保障法 26	52-66	法律文化社
本澤巳代子	2011	虐待・暴力法制の各国比較からみえた課題（虐待・暴力に対する法制度／医療制度改革）（〔日本社会保障法学会〕第57回大会 シンポジウム 近親者からの虐待・暴力に対する法制度の課題—各国比較をふまえて）	日本社会保障法学会	社会保障法 26	67-82	法律文化社
山田晋 古橋エツ子 本澤巳代子 他	2011	質疑応答（虐待・暴力に対する法制度／医療制度改革）（〔日本社会保障法学会〕第57回大会 シンポジウム 近親者からの虐待・暴力に対する法制度の課題—各国比較をふまえて）	日本社会保障法学会	社会保障法 26	83-86	法律文化社
北村光司 西田佳史 宮崎祐介	2011	〔日本社会保障法学会〕第58回大会 シンポジウム 医療制度改革の到達点と今後の課題（虐待・暴力に対する法制度／医療制度改革）	日本社会保障法学会	社会保障法 26	101-179	法律文化社
神尾真知子	2011	虐待の早期発見のための統計的・物理的診断技術の開発（犯罪からの子ども安全）		ヒューマンインタフェース学会誌 13-2	81-88	ヒューマンインタフェース学会
井上真理子	2011	児童虐待に対するフランスの取組み	関西社会学会	女性空間 28	137-150	日仏女性資料センター
倉田賀世	2011	家族と暴力—ファミリー・バイオレンスの発生とそれへの対応（暴力と人間）		フォーラム現代社会学 10	16-27	世界思想社
増田幸弘	2011	社会保障法学的見地からみた児童虐待法制のあり方（シンポジウム 虐待防止法に関する総合的研究）		法政論叢 47-2	102-118	日本法政学会
杉山登志郎	2011	虐待防止法に関する総合的研究からみる検討（シンポジウム 虐待防止法に関する総合的研究）		法政論叢 47-2	171-186	日本法政学会
井上信次 松宮透高	2011	教育講演 子ども虐待と精神医学（第51回日本児童青年精神医学会総会特集（1）スローガン 児童青年精神医学の新たな展開—リエゾン（連携）とレジリエンス（復元力））		児童青年精神医学とその近接領域 52-3	250-263	日本児童精神医学会
鈴木真由子 岡本正子 岡本真澄	2011	保健師のメンタルヘルス問題のある親による児童虐待に対する問題認識—A 県における保健師の意識調査から		川崎医療福祉学会誌 21-1	121-126	川崎医療福祉学会
帖佐尚人	2011	高等学校家庭科教育における子ども虐待の取り扱い—教員へのヒアリングを通して		生活文化研究 50	75-84	大阪教育大学家政学研究会
久保田純 村松愛子 國吉安紀子 他	2011.Aut.	H. ラフォレットの「親のライセンシ化」論—児童虐待と親の教育権規制を巡る—議論として		早稲田大学大学院教育学研究紀要 別冊 19-1	115-124	早稲田大学大学院教育学研究科
小野和哉	2011	事例研究 (24) ソーシャルワークにおける「専門職としての揺らぎ」：子どものネットワークを抱える世帯への支援		ソーシャルワーク研究 37-3 (通号 147)	231-238	相川書房
	2011	虐待死亡例の検証から学ぶこと：どのような虐待防止システム構築が求められるか（第51回日本児童青年精神医学会総会特集（2）スローガン 児童青年精神医学の新たな展開—リエゾン（連携）とレジリエンス（復元力）—ワークシヨップ 子ども心の救急：取り組みの実例）		児童青年精神医学とその近接領域 52-4	509-512	日本児童精神医学会

馬淵泰至	2011	被虐待児対策・子どものシエルト(第51回日本児童青年精神医学会総会特集(2)スローガン 児童青年精神医学の新たな展開—リエンズ(連携)とレジリエンス(復元力) —ワークショッップ 子どもの心の救急: 取り組みの実例)		児童青年精神医学とそ の近接領域 52-4	512-516	日本児童精神医学 学会
加賀美 宥祥 西澤 哲	2011	我が国の社会的養護の現状と課題 (特集 施設保護を受けた子のトラウマ)		トラウマティック・スト レス 9-1号 (通号 16)	5-14	日本トラウマ ティック・ストレス 学会
奥山真紀子	2011	日本の社会的養護制度の過去、現在、未来 (特集 施設保護を受けた子のトラウマ)		トラウマティック・スト レス 9-1号 (通号 16)	15-24	日本トラウマ ティック・ストレス 学会
杉山登志郎	2011	発達障害とアタッチメント障害 (特集 施設保護を受けた子のトラウマ)		トラウマティック・スト レス 9-1号 (通号 16)	25-31	日本トラウマ ティック・ストレス 学会
藤林武史	2011	家庭的養護拡大の取り組みと課題 (特集 施設保護を受けた子のトラウマ)		トラウマティック・スト レス 9-1号 (通号 16)	32-42	日本トラウマ ティック・ストレス 学会
森茂起	2011	児童養護施設における子どもたちの自伝的記憶: ト라우マと愛着の観点から (特集 施設保護を受けた子のトラウマ)		トラウマティック・スト レス 9-1号 (通号 16)	43-52	日本トラウマ ティック・ストレス 学会
青木豊 平部正樹 南山今日子	2011	分離された施設入所となった被虐待乳幼児のアタッチメントとトラウマとの問題の 推移: アタッチメント・プログラムを追加した対象を含めた考察 (特集 施設保 護を受けた子のトラウマ)		トラウマティック・スト レス 9-1号 (通号 16)	53-60	日本トラウマ ティック・ストレス 学会
藤田香織	2011	「大阪ネグレクト死事件」にみる児童福祉法の問題点		刑事法ジャーナル 30	84-91	イウス出版
佐柳忠晴	2011	親権及び未成年後見制度の沿革と課題: 児童虐待防止法制確立の観点から		法政論叢 48-1	31-59	日本法政学会
内田伸哉	2011	情緒障害児短期治療施設における被虐待児のアフターケア: 今後の自立支援に 向けて		福祉研究 103	56-64	日本福祉大学 会福祉学会
長嶋達也	2011	虐待による乳幼児頭部外傷		子どもの虹情報研修セ ンター紀要 9	1-12	横浜博萌会子ど もの虹情報研修 センター
小林登	2011	特別講演 (公開講座) より 優しい親になるには: 子ども虐待からマタレットセン スとバタレットセンスを考える		子どもの虹情報研修セ ンター紀要 9	13-27	横浜博萌会子ど もの虹情報研修 センター
佐藤拓代	2011	研修講演より 周産期における子ども虐待のリスク		子どもの虹情報研修セ ンター紀要 9	45-70	横浜博萌会子ど もの虹情報研修 センター
山下洋	2011	研修公講演 子ども虐待における母子臨床		子どもの虹情報研修セ ンター紀要 9	88-109	横浜博萌会子ど もの虹情報研修 センター
増沢高	2011	つなぐ願い: 子ども虐待防止オレンジリボンたすきりレーへの思い (5)		子どもの虹情報研修セ ンター紀要 9	121-131	横浜博萌会子ど もの虹情報研修 センター
川崎二三彦 衣斐哲臣 野坂正彦 他	2011	児童相談所における児童福祉司スーパーバイズのあり方に関する研究 (第2報)		子どもの虹情報研修セ ンター紀要 9	134-164	横浜博萌会子ど もの虹情報研修 センター
白石淑江	2011	児童虐待の予防を視野に入れた家庭訪問支援 (その1) Healthy Families Ame rica の訪問プログラムの概要と日本の家庭訪問事業の課題		愛知淑徳大学論集 (福 祉貢献学部篇) 1	69-81	愛知淑徳大学

虹益和昭	2011年度	社会的養護の方向性：「社会的養護の課題と将来像」報告書より		北陸学院大学・北陸学院大学院短期大学部研究紀要 4	11-22	北陸学院大学
	2011	特集 子どもの虐待と脳の発達		子どものころと脳の発達 2-1 (通号2)	5-45	大阪大学・金沢大学・浜松医科大学連合小児発達学研究所
杉山登志郎	2011	子ども虐待と子どもの発達 (特集 子どもの虐待と脳の発達)		子どものころと脳の発達 2-1 (通号2)	5-13	大阪大学・金沢大学・浜松医科大学連合小児発達学研究所
友田明美	2011	子ども虐待の脳科学 (特集 子どもの虐待と脳の発達)		子どものころと脳の発達 2-1 (通号2)	14-24	大阪大学・金沢大学・浜松医科大学連合小児発達学研究所
奥山真紀子	2011	性的虐待を防ぐ、治す：STOP ザ 性虐待 (特集 子どもの虐待と脳の発達)		子どものころと脳の発達 2-1 (通号2)	25-30	大阪大学・金沢大学・浜松医科大学連合小児発達学研究所
和田一郎	2011	子ども虐待の政策評価：子どもの視点から (特集 子どもの虐待と脳の発達)		子どものころと脳の発達 2-1 (通号2)	31-38	大阪大学・金沢大学・浜松医科大学連合小児発達学研究所
徳田絵美	2011	無限の可能性を秘めた育ち行く心 (特集 子どもの虐待と脳の発達)		子どものころと脳の発達 2-1 (通号2)	39-45	大阪大学・金沢大学・浜松医科大学連合小児発達学研究所
渡邊奈美	2011	「育兒不安」の再検討：子ども虐待予防への示唆		東京大学大学院教育学研究紀要 51	191-202	東京大学大学院教育学研究科
帖佐尚人	2011年度	児童虐待予防と特別活動：とりわけ学校健康診断に着目して		早稲田大学教育学紀要 13	49-55	早稲田大学教育学会
丹下美輪 畔地利枝 鷹尾雅裕	2011	愛媛県における幼児虐待相談対応の実態 (その1) 児童相談所・市町への通告の推移並びに県警の認知事案状況と社会的養護児を中心に		地域環境保健福祉研究 14-1	23-27	香川環境保健福祉学会事務局
丹下美輪 畔地利枝 鷹尾雅裕	2011	愛媛県における幼児虐待相談対応の実態 (その2) 相談の内容と対応の推移及び児童相談所の相談支援体制を中心に		地域環境保健福祉研究 14-1	29-34	香川環境保健福祉学会事務局
松島京 松浦崇 吉田晃高	2011	子どもの教育と福祉をめぐる今日的課題：教育現場への福祉的視点の導入と活用に向けて		近大姫路大学教育学部紀要 4	61-76	近大姫路大学教育学部編集委員会
森田圭子	2011	虐待をなくすために 訪問支援ボランティア		女性のひろば 383	50-56	日本共産党中央委員会

平野明美	2011.1	子ども虐待における医療者の役割とソーシャルワーク (患者支援のための社会資源)	小児科臨床 64-1 (通号758)	25-32	日本小児医事出版社
菱川愛	2011.1	評の評 [2010 年] 12 月後期の新聞 親権停止の新制度に 3 紙が賛成	内外教育 6049	23-25	時事通信社
大高一則	2011.1	日本の司法面接の実際—子どもたちの小さな声を聞きとるために	こころの科学 155	2-7	日本評論社
金井剛	2011.1	児童虐待の家族を支える (家族を支援する—トラブルと家族への支援)	こころの科学 155	25-29	日本評論社
泉川健太郎	2011.1	児童相談所における家族の支援 (家族を支援する—家族を支援する場)	こころの科学 155	48-51	日本評論社
天野農	2011.1	実例調査セミナー—長期間にわたる実子に対する性的虐待事案の捜査について	捜査研究 60-1 (通号715)	48-54	東京法令出版
一龍齋貞花	2011.1	実例調査セミナー—被虐待児童を被害者とする殺人未遂事件において、被害児童の供述の信用性確保が問題となった事例	捜査研究 60-1 (通号715)	55-61	東京法令出版
川本典子	2011.1	児童虐待防止に尽力した原胤昭	更生保護 62-1	6-9	日本更生保護協会
才村純	2011.1	「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」について	家庭裁判月報 63-1	167-241	最高裁判所
高橋史朗	2011.1	子どもの人権と児童虐待—親も子どもも支えるために (第 41 回部落解放・人権夏期講座 報告書—課題別講演 ささまざまな人権課題)	部落解放 640	176-187	解放出版社
加藤曜子	2011.1	子ども虐待防止制度の現状と課題 (子どもの権利を考える)	月報司法書士 467	10-15	日本司法書士会連合会
橋爪幸代	2011.1	発達障害の予防と早期支援に全力を—虐待と反社会的行動、発達障害との関係	刑政 122-1 (通号1423)	60-66	矯正協会
山縣文治	2011.1	市町村虐待防止ネットワーク (要保護児童対策地域協議会) のケースマネジメント—実務者会議の意義と児童相談所の役割	流通科学大学論集 (人間・社会・自然編) 23-2	13-23	流通科学大学学術研究会
大塚美和子	2011.1	近親間虐待への法的対応—日英制度比較	現代法学 20	197-216	東京経済大学現代法学会
加藤曜子	2011.1	特集 子どもと家庭へのソーシャルワーク	ソーシャルワーク学会誌 21	1-53	日本ソーシャルワーク学会
西原尚之	2011.1	子ども家庭福祉とソーシャルワーク (特集 子どもと家庭へのソーシャルワーク)	ソーシャルワーク学会誌 21	1-13	日本ソーシャルワーク学会
森田ゆり	2011.1	子どもの貧困とスクールソーシャルワーク—子どもと家庭への新しい支援システムの必要性 (特集 子どもと家庭へのソーシャルワーク)	ソーシャルワーク学会誌 21	15-26	日本ソーシャルワーク学会
津崎哲郎	2011.2	児童虐待に関するソーシャルワーク—アセスメントに関する課題 (特集 子どもと家庭へのソーシャルワーク)	ソーシャルワーク学会誌 21	27-39	日本ソーシャルワーク学会
川崎二三彦	2011.2	子どもと暴力—子どもたちと語るために	ソーシャルワーク学会誌 21	41-53	日本ソーシャルワーク学会
山野良一	2011.2	児童虐待をどう社会的に解決するか (家族崩壊という現実—子どもと家庭へのソーシャルワーク)	世界 813	149-157	岩波書店
山本恒雄	2011.2	インタビュー—虐待対応の現場から見えてくるもの (家族崩壊という現実—子どもと家庭へのソーシャルワーク)	世界 813	158-166	岩波書店
大塚育	2011.2	貧困と子どもの虐待—「救済対応」から家族の「生活支援」へ (家族崩壊という現実—子どもと家庭へのソーシャルワーク)	世界 813	183-190	岩波書店
		子ども虐待とチーム援助 (学校におけるチーム援助の進め方)	児童心理 65-3 (通号927)	99-104	金子書房
		児童虐待におけるフレームとリフレーム (リフレミング：その理論と実際—“つらい”とき見方を変えてみたら—リフレミングの実際)	現代のエスプリ 523	105-117	ぎょうせい

玉井邦夫	2011.2	虐待される子・発達障がいの子をどうサポートしていくか(特集 困難を生きる親子)		子どもの文化 43-2	16-29	文民教育協会子ども文化研究所
板野美紀	2011.2	全国市町村の児童家庭相談を構成する要件：相談援助を担当する相談員による質問紙に対する回答を基に		社会福祉学 51-4	69-79	日本社会福祉学会
渡邊泰彦	2011.2	「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する中間試案」へのパブリックコメント		産大法学 44-4(通号153)	953-965	京都産業大学法学会
高井由起子	2011.2	虐待ハイリスク家族への支援に関する論考—保育所内における支援を中心として		社会福祉士 18	18-24	日本社会福祉士会
衆議院調査局 第一特別調査室	2011.2	最近の児童虐待防止対策の主な動向について		-	-	衆議院
古田洋子	2011.2	日本の子ども虐待—戦後日本の「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析(第2版)	保坂亨	こころの科学 156	75-79	日本評論社
玉井邦夫	2011.3	児童虐待とうそ—代理ミュニヒハウゼン症候群(うその心理学)		子どもの文化 43-3	26-37	文民教育協会子ども文化研究所
権田憲士 大戸斉	2011.3	虐待—その具体的な対応		外科治療 104-3	286-291	永井書店
斎藤学	2011.3	宗教的輸血拒否への対応(外科医に必要な輸血の知識)		アデイクションと家族 27-3	181-233	ヘルスワーク協会
柳美里 齊藤学	2011.3	特集にあたって—なぜ今、児童虐待か?(特集 虐待する母)		アデイクションと家族 27-3	181-188	ヘルスワーク協会
長谷川博一	2011.3	対談 子どもへの虐待とは、そして家族とは—「ファミリーシークレット」をめぐって(特集 虐待する母)		アデイクションと家族 27-3	189-198	ヘルスワーク協会
久田恵	2011.3	子どもを虐待してしまう母—その背景と心理的支援(特集 虐待する母)		アデイクションと家族 27-3	199-204	ヘルスワーク協会
篠原まり	2011.3	母親が子育てに悩む時(特集 虐待する母)		アデイクションと家族 27-3	205-209	ヘルスワーク協会
津崎哲郎	2011.3	わたしの『麻生時代』—あの頃子育ては果てのない「サブバイバルゲーム」だった(特集 虐待する母)		アデイクションと家族 27-3	210-214	ヘルスワーク協会
斎藤学	2011.3	児童虐待事例における親支援のあり方(特集 虐待する母)		アデイクションと家族 27-3	215-220	ヘルスワーク協会
市川光太郎	2011.3	「虐待する母」と児童期性的虐待—被害児童から加害者への道(特集 虐待する母)		アデイクションと家族 27-3	221-233	ヘルスワーク協会
岡田真人	2011.3	改正臓器移植法と小児科医(特集 臓器提供施設からみた改正臓器移植法の課題と対応)		日本医師会雑誌 139-12	2536-2540	日本医師会
宮城貴	2011.3	臓器提供施設としての虐待対応(特集 臓器提供施設からみた改正臓器移植法の課題と対応)		日本医師会雑誌 139-12	2557-2561	日本医師会
川崎二三彦	2011.3	児童虐待事件への対応について		捜査研究 60-3(通号717)	2-16	東京法令出版
山田裕子	2011.3	児童虐待をめぐる現在の課題(議員実力養成校校政座談会から考える「子どもの貧困」)		議員 navi 24	8-11	第一法規
	2011.3	「児童虐待防止のために親権に係る制度の見直し」について(社会ネットワークの一員として—日司連地域連携対策部の取り組み)		月報司法書士 469	38-40	日本司法書士会連合会

高橋康朗	2011.3	児童に対する虐待と親権 [含 解題]				帝京法学 27-1 (通号 46)	171-222	帝京大学法学会
羽間京子 保坂亨 小木曾宏	2011.3	接触困難な長期欠席児童生徒 (および保護者) に学校教職員はどのようなアプローチが可能か—法的規定をめぐっての整理				千葉大学教育学部研究紀要 59	13-19	千葉大学教育学部
林浩康	2011.3	海外見聞録 ニュージーランドにおける子ども虐待と家族支援				児童養護 41-4	40-42	全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会
友田明美	2011.3	シンポジウム 児童虐待が脳におよぼす影響 (第104回 [日本小児精神神経]学会特集号 これからの小児精神神経学—ハイオマーカーを求めて)	日本小児精神神経学会			小児の精神と神経 (通号 190)	38-42	アークメディア
八木修司 樋口純一郎 森歩夢 他	2011.3	家族再統合に際する施設心理士の役割—「家族再統合プログラム」の実践例をおして				関西福祉大学社会福祉学部研究紀要 14-2	85-94	関西福祉大学社会福祉学部研究会
八木修司 中村有生 万代ツルエ 他	2011.3	児童養護施設と情緒障害児短期治療施設における児童の虐待の有無と問題行動についての比較研究				関西福祉大学社会福祉学部研究紀要 14-2	141-147	関西福祉大学社会福祉学部研究会
多田伝生 佐藤薫 藤本真由美 他	2011.3	児童相談所における司法面接 (事実確認面接) の在り方と課題等について				研究紀要 30	1-45	北海道中央児童相談所
仲真紀子	2011.3	司法面接の特徴とNICHDプロトコル (児童相談所における司法面接 (事実確認面接) の在り方と課題等について)				研究紀要 30	37-45	北海道中央児童相談所
近藤沙織	2011.3	北海道における児童虐待防止体制のあり方に関する研究				研究紀要 30	47-75	北海道中央児童相談所
阿部弘美	2011.3	性的虐待被害の見立て—性的虐待のソーシャルワーク				研究紀要 30	77-82	北海道中央児童相談所
佐藤収	2011.3	要保護児童対策地域協議会と児童相談所の連携についての一考察				研究紀要 30	117-123	北海道中央児童相談所
笠原正洋	2011.3	保育所や幼稚園における児童虐待発見のためのチェックリストの作成				中村学園大学発達支援センター研究紀要 2	13-24	中村学園大学発達支援センター
蓮田太二	2011.3	平成の赤ちゃんポスト「このとりのゆりかご」—その経緯と意義 (特集 子どもを護る? 社会的不利への介入と支援)				公衆衛生 75-3	212-216	医学書院
筒井孝子	2011.3	要保護児童における被虐待による問題や障害等の類型化された状態像とケアの必要量の相互関連に関する研究—平成 20—22 年度総合研究報告書 厚生労働科学 研究費補助金 (成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業)				-	-	
	2011.3	親と子によりそって—児童虐待防止協会の歩み 20 周年記念誌	児童虐待防止協会			-	-	児童虐待防止協会
高林見和	2011.4	部位別外傷への初期対応 その他 子ども虐待 (小児の救急疾患—外傷) における初期対応—外傷各論				小児科臨床 64-4 (通号 761)	737-744	日本小児医事出版社
高橋千枝 川崎千恵 梶原真由美 他	2011.4	座談会 地域ネットワークで児童虐待を防ぐ				月刊地域保健 42-4	16-60	東京法規出版
桐野由美子	2011.4	児童虐待防止のための家庭訪問事業—国際的視野からの沿革・現状・展望 (家庭訪問 (ホームビジット) の新たな展開—総論)				世界の児童と母性 70	12-17	資生堂社会福祉事業財団

伊達直利	2011.4	ホームビディングにおけるソーシャルワーカーの役割—児童虐待問題対応による混乱からソーシャルワークの再生へむけて(家庭訪問(ホームビディング)の新たな展開—ホームビディングの技術)			世界の児童と母性 70	63-66	資生堂社会福祉事業財団
山野良一	2011.4	無縁社会と子ども虐待—児童相談所の現場から(貧困とそだち—子どもの貧困の現実)			そだちの科学 16	42-46	日本評論社
川崎二三彦	2011.4	親権制度の見直し—児童虐待防止のために(行政 UP TO DATE (10))			そだちと臨床 10	128-131	明石書房
長田美穂	2011.4	児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱			民事月報 66-4	176-178	法務省民事局
水野紀子	2011.4	米国の便り 子どもの性虐待に関する中西部会議(ウイスコンシン州立大学マディソン校主催) 報告(2) 虐待が人生・健康に及ぼす影響を調べた ACE 研究と、性犯罪者に関する調査			女性の安全と健康のための支援教育センター通信 29	23-25	女性の安全と健康のための支援教育センター
松本伊智朗	2011.5	改正臓器移植法の問題点と今後の展開(第5土曜特集 臓器移植の新时代—新しい社会基盤の準備に向けて)			医学のあゆみ 237-5(通号 2849)	353-361	医歯薬出版
佐々木光郎	2011.5	子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援(憲法と児童福祉)	大阪福祉事業財団		福祉のひろば 134	25-29	かもかわ出版
磯谷文明	2011.5	児童虐待について			人権のひろば 14-3(通号 79)	12-15	人権擁護協力会
山崎史郎	2011.5	虐待を受けた高齢児童の権利保障—その自立と親権(特集 子どもの権利保障のいま—子どもの生きる力を育む一歩へ)			法と民主主義 458	28-31	日本民主法律家協会
蓮田太二	2011.5	特集「日本子ども虐待防止学会」第16回学術集会(くまもと大会)	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト 13-1(通号 31)	3-5	金剛出版
大澤朋子 和秀俊 岡桃子 他	2011.5	ここのゆりかご特集セッション 特別講演 いのちをつなぐ(「日本子ども虐待防止学会」第16回学術集会(くまもと大会))	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト 13-1(通号 31)	6-54	金剛出版
杉下佳文 栗原佳代子 塩谷真弓 他	2011.5	一時保護所の子どもの暴力予防のためのアプローチモデルの構築(特集「日本子ども虐待防止学会」第16回学術集会(くまもと大会))	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト 13-1(通号 31)	6-14	金剛出版
柿沢有希子 岡本里美 松井弘美 他	2011.5	医療機関に求められる保健・福祉との連携—妊娠・産後からの虐待1次予防を含めて(「日本子ども虐待防止学会」第16回学術集会(くまもと大会))	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト 13-1(通号 31)	15-31	金剛出版
徳永祥子	2011.5	救命救急センターにおける虐待の早期発見、予防に関する取り組み—院内要保護児童対応委員会設立の経緯を中心に(特集「日本子ども虐待防止学会」第16回学術集会(くまもと大会))	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト 13-1(通号 31)	32-39	金剛出版
庄司順一	2011.5	非行臨床におけるライフストーリーワークの実践について(「日本子ども虐待防止学会」第16回学術集会(くまもと大会))	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト 13-1(通号 31)	40-46	金剛出版
日本子ども虐待防止学会 社会的養護ワーキンググループ	2011.5	緊急掲載 社会的養護における災害時子どもの心のケア「手引き」施設ケアコーナーのために	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト 13-1(通号 31)	47-54	金剛出版
坪井裕子 三後美紀	2011.5	児童福祉施設の職員による子ども問題行動の困難性の認知と対応行動の関係	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト 13-1(通号 31)	56-78	金剛出版
	2011.5				子どもの虐待とネグレクト 13-1(通号 31)	83-104	金剛出版
	2011.5				子どもの虐待とネグレクト 13-1(通号 31)	105-114	金剛出版

酒井佐枝子 樋垣由子 樋口耕一 他	2011.5	児童養護施設院内における子ども間暴力の内容と対応の分析	日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-1 (通号 31)	115-124	金剛出版
植原真也	2011.5	治療的養育の歴史的展開と実践モデルの検討—社会的養護における養育のいと なみ	日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-1 (通号 31)	125-136	金剛出版
永江誠治 花田裕子	2011.5	思春期・青年期の虐待被害者の自立支援ネットワークにおける現状と課題	日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-1 (通号 31)	137-144	金剛出版
羽生香織	2011.5	家事裁判例紹介 手術に不同意の親権者の職務執行停止・職務代行者選任 (津 家裁平成 20.1.25 審判)		民法雑誌 144-2	313-318	有斐閣
林弘正	2011.5	児童虐待の現状と近時の裁判実務についての一考察		島大法学 55-1	1-58	島根大学法文学 部
平田厚	2011.5	虐待と親子の文学史		-	-	論創社
吉迫宣俊	2011.6	むし歯が語るネグレクト—児童養護施設から (小特集 歯科医療から見る貧困 と生活)	大阪福祉事業財団	福祉のひろば 135	20-23	かもがわ出版
	2011.6	小特集 児童虐待防止を目的とする親権法の一部改正について		法律時報 83-7 (通号 1036)	65-83	日本評論社
許末恵	2011.6	児童虐待防止のための親権法改正の意義と問題点—民法の視点から (小特集 児童虐待防止を目的とする親権法の一部改正について)		法律時報 83-7 (通号 1036)	65-71	日本評論社
津崎哲雄	2011.6	民法改正と被虐待児の社会的養護—児童福祉の観点から (小特集 児童虐待 防止を目的とする親権法の一部改正について)		法律時報 83-7 (通号 1036)	72-77	日本評論社
多田元	2011.6	親権法の改正と子どもの虐待—子どもの自立支援親子の関係修復 (小特集 児 童虐待防止を目的とする親権法の一部改正について)		法律時報 83-7 (通号 1036)	78-83	日本評論社
	2011.6	特集 子ども虐待に学校は何かができるか		教育と医学 59-6 (通号 696)	522-580	慶應義塾大学出 版会
笠原正洋	2011.6	子ども虐待と保育所の役割—他分野協働の重要性特集 (特集 子ども虐待に学 校は何かができるか)		教育と医学 59-6 (通号 696)	524-532	慶應義塾大学出 版会
山下英三郎	2011.6	子ども虐待とスクールソーシャルワーク (特集 子ども虐待に学校は何かができる か)		教育と医学 59-6 (通号 696)	533-540	慶應義塾大学出 版会
馬場幸子	2011.6	虐待を受けた学齢児童へのスクールソーシャルワーク援助—米国での取り組みと その課題 (特集 子ども虐待に学校は何かができるか)		教育と医学 59-6 (通号 696)	541-549	慶應義塾大学出 版会
中島朋子	2011.6	児童虐待に対するスクールカウンセラーの役割 (特集 子ども虐待に学校は何か ができるか)		教育と医学 59-6 (通号 696)	550-558	慶應義塾大学出 版会
広岡智子	2011.6	虐待する親にどのような向き合うのか (特集 子ども虐待に学校は何かで きるか)		教育と医学 59-6 (通号 696)	560-567	慶應義塾大学出 版会
市川光太郎	2011.6	子ども虐待に対する学校と医療機関の連携 (特集 子ども虐待に学校は何かで きるか)		教育と医学 59-6 (通号 696)	568-580	慶應義塾大学出 版会
玉井邦夫	2011.6	虐待の悪循環と孤立を絶つために—子どもたちをどうサポートしていくか		子どもの文化 43-6	36-46	文民教育協会子 どもの文化研究 所
	2011.6	「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱」及び社会保障 審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会報告書 「児童の権利利益を擁護するための方策について」について		家庭裁判月報 63-6	205-261	最高裁判所
	2011.6	子ども虐待防止 & 対応マニュアル—ふだんのかかわりから始める (改訂第2版)	山崎嘉久 前田清 白石淑江	-	-	診断と治療社



	2011.7	特集 施設内暴力問題—現場からの報告と児童相談所との連携をめぐって			子どもと福祉 4	4-51	明石書店
喜多一憲	2011.7	施設内暴力を考えるためのヒント(特集 施設内暴力問題—現場からの報告と児童相談所との連携をめぐって)			子どもと福祉 4	6-10	明石書店
	2011.7	児童養護施設の現場から(特集 施設内暴力問題—現場からの報告と児童相談所との連携をめぐって)			子どもと福祉 4	11-27	明石書店
朴信也	2011.7	暴力問題に対する組織的な取り組み(特集 施設内暴力問題—現場からの報告と児童相談所との連携をめぐって)(児童養護施設の現場から)			子どもと福祉 4	11-15	明石書店
黒川真咲	2011.7	「安心」「安全」への取り組み(特集 施設内暴力問題—現場からの報告と児童相談所との連携をめぐって)(児童養護施設の現場から)			子どもと福祉 4	16-21	明石書店
吉野りえ	2011.7	児童養護施設における性暴力への取り組みと課題—ある施設の実践を通して(特集 施設内暴力問題—現場からの報告と児童相談所との連携をめぐって)(児童養護施設の現場から)			子どもと福祉 4	22-27	明石書店
	2011.7	児童相談所との連携(特集 施設内暴力問題—現場からの報告と児童相談所との連携をめぐって)			子どもと福祉 4	28-41	明石書店
樋口純一郎	2011.7	「施設内暴力」における児童心理司の対応の実態(特集 施設内暴力問題—現場からの報告と児童相談所との連携をめぐって)(児童相談所との連携)			子どもと福祉 4	28-35	明石書店
畑井田泰司	2011.7	一時保護後の援助と施設の後方支援(特集 施設内暴力問題—現場からの報告と児童相談所との連携をめぐって)(児童相談所との連携)			子どもと福祉 4	36-41	明石書店
遠藤由美	2011.7	まともと課題 子どもの暴力問題を考える(特集 施設内暴力問題—現場からの報告と児童相談所との連携をめぐって)			子どもと福祉 4	42-51	明石書店
吉田恒雄	2011.7	児童虐待に関する観権制度の見直しについて			子どもと福祉 4	52-57	明石書店
島尻和子	2011.7	「こんにちは赤ちゃん事業」におけるEPDSの試行と有効な支援のあり方についての研究—育児不安の軽減と虐待防止に役立てるために			保健の科学 53-7	467-471	杏林書院
	2011.7	シンポジウム 0歳児における虐待防止対策の取り組み(平成22年度母子保健講習会 子ども支援日本医師会宣言の実現を指して(5))			日本医師会雑誌 140-4	814-827	日本医師会
村上春彦	2011.7	虐待防止対策の取り組み			日本医師会雑誌 140-4	814-816	日本医師会
市川光太郎	2011.7	現場からの考察(平成22年度母子保健講習会 子ども支援日本医師会宣言の実現を指して(5)—シンポジウム 0歳児における虐待防止対策の取り組み)			日本医師会雑誌 140-4	817-820	日本医師会
内海祐美	2011.7	小児科診療所の立場から(平成22年度母子保健講習会 子ども支援日本医師会宣言の実現を指して(5)—シンポジウム 0歳児における虐待防止対策の取り組み)			日本医師会雑誌 140-4	821-824	日本医師会
岩永成晃	2011.7	大分県ベリナイタルビジット事業から(平成22年度母子保健講習会 子ども支援日本医師会宣言の実現を指して(5)—シンポジウム 0歳児における虐待防止対策の取り組み)			日本医師会雑誌 140-4	825-827	日本医師会
	2011.7	特集 家族内の暴力・虐待と社会福祉			社会福祉研究 111	19-66	鉄道弘済会社会福祉部
山崎美貴子	2011.7	家族の変化と家族支援、福祉サービス—暴力・虐待との関連から(特集 家族内の暴力・虐待と社会福祉)			社会福祉研究 111	20-27	鉄道弘済会社会福祉部
山田晋	2011.7	暴力・虐待をめぐる現代的課題と権利擁護—法的視点から考える(特集 家族内の暴力・虐待と社会福祉)			社会福祉研究 111	28-34	鉄道弘済会社会福祉部
榊居徳子	2011.7	性暴力被害の実態と被害者支援—今社会福祉部に求められるもの(特集 家族内の暴力・虐待と社会福祉)			社会福祉研究 111	43-49	鉄道弘済会社会福祉部
小林理	2011.7	家族における暴力・虐待の対処を考える(特集 家族内の暴力・虐待と社会福祉)			社会福祉研究 111	59-66	鉄道弘済会社会福祉部
米谷壽代	2011.7	親権喪失宣言をめぐる裁判例の展開—「児童の権利条約」が親権概念に与えた影響			同志社法学 63-2(通号348)	983-1012	同志社法学会

飛澤知行	2011.7	児童虐待防止のための親権制度の見直しについて—平成23年民法等の一部を改正する法律(民法改正部分及び家事審判法改正部分)の概要		民事月報 66-7	8-25	法務省民事局
岩佐嘉彦	2011.7	刑事政策研究会(新連載・1) 児童虐待		ジュリスト 1426	106-144	有斐閣
佐伯仁志 太田達也 川出敏裕 他	2011.7	基調報告 児童虐待と刑事司法について(刑事政策研究会(新連載・1) 児童虐待)		ジュリスト 1426	106-111	有斐閣
	2011.7	座談会(刑事政策研究会(新連載・1) 児童虐待)		ジュリスト 1426	112-144	有斐閣
渡辺隆	2011.7	教育法規あらからと 虐待防止で親権制度を改正		内外教育 6096	19	時事通信社
安柄文	2011.8	発達障害と子ども虐待(特別支援教育—平等で公平な教育から個に応じた支援へ)(特別支援教育に関連する問題)		現代のエスプリ 529	159-172	ぎょうせい
安柄文	2011.8	小児虐待の実情(特集 救急・災害 up to date)		治療 93-8	1760-1763	南山堂
安柄文	2011.8	小児虐待を疑った場合の対応(特集 救急・災害 up to date)		治療 93-8	1764-1766	南山堂
杉山登志郎	2011.8	子ども虐待を減らすためには(特集 救急・災害 up to date)		治療 93-8	1767-1769	南山堂
	2011.8	子ども虐待とADHD(ADHDの理解と援助—ADHDを取り巻く諸問題)		別冊発達 通号 31	198-204	ミネルヴァ書房
安部計彦	2011.8	市民公開シンポジウム 子どもの虐待(第26回 保団連医療研究会集會プログラム・演題抄録集 医療再生)		月刊保団連 1071	27-35	全国保険医団体連合会
小谷裕実 佐々木正美 山中康裕 杉山登志郎 北山修	2011.8	ネグレクトに対する市町村の予防的取り組み	花園大学心理カウンセリングセンター 監修 橋本和明 編	西南学院大学人間科学論集 7-1	47-58	西南学院大学学術研究所
森田亮	2011.8	関係性からみる発達障害—ここところの織りあわせ(花園大学発達障害セミナー(3))		-	-	創元社
ドナルド・G・ダットン 中村正 監訳	2011.8	児童虐待の防止等を図るための民法の改正について		エス・ピー・エル 959	110-113	商事法務
近藤千加子	2011.8	虐待的パーソナリティ—親密な関係性における暴力とコントロールについての心理学		-	-	明石書店
神原文子	2011.8	子供の安全確保を最優先に 児童虐待防止でシンポ—特別区職員研修所		厚生福祉 5840	2-3	時事通信社
岩城正光	2011.8	児童虐待の心理療法—不適切な養育の影響からの回復接近モデルの提起		-	-	風間書房
内田龍史	2011.9	特集 子どもたちを守るために—児童虐待と児童養護施設		部落解放 651	4-35	解放出版社
長瀬正子	2011.9	子ども虐待の背景を探る—子どもが排除される社会からの脱却を(特集 子どもたちを守るために—児童虐待と児童養護施設)		部落解放 651	4-11	解放出版社
小野善郎	2011.9	児童虐待防止法をめぐる動き—児童虐待の四つのステージに関して(特集 子どもたちを守るために—児童虐待と児童養護施設)		部落解放 651	12-20	解放出版社
	2011.9	児童養護施設へのまなざしと〈家族依存社会〉の問題(特集 子どもたちを守るために—児童虐待と児童養護施設)		部落解放 651	21-28	解放出版社
	2011.9	社会的養護で育つ子どもたち—児童養護施設での生活とその後(特集 子どもたちを守るために—児童虐待と児童養護施設)		部落解放 651	29-35	解放出版社
	2011.9	子ども虐待		こころの科学 通号 159	17-104	日本評論社
	2011.9	子ども虐待の視座(子ども虐待)		こころの科学 通号 159	18-23	日本評論社
	2011.9	対応の実態(子ども虐待)		こころの科学 通号 159	24-54	日本評論社

山本恒雄	2011.9	子どもの虐待のサインに気づく(子ども虐待—対応の実態)	このころの科学 通号 159	24-27	日本評論社
鍋木康夫	2011.9	育児困難と子ども虐待(子ども虐待—対応の実態)	このころの科学 通号 159	28-32	日本評論社
衣斐哲臣	2011.9	虐待通告と初期対応—児童相談所の現場から(子ども虐待—対応の実態)	このころの科学 通号 159	33-37	日本評論社
安藤崇里	2011.9	スクールソーシャルワークの可能性—子ども虐待に対応できる環境を目指して(子ども虐待—対応の実態)	このころの科学 通号 159	38-43	日本評論社
土井高德	2011.9	家族と暮らせない子どもたち—「いつでも帰っておいで」・里親土井ホームの実践(子ども虐待—対応の実態)	このころの科学 通号 159	44-48	日本評論社
金井剛	2011.9	「虐待者」と呼ばれる親の支援ニーズ(子ども虐待—対応の実態)	このころの科学 通号 159	49-54	日本評論社
	2011.9	被害の実態(子ども虐待)	このころの科学 通号 159	55-73	日本評論社
河野郎久 西克治	2011.9	虐待を受けた子どもの身体所見—法医学的観点から(子ども虐待被害の実態)	このころの科学 通号 159	55-62	日本評論社
友田明美	2011.9	子どもの脳に残る傷跡—癒されない傷(子ども虐待—被害の実態)	このころの科学 通号 159	63-67	日本評論社
古田洋子	2011.9	子どもの行動に及ぼす影響(子ども虐待—被害の実態)	このころの科学 通号 159	68-73	日本評論社
	2011.9	現状を見据えて(子ども虐待)	このころの科学 通号 159	74-104	日本評論社
増沢高	2011.9	戦後日本の主な虐待事件をめぐって(子ども虐待—現状を見据えて)	このころの科学 通号 159	74-80	日本評論社
上野加代子 吉田耕平	2011.9	子ども虐待の社会学—社会的責務としての子どもの養育(子ども虐待—現状を見据えて)	このころの科学 通号 159	81-86	日本評論社
津崎哲雄	2011.9	子ども虐待と社会的養護—倒錯と構築と(子ども虐待—現状を見据えて)	このころの科学 通号 159	87-92	日本評論社
中川利彦	2011.9	子ども虐待と子どもの権利(子ども虐待—現状を見据えて)	このころの科学 通号 159	93-98	日本評論社
川崎二三彦	2011.9	子ども虐待の現状とこれからの対応(子ども虐待—現状を見据えて)	このころの科学 通号 159	99-104	日本評論社
	2011.9	特集 児童虐待と社会的養護	臨床心理学 11-5 (通号 65)	633-699	金剛出版
田中康雄	2011.9	児童虐待と社会的養護を特集する意味(特集 児童虐待と社会的養護)	臨床心理学 11-5 (通号 65)	633-635	金剛出版
村瀬嘉代子	2011.9	虐待を受けた子どもの生活を支える(特集 児童虐待と社会的養護)	臨床心理学 11-5 (通号 65)	636-641	金剛出版
国分美希	2011.9	社会的養護における生活(特集 児童虐待と社会的養護)	臨床心理学 11-5 (通号 65)	642-647	金剛出版
森田喜治	2011.9	被虐待児への児童養護施設での対応(特集 児童虐待と社会的養護)	臨床心理学 11-5 (通号 65)	648-652	金剛出版
富田拓	2011.9	児童自立支援施設の場合(特集 児童虐待と社会的養護)	臨床心理学 11-5 (通号 65)	653-658	金剛出版
平田美音	2011.9	情緒障害児短期治療施設における生活支援(特集 児童虐待と社会的養護)	臨床心理学 11-5 (通号 65)	659-664	金剛出版
高橋一正	2011.9	虐待を受けてきた入居者への自立援助ホームでの支援について(特集 児童虐待と社会的養護)	臨床心理学 11-5 (通号 65)	665-670	金剛出版
山縣文治	2011.9	里親等制度等の状況と社会的支援(特集 児童虐待と社会的養護)	臨床心理学 11-5 (通号 65)	671-676	金剛出版
渡辺達也	2011.9	市民活動による社会的養護(特集 児童虐待と社会的養護)	臨床心理学 11-5 (通号 65)	677-682	金剛出版
藤田美枝子	2011.9	社会的養護と児童相談所の融和的發展(特集 児童虐待と社会的養護)	臨床心理学 11-5 (通号 65)	683-688	金剛出版
	2011.9	特集 親権と児童虐待	アデイクションと家族 28-1	6-41	ヘルスワーク協会

木下淳博 斎藤孝	2011.9	特集にあたって—親権についての議論はなぜ必要か(特集 親権と児童虐待)			アデイクションと家族 28-1	6-9	ヘルスワーク協会
磯谷文明	2011.9	児童虐待と親権制度改正について(特集 親権と児童虐待)			アデイクションと家族 28-1	10-15	ヘルスワーク協会
平湯真人	2011.9	家族内の「支配関係」と法律—戸主権・父権・夫権・親権(特集 親権と児童虐待)			アデイクションと家族 28-1	16-20	ヘルスワーク協会
石田文三	2011.9	懲戒権の改正について(特集 親権と児童虐待)			アデイクションと家族 28-1	21-26	ヘルスワーク協会
佐野みゆき	2011.9	日本の家族と親権(特集 親権と児童虐待)			アデイクションと家族 28-1	27-32	ヘルスワーク協会
一場順子 岩城正光 磯谷文明 他	2011.9	座談会 親権と児童虐待(特集 親権と児童虐待)			アデイクションと家族 28-1	33-41	ヘルスワーク協会
植木祐子	2011.9	児童虐待防止のための親権制度の見直し—民法等の一部を改正する法律案(第177回国会の論議の焦点(2))			立法と調査 320	3-11	参議院事務局
強瀬順子	2011.9	施設を訪ねて 医療法人聖粒会 慈恵病院 こうのりのゆりかご			児童養護 42-2	34-37	全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
椎名篤子	2011.9	私が見てきた子ども虐待防止の歩み	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト ト 13-2 (通号 32)	163-165	金剛出版
	2011.9	特集 性的虐待	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト ト 13-2 (通号 32)	166-237	金剛出版
岡本正子 桐野由美子	2011.9	特集にあたって(性的虐待)	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト ト 13-2 (通号 32)	166-168	金剛出版
山本恒雄	2011.9	子どもの性的虐待の現状と課題—H20～22年度の厚生労働省科学研究所からみえてきた現状と課題(性的虐待)	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト ト 13-2 (通号 32)	169-178	金剛出版
西澤哲	2011.9	性的虐待が子どもにも及ぼす心理的影響とそのアセスメント(性的虐待)	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト ト 13-2 (通号 32)	179-190	金剛出版
楠本裕紀 加藤治子	2011.9	性的虐待の医学的アセスメントおよび身体的医学的治療—SACHICO (Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka) の取り組みも併せて(性的虐待)	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト ト 13-2 (通号 32)	191-198	金剛出版
八木修司 平岡篤武 中村有生	2011.9	性的虐待を受けた子どもへの児童福祉施設の生活支援と心理ケア—情緒障害児短期治療施設の取り組みを中心に(性的虐待)	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト ト 13-2 (通号 32)	199-208	金剛出版
杉山登志郎	2011.9	性的虐待の実態とケア(性的虐待)	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト ト 13-2 (通号 32)	209-215	金剛出版
岡本正子 渡邊治子	2011.9	性的虐待・家庭内性暴力を受けた子どもの家族支援の現状と課題—児童相談所における非加害親支援を中心に(性的虐待)	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト ト 13-2 (通号 32)	216-228	金剛出版
福谷朋子 桐井弘司 吹野憲征 他	2011.9	性的虐待への法的対応と今後の課題(性的虐待)	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト ト 13-2 (通号 32)	229-237	金剛出版
藤林武史	2011.9	子ども虐待の「今」(第9回) ニーズとのギャップを埋める努力を	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト ト 13-2 (通号 32)	238-243	金剛出版
内田春菊	2011.9	文化の中の子どもの虐待(16) 性的虐待の芽	日本子ども虐待防止学会		子どもの虐待とネグレクト ト 13-2 (通号 32)	244-248	金剛出版

浜田真樹	2011.9	実務法学の現場(3) 児童虐待に関する手続における子どもの意思	日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-2 (通号32)	249-254	金剛出版
若松亜希子 須賀美穂子 給前麻美子 他	2011.9	子どものアタッチメント(愛着)とトラウマに焦点をあてた心理療法の有効性の検討(第2報) 子どもの回復過程に関与した要素の質的分析	日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-2 (通号32)	255-268	金剛出版
高岸幸弘 坂田昌嗣 望月由妃子 篠原亮次 杉澤悠圭 他	2011.9	情緒障害児短期治療施設における効果測定のあるり方に関する研究	日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-2 (通号32)	269-283	金剛出版
2011.9	虐待予防に向けた保育園における早期発見・早期支援に関する研究		日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-2 (通号32)	284-292	金剛出版
許未恵	2011.9	親権制限及び未成年後見についての検討課題(家族法改正研究会第2回シンポジウム 親権法等グループ中間報告会—親権・後見・扶養グループの報告)		戸籍時報 673	31-43	日本加除出版
安見ゆかり	2011.9	フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失(retrait) 制度について		青山法学論集 53-2	165-188	青山大学法学会
高田清恵	2011.9	スウェーデンにおける児童虐待への対応:2009・2010年現地調査の概要		琉大法学 86	97-171	琉球大学法文学部
尾形玲美 有本梓 村嶋幸代	2011.9	児童虐待ハイリスク事例に対する個別支援時の行政保健師による保育所保育士との連携内容		日本地域看護学会誌 14-1	20-29	医学書院エムワイ ダブリュー
人権擁護協力 会	2011.9	委員の実務 子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第7次報告概要) 及び児童虐待相談対応件数等		人権のひろば 14-5 (通号81)	8-11	人権擁護協力会
津崎哲雄	2011.9	児童虐待を考える 里親が本音出せる場必要 親族制度の拡大も		厚生福祉 5843	2-4	時事通信社
南部さおり	2011.9	児童虐待—親子という絆、親子という鎖		-	-	教育出版
2011.10	特集 親権をめぐる動向—民法等改正とハーグ条約加盟へのうごき			ジュリスト 1430	4-27	有斐閣
窪田充見	2011.10	親権に関する民法等の改正と今後の課題(特集 親権をめぐる動向—民法等改正とハーグ条約加盟へのうごき)		ジュリスト 1430	4-11	有斐閣
早川眞一郎	2011.10	「ハーグ子奪取条約」断想—日本の親子法制への一視点(特集 親権をめぐる動向—民法等改正とハーグ条約加盟へのうごき)		ジュリスト 1430	12-18	有斐閣
大谷美紀子	2011.10	別居・離婚に伴う子の親権・監護をめぐる実務上の課題(特集 親権をめぐる動向—民法等改正とハーグ条約加盟へのうごき)		ジュリスト 1430	19-27	有斐閣
津崎哲雄	2011.10	震災孤児と里親養育・社会的養護—英国研究の立場から読み解く		里親と子ども 6	102-105	明石書店
	2011.10	震災孤児の養育親族・孤立防げ 里親経験者が支援の動き、国も制度改正		厚生福祉 5855	12-13	時事通信社
	2011.10	ミニ・シンポジウム 親権法改正の課題	養子と里親を考える会	新しい家族 54	4-38	原人舎
吉田恒雄	2011.10	児童虐待に関する親権制度改正の動向—審議会での議論の状況(ミニ・シンポジウム 親権法改正の課題)	養子と里親を考える会	新しい家族 54	5-15	原人舎
武藤素明	2011.10	児童虐待をめぐる親権法(民法等)改正に関する検討について(ミニ・シンポジウム 親権法改正の課題)	養子と里親を考える会	新しい家族 54	16-25	原人舎
鈴木博人	2011.10	児童虐待に関する親権制度改正に関連する若干のコメント(ミニ・シンポジウム 親権法改正の課題)	養子と里親を考える会	新しい家族 54	26-38	原人舎
才村純	2011.10	厳しさを増す児童相談所児童福祉司の職場環境—その現状と支援を考える(ケアするひとのケア)		月刊福祉 94-11	30-33	診断と治療社
	2011.10	特集 見逃さない! 日常診療の中にある子ども虐待・ネグレクト		小児科診療 74-10 (通号885)	1451-1566	診断と治療社

松田博雄	2011.10	不適切な環境で育つことが「子ども虐待」(特集 見逃さない!日常診療の中に ある子ども虐待・ネグレクト)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1453-1455	診断と治療社
宮島清	2011.10	子ども虐待にどう対処するか—怒りや対応の強化だけでは虐待は減らない(特集 見逃さない!日常診療の中にある子ども虐待・ネグレクト)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1456-1459	診断と治療社
柳川敏彦	2011.10	子ども虐待における医療の役割(特集 見逃さない!日常診療の中にある子ども 虐待・ネグレクト)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1460-1468	診断と治療社
山田不二子	2011.10	臓器移植と子ども虐待(特集 見逃さない!日常診療の中にある子ども虐待・ネ グレクト)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1469-1473	診断と治療社
	2011.10	子ども虐待関係機関の現場から医療に望むこと(特集 見逃さない!日常診療 の中にある子ども虐待・ネグレクト)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1475-1492	診断と治療社
河津英彦	2011.10	児童相談所が医療機関に望むこと(特集 見逃さない!日常診療の中にある子 ども虐待・ネグレクト—子ども虐待関係機関の現場から医療に望むこと)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1475-1477	診断と治療社
山崎淳一	2011.10	保育所の立場から—虐待への気づきからケース検討会議へ(特集 見逃さない! 日常診療の中にある子ども虐待・ネグレクト—子ども虐待関係機関の現場から 医療に望むこと)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1478-1480	診断と治療社
田辺恵美	2011.10	スクリーンソーシャルワーカーの役割と他機関との連携・協働(特集 見逃さない! 日常診療の中にある子ども虐待・ネグレクト—子ども虐待関係機関の現場から 医療に望むこと)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1481-1484	診断と治療社
小木曾宏	2011.10	子ども虐待の早期発見・早期対応と医師の役割—児童養護施設で暮らす子ども たちを通して(特集 見逃さない!日常診療の中にある子ども虐待・ネグレクト —子ども虐待関係機関の現場から医療に望むこと)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1485-1488	診断と治療社
池田清貴	2011.10	医療機関の虐待ケースへのかかりにおける法的問題点(特集 見逃さない!日 常診療の中にある子ども虐待・ネグレクト—子ども虐待関係機関の現場から医 療に望むこと)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1489-1492	診断と治療社
	2011.10	「子ども虐待」における医療の専門性(特集 見逃さない!日常診療の中にある 子ども虐待・ネグレクト)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1493-1529	診断と治療社
藤田真幸	2011.10	法医学から見た見た傷のみかた(特集 見逃さない!日常診療の中にある子ども虐待・ ネグレクト—「子ども虐待」における医療の専門性)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1493-1500	診断と治療社
山崎麻美 押田奈都 壺中正博	2011.10	虐待による乳幼児頭部外傷と事故による頭部外傷の鑑別(特集 見逃さない! 日常診療の中にある子ども虐待・ネグレクト—「子ども虐待」における医療の専 門性)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1501-1507	診断と治療社
小熊栄二	2011.10	画像診断の進歩(特集 見逃さない!日常診療の中にある子ども虐待・ネグレ クト—「子ども虐待」における医療の専門性)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1509-1518	診断と治療社
星野崇啓	2011.10	性的虐待—医療としての対応(特集 見逃さない!日常診療の中にある子ども虐 待・ネグレクト—「子ども虐待」における医療の専門性)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1519-1523	診断と治療社
宮本信也	2011.10	診断書・意見書の書きかた(特集 見逃さない!日常診療の中にある子ども虐待・ ネグレクト—「子ども虐待」における医療の専門性)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1525-1529	診断と治療社
	2011.10	特集 見逃さない!日常診療の中にある子ども虐待・ネグレクト	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1531-1549	診断と治療社
佐藤喜宣	2011.10	児童虐待死亡例の検討—法医学の視点から(特集 見逃さない!日常診療の中 にある子ども虐待・ネグレクト—虐待・ネグレクトが子どもに残す影響)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1531-1535	診断と治療社
友田明美 増田将人	2011.10	子ども虐待と発達障害(特集 見逃さない!日常診療の中にある子ども虐待・ネ グレクト—虐待・ネグレクトが子どもに残す影響)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1536-1542	診断と治療社
西澤哲	2011.10	子ども虐待がそこらにおよぼす影響(特集 見逃さない!日常診療の中にある子 ども虐待・ネグレクト—虐待・ネグレクトが子どもに残す影響)	小児科診療 74-10 (通 号 885)	1543-1549	診断と治療社

	2011.10	「子ども虐待」の対応・予防における地域ネットワーク (特集 見逃さない! 日常診療の中にある子ども虐待・ネグレクト)		小児科診療 74-10 (通号 885)	1551-1566	診断と治療社
中板育美	2011.10	保護児童対策地域協議会とは何か—医療に望むこと (特集 見逃さない! 日常診療の中にある子ども虐待・ネグレクト)—「子ども虐待」の対応・予防における地域ネットワーク		小児科診療 74-10 (通号 885)	1551-1554	診断と治療社
中村由紀子	2011.10	院内虐待防止委員会 (CAPS) をもつ医療機関の立場から (特集 見逃さない! 日常診療の中にある子ども虐待・ネグレクト)—「子ども虐待」の対応・予防における地域ネットワーク		小児科診療 74-10 (通号 885)	1555-1558	診断と治療社
	2011.10	クリニックの立場から (特集 見逃さない! 日常診療の中にある子ども虐待・ネグレクト)—「子ども虐待」の対応・予防における地域ネットワーク		小児科診療 74-10 (通号 885)	1559-1562	診断と治療社
佐藤拓代	2011.10	保健機関による子ども虐待予防—ポジュレーションアプローチからハイリスクアプローチへ (特集 見逃さない! 日常診療の中にある子ども虐待・ネグレクト)—「子ども虐待」の対応・予防における地域ネットワーク		小児科診療 74-10 (通号 885)	1563-1566	診断と治療社
	2011.10	特集 子ども虐待		教育 61-10 (通号 789)	4-77	国士社
広岡智子 片岡洋子	2011.10	インタビュー 広岡智子さんに聞く 虐待された子どもたちと暮らし、虐待する母親に寄り添って見えてきたこと (特集 子ども虐待)		教育 61-10 (通号 789)	13-26	国士社
野尻紀恵	2011.10	学校現場で見えてくる貧困—ネグレクトケースへの対応からスクールソーシャルワーカー—に見えてきたもの (特集 子ども虐待)		教育 61-10 (通号 789)	27-35	国士社
上原由紀	2011.10	子ども虐待としての DV (特集 子ども虐待)		教育 61-10 (通号 789)	36-44	国士社
土井高穂	2011.10	被虐待と発達障害—里親ホームでの子ども達の発達援助 (特集 子ども虐待)		教育 61-10 (通号 789)	45-53	国士社
田邊哲雄	2011.10	子ども虐待の現状と「教員と福祉の融合」の可能性—小規模児童養護施設での実践を経て (特集 子ども虐待)		教育 61-10 (通号 789)	54-62	国士社
大河未来	2011.10	子どもたちへのいらいだらばはなぜ?—私が出会った親たち (特集 子ども虐待)		教育 61-10 (通号 789)	63-71	国士社
片岡洋子	2011.10	子どもの虐待死事件がなぜかいけないもの (特集 子ども虐待)		教育 61-10 (通号 789)	72-77	国士社
中田裕康	2011.10	新法解説 民法改正—児童虐待防止のための親権制度等の改正		法学教室 373	58-65	有斐閣
	2011.10	性的虐待の予防と対応 (特集 生と性)		世界の児童と母性 71	24-45	資生堂社会福祉事業財団
岡本正子	2011.10	性的虐待—性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究 (特集 生と性) (性的虐待の予防と対応)		世界の児童と母性 71	24-30	資生堂社会福祉事業財団
高田豊司	2011.10	性的虐待を受けた子どもたちへの支援—児童養護施設の心理士の立場から (特集 生と性) (性的虐待の予防と対応)		世界の児童と母性 71	31-36	資生堂社会福祉事業財団
山本恒雄	2011.10	児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究 (特集 生と性) (性的虐待の予防と対応)		世界の児童と母性 71	37-40	資生堂社会福祉事業財団
仲真紀子	2011.10	事実確認と子どものケア—感情を交えずに話を聞く事 (特集 生と性) (性的虐待の予防と対応)		世界の児童と母性 71	41-45	資生堂社会福祉事業財団
田尻由貴子	2011.10	命をつなぐ「こうのとりのゆりかご」 (特集 生と性) — (児童福祉における性教育と生命 (いのち) の教育)		世界の児童と母性 71	87-93	資生堂社会福祉事業財団
藤原夏人	2011.10	韓国 家庭内暴力及び児童虐待への対応を強化		外国の立法 249-1	20-21	国立国会図書館調査及び立法考査局
	2011.10	財団法人鉄道弘済会主催「第 48 回社会福祉セミナー」報告—暮らしの中の暴力・虐待への対応と新たな社会福祉像を求めて		社会福祉研究 112	74-79	鉄道弘済会社会福祉部
長田美穂	2011.10	米国からの便り 子どもから性虐待の被害を正確に聞き出すには: 米司法面接トレーニング体験記		女性の安全と健康のための支援教育センター通信 31	29-33	女性の安全と健康のための支援教育センター

田島誠一	2011.10	児童福祉施設における暴力問題の理解と対応—統一・現実—に介入しつづける		-	-	金剛出版
横田光平	2011.11	特集 子ども・親・国家—「子の利益」を中心として		法律時報 83-12	4-54	日本評論社
岩志和一郎	2011.11	子どもの意思・両親の権利・国家の関与—「子の利益」とは何か (特集 子ども・親・国家—「子の利益」を中心として)		法律時報 83-12	10-17	日本評論社
飛澤知行	2011.11	子の利益保護のための親権の制限と児童福祉の連携—ドイツ法を参考として (特集 子ども・親・国家—「子の利益」を中心として)		法律時報 83-12	18-23	日本評論社
杉井静子	2011.11	平成 23 年民法等の一部改正について		戸籍 862	1-10	テイハン
佐野みゆき	2011.11	特集 家事事件をめぐる最近の法改正の動向—家事事件手続法・民法改正及びハーグ条約をめぐる議論の状況		二弁フロンティア 331	21-30	第二東京弁護士会
宮高清	2011.11	家事事件手続法の制定 (家事審判法の改正) (特集 家事事件をめぐる最近の法改正の動向—家事事件手続法・民法改正及びハーグ条約をめぐる議論の状況)		二弁フロンティア 331	21-26	第二東京弁護士会
山名希望	2011.11	民法改正及びハーグ条約をめぐる議論の状況について (特集 家事事件をめぐる最近の法改正の動向—家事事件手続法・民法改正及びハーグ条約をめぐる議論の状況)		二弁フロンティア 331	26-30	第二東京弁護士会
川崎二三彦	2011.11	震災孤児のニーズから省察する社会的養護のあり方 (特集 子どもにとって必要な、災害時・災害後のケア)		教育と医学 59-11	1080-1086	慶應義塾大学出版会
柴山陽子	2011.11	虐待をなくすために 家庭のような居場所 日向まっこサロン	日本共産党中央委員会	女性のひろば 通号 393	110-114	日本共産党中央委員会出版局
野村武司	2011.11	親から虐待されている子にはなぜ親をかばうのか (SOS の出せない子—あえて SOS を出さない子の心理)		児童心理 65-16 (通号 940)	1348-1352	金子書房
畑千鶴乃	2011.11	特集 子どもを虐待から守る現場の取り組み		りぶる 30-11 (通号 356)	3-9	自由民主党
小池泰	2011.11	児童虐待における危機介入—児童相談所保健師の役割について考える (危機介入事例における人権保護)		保健師 ジャーナル 67-11	974-979	医学書院
松原康雄	2011.11	児童虐待事例における危機介入と人権保護—法的根拠および根拠 (危機介入事例における人権保護)		保健師 ジャーナル 67-11	980-985	医学書院
飛澤知行	2011.11	子どもの貧困防止のために保育ができること (2) 子どもの貧困と虐待	全国保育団体連絡会	保育情報 420	9-14	ちいさいなかま社
高松利光	2011.11	特集 児童虐待防止に向けた法改正		法律のひろば 64-11	4-57	ぎょうせい
古谷恭一郎	2011.11	児童虐待防止に関する親権制度の改正 (特集 児童虐待防止に向けた法改正)		法律のひろば 64-11	4-11	ぎょうせい
磯谷文明	2011.11	親権制度改正と児童福祉分野における実践の課題と展望 (特集 児童虐待防止に向けた法改正)		法律のひろば 64-11	12-17	ぎょうせい
武藤素明	2011.11	民法等の改正の概要 (特集 児童虐待防止に向けた法改正)		法律のひろば 64-11	18-24	ぎょうせい
柳川俊彦	2011.11	「民法等」の一部を改正する法律」における児童福祉法の改正の概要 (特集 児童虐待防止に向けた法改正)		法律のひろば 64-11	25-29	ぎょうせい
井上知美	2011.11	児童虐待に関する家事事件の概況と今後の展望 (特集 児童虐待防止に向けた法改正)		法律のひろば 64-11	30-35	ぎょうせい
		法改正を踏まえた弁護士実務 (特集 児童虐待防止に向けた法改正)		法律のひろば 64-11	36-42	ぎょうせい
		親権法改正に伴う児童養護現場の現状と課題 (特集 児童虐待防止に向けた法改正)		法律のひろば 64-11	43-50	ぎょうせい
		児童虐待防止における医師の役割：医療ネグレクトと親権の問題について (特集 児童虐待防止に向けた法改正)		法律のひろば 64-11	51-57	ぎょうせい
		児童虐待を受け児童養護施設に入所した子どもへのセルフケアを基盤とした生活援助		日本小児看護学会誌 20-3 (通号 42)	67-73	日本小児看護学会



杉山登志郎	2011.11	特別講演 そだちの凸凹(発達障害)とそだちの不全(子ども虐待)			日本小児看護学会誌 103-107	日本小児看護学会
松宮透高	2011.11	児童虐待事例に対する問題解決プロセス：北海道浦河町におけるメンタルヘルス問題のある親への支援実践から			社会福祉学 52-3 (通号 40-52)	日本社会福祉学会
坪井裕子 三後美紀	2011.11	児童福祉施設における子どもへの対応に関する若手職員へのインタビュアーの分析			人間と環境 2 45-59	人間環境大学研究企画委員会
林弘正	2011.11	児童虐待Ⅱ 問題解決への刑事法的アプローチ(増補版)			-	成文堂
角南和子	2011.11	教育問題法律相談 (No.162) 児童虐待による「一時保護」への対応			週刊教育資料 1183 (通号 1313) 31	教育公論社
飛澤知行	2011.11	一問一答 民法等改正 児童虐待防止に向けた親権制度の見直し(平成 23 年) 特集 失った 2 度の時機：東京都江戸川区児童虐待死事件から 学校が救える命 (1)			6-7	商事法務
	2011.11	特集 教委が通告を後押し：親「性善説」を転換・東京都江戸川区 学校が救える命 (2)			8-9	時事通信社
	2011.11	特集 見えない心の虐待：性被害も増加の兆し 学校が救える命 (3)			6-7	時事通信社
	2011.11	特集 家族再統合へ：虐待通告、その後 学校が救える命 (4)			6-7	時事通信社
片倉昭子	2011.11	特集 問題の背景を見る：子どもの虐待防止センター片倉昭子理事に聞く 学校が救える命 (5・完)			2-3	時事通信社
	2011.12	弁護士のための新法令紹介 (Vol.352) 民法等の一部を改正する法律：平成 23 年法律第 61 号			81-86	日本弁護士連合会
池谷和子	2011.12	民法における親権制度の改正《国際家族法研究会報告(第 24 回)》			283-290	東洋大学
船曳知弘	2011.12	急性期にある子どもと家族の特徴：救急医の立場から(急性疾患の子どもと家族への看護：急性疾患の看護のプロフェッショナルを目指す！一知っておきたい知識)			小児看護 34-13 (通号 1689-1692) 434	へるす出版
高橋京子 木村千里 関根弘子	2011.12	頭部打撲：受傷の背景にある子どもと家族への支援(急性疾患の子どもと家族への看護：急性疾患の看護のプロフェッショナルを目指す！一事例にみる看護の実際)			小児看護 34-13 (通号 1736-1742) 434	へるす出版
筒井孝子	2011.12	日本の社会的養護施設入所児童における被虐待経験の実態			厚生労働統計協会 26-33	厚生労働統計協会
	2011.12	特集 虐待			165-185	日本犯罪学会
佐藤喜宣	2011.12	虐待症候群：子ども虐待と臨床法医学からのアプローチ(特集 虐待)			165-171	日本犯罪学会
小西聖子	2011.12	虐待のトラウマの影響(特集 虐待)			172-178	日本犯罪学会
岩井宣子	2011.12	児童虐待防止法制(特集 虐待)			179-185	日本犯罪学会
	2011.12	特集 子ども虐待：子ども支援と女性支援をつなぐ			4-30	アジア女性資料センター
村本邦子	2011.12	子ども虐待と母性、家族、ジェンダー(特集 子ども虐待：子ども支援と女性支援をつなぐ)			4-7	アジア女性資料センター
石井花梨	2011.12	行き場のない子どもたちをささえる場所と仕組みをつくる(特集 子ども虐待：子ども支援と女性支援をつなぐ)			8-12	アジア女性資料センター
	2011.12	子ども虐待と貧困・ジェンダー：児童相談所の現場から(特集 子ども虐待：子ども支援と女性支援をつなぐ)			13-15	アジア女性資料センター
横田千代子	2011.12	婦人保護施設からみた子どもに対する暴力(特集 子ども虐待：子ども支援と女性支援をつなぐ)			16-18	アジア女性資料センター
平川和子	2011.12	フェミニストセラピーの現場から(特集 子ども虐待：子ども支援と女性支援をつなぐ)			19-21	アジア女性資料センター

村田泰子	2011.12	「父親による暴力」とフェミニズムと「言説」と「実態」の区別を中心に(特集 子ども虐待:子ども支援と女性支援をつなぐ)			女たちの21世紀 68	22-27	アジア女性資料センター
加納恵子	2011.12	障害を持つ子どもと虐待リスク:フェミニズムの視点からの覚え書(特集 子ども虐待:子ども支援と女性支援をつなぐ)			女たちの21世紀 68	28-30	アジア女性資料センター
清水将之	2011.12	児童虐待対策先進国になるのは、いつ?		日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-3 (通号33)	311-313	金剛出版
仲真紀子	2011.12	NICHD ガイドラインにもとづく司法面接研修の効果(特集 司法面接のこれから)		日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-3 (通号33)	316-325	金剛出版
越智啓太	2011.12	司法面接と子どもに対する耐誘導トレーニング(特集 司法面接のこれから)		日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-3 (通号33)	326-330	金剛出版
菱川愛	2011.12	子どもの調査面接の組み立て方(特集 司法面接のこれから)		日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-3 (通号33)	331-336	金剛出版
渡邊直	2011.12	児童福祉現場での展開(特集 司法面接のこれから)		日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-3 (通号33)	337-346	金剛出版
笹川宏樹 馬場優子 大前重矢子	2011.12	奈良県児童相談所における被害確認面接の実施上の困難点と課題(特集 司法面接のこれから)		日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-3 (通号33)	347-351	金剛出版
田中晶子	2011.12	心理学における子どもの証言研究:大人と子どものより良いコミュニケーションをめざして(特集 司法面接のこれから)		日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-3 (通号33)	352-357	金剛出版
藤井美江	2011.12	法律家からみた司法面接(特集 司法面接のこれから)		日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-3 (通号33)	358-362	金剛出版
永野咲	2011.12	子ども虐待の「今」(第10回)当事者活動の今を考える		日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-3 (通号33)	363-368	金剛出版
中村善彦	2011.12	実務法学の現場(4) 監護者とは何か		日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-3 (通号33)	382-386	金剛出版
千賀則史	2011.12	虐待ケースにおける児童相談所と保護者の関係性形成のプロセスについて		日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-3 (通号33)	387-395	金剛出版
榊原文 藤原映久	2011.12	児童養護施設入所児童に対する性(生)教育プログラムの効果測定		日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-3 (通号33)	396-408	金剛出版
森田展彰 数井みゆき 金丸隆太 他	2011.12	不適切な養育が幼児の自律神経機能に与える影響の心拍変動による評価:乳児入院所児童を対象とした試み		日本子ども虐待防止学会	子どもの虐待とネグレクト 13-3 (通号33)	409-420	金剛出版
太田由加里	2011.12	エビデンスに基づく子ども虐待の発生予防と防止介入—その実践とさらなるエビデンスの創出に向けて		トニー・ケーン 小林美智子 監修	-	-	明石書店
春原由紀 武蔵野大学心 理臨床セン ター子ども相 談部門	2011.12	子どもを虐待死から守るために—妊婦健診・乳幼児健診未受診者から見えるこ			-	-	ドメス出版
	2011.12	子ども虐待としてのDV—母親と子どもへの心理臨床的援助のために			-	-	星和書店
	2011.12	子ども虐待の理解・対応・ケア(社会的養護シリーズ〈3〉)		庄司順一 鈴木力 宮高清	-	-	福村出版

2012	2012	市民公開シンポジウム 子どもの虐待 (第 26 回保団連医療研究集会記録集 医療再生)	月刊保団連 1081	17-19	全国保険医団体連合会
2012	2012	子ども虐待 (子どもの発育・発達と病氣—子どもを見守り、助ける)	からだの科学 272	132-135	日本評論社
2012	2012	マンロー報告書 (最終版) にみるイギリス児童保護政策の軌跡と転換	人間の福祉 (立正大学社会学部社会学部紀要) 26	25-43	立正大学社会学部
2012	2012	子ども家庭福祉サービスの動向と課題: 子ども虐待への挑戦	愛知淑徳大学論集 (福祉貢献学部編) 2	15-25	愛知淑徳大学福祉貢献学部
2012	2012	こども虐待に対する保健師の支援: 事例経験による検討	日本看護学会論文集 (地域看護) 42	46-49	日本看護協会出版会
2012	2012	保健師の専門性に関する調査: 子ども虐待予防の活動に焦点をあてて	昭和女子大学大学院生活機構研究紀要 21-1	45-55	昭和女子大学大学院生活機構研究科
2012.1	2012.1	弁護士のための新法令紹介 (Vol.353) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年法律第 79 号)	自由と正義 63-1 (通号 757)	90-97	日本弁護士連合会
2012.1	2012.1	平成 23 年民法等一部改正法の概要について	法の支配 164	15-23	日本法律家協会
2012.1	2012.1	学童保育指導員による性暴力と虐待の発見要因: 学童保育指導員へのインタビュー調査を基に	小児保健研究 71-1	52-59	日本小児保健協会
2012.1	2012.1	米国からの便り 子ども虐待専門オムブズマン: 市民の声を聞いて福祉行政を改革	女性の安全と健康のための支援教育センター通信 32	18-21	女性の安全と健康のための支援教育センター
2012.1	2012.1	子どもの虐待と親権制限をめぐる立法の動向: 子どもの権利条約批准後の日本の現状 (短期共同研究プロジェクト 子ども権利条約の 20 年: 施行と権利保障)	ジュリスコンサルタス 21	233-249	関東学院大学法学研究科
2012.1	2012.1	英国児童虐待防止研究: 労働党政権における児童福祉/虐待防止政策のソーシャルワークへの影響と変化	園田学園女子大学論文集 46	209-226	園田学園女子大学
2012.1	2012.1	ネグレクト児童家庭への長期・短期支援に関する研究: 要保護児童対策地域研究協議会活動による	流通科学大学論集 (人間・社会・自然編) 24-2	1-16	流通科学大学学術研究会
2012.1	2012.1	身体的虐待を受けたサバイバーと活動家に対するインタビュー調査	大阪樟蔭女子大学研究紀要 2	215-223	大阪樟蔭女子大学学術研究会
2012.1	2012.1	行政評価の動き 早期発見、保護支援、連携強化など報告: 総務省が児童虐待防止の政策評価で	週刊行政評価 2491	6-8	行政管理協会
2012.1	2012.1	法令解説 障害者虐待防止法の制定: 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年法律第 79 号) 平 23・6・24 公布 平 24・10・1 施行	時の法令 1898	4-23	朝陽会
2012.2	2012.2	発達障害と虐待はトラウマ (心的外傷) でつながっている (特集 発達障害と虐待の重なりをどう見るか)	月刊地域保健 43-2	42-45	東京法規出版
2012.2	2012.2	発達障害の観点からみた子ども虐待への対応: あいち小児保健医療総合センターの取り組み (特集 発達障害と虐待の重なりをどう見るか)	月刊地域保健 43-2	46-51	東京法規出版
2012.2	2012.2	保護者と保育者への発達アンケートを実施して: 半田市の取り組み (特集 発達障害と虐待の重なりをどう見るか)	月刊地域保健 43-2	52-58	東京法規出版

	2012.2	連絡用シートで保健所との情報共有を強化：渋谷子ども家庭支援センターの取り組み(特集 発達障害と虐待の重なりをどう見るか)		月刊地域保健 43-2	59-63	東京法規出版
	2012.2	通達・回答 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍届書の標準様式の一部改正について：平成 24.2.2 民一 271 通達		民事月報 67-2	177-197	法務省民事局
	2012.2	訓令・通達・回答 (531) 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍届書の標準様式の一部改正について(平成 24 年 2 月 2 日付け法務省民一第 271 号法務局長、地方法務局長あて民事局長通達)		戸籍 867	62-82	テイハン
	2012.2	通達・回答 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う戸籍届書の標準様式の一部改正について：平成 24 年 2 月 2 日付け法務省民一第 271 号法務局長あて法務省民事局長通達		戸籍時報 679	112-131	日本加除出版
田尻由貴子 編引伴子	2012.2	日本家庭科教育学会 第 54 回大会報告 講演会・対談「ここのとりのゆりかご」が問いかけたもの：家庭科教育への期待		日本家庭科教育学会誌 54-4	267-270	日本家庭科教育学会
友田尋子	2012.2	子どもの虐待ホットライン(電話相談：危機を救えるか？回復のきっかけを提供できるか?)		保健の科学 54-2	107-110	杏林書院
兼田智彦	2012.2	「全国 子育て・虐待防止ホットライン」メール相談実践報告		電話相談学研究 21-1	21-28	日本電話相談学会
築高健	2012.2	学校をめぐめる問題と対応 (5) 虐待における児童相談所との連携		子どもの心と学校臨床 6	125-132	遠見書房
安部計彦	2012.2	ネグレクト事例における引きこもりと援助拒否の背景と子どもへの影響(新福尚隆教授 古希記念号)		西南学院大学人間科学論集 7-2	13-24	西南学院大学学術研究所
小宮純一	2012.2	発生予防や早期発見等の取組推進求める 児童虐待の防止等で文部科学・厚生労働省に勧告		行政評価情報 2834	2-6	官庁通信社
杉山登志郎	2012.2	検証 杉並 3 歳女児虐待死 里親支援制度の闇：悲劇は防げるのか(特集 震災と子ども)	町野湖 岩瀬徹	金曜日 20-5 (通号 897)	16-19	金曜日
	2012.2	児童虐待の防止—児童と家庭、児童相談所と家庭裁判所		-	-	有斐閣
	2012.2	児童青年精神医学の新生紀(杉山登志郎著作集 3)		-	-	日本評論社
	2012.2	法令解説 児童虐待防止のための親権制度の見直し：親権停止制度の新設、未成年後見制度等の見直し等 民法等の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 61 号)		時の法令 1900	17-27	朝陽会
	2012.2	児童虐待とネグレクト対応ハンドブック—発見、評価からケース・マネジメント、連携までのガイドライン	マリリン・ストラッ チェン・ピーターソン マイケル・ダーフィー 太田真弓 山田典子 監訳	-	-	明石書店
増沢高	2012.3	虐待を受けた子どもの喪失感と絶望感(子どものうつ)		こころの科学 162	41-45	日本評論社
山下隆志	2012.3	研修講座 実務に役立つ刑事政策 (5) 家庭内における暴力(配偶者暴力及び児童虐待)の実態と問題点		研修 765	51-78	詩友会研修編集部
神楽岡澄	2012.3	育児不安を解消し虐待を予防する「親と子の相談室」事業：東京都新宿区(わがまの子育て支援事業)		月刊地域保健 43-3	40-51	東京法規出版
菅野恵	2012.3	家族の機能不全と虐待に関する試論		帝京大学心理学紀要 16	23-27	帝京大学心理学研究室

西野緑	2012.3	子ども虐待に対応する学校の役割と課題：「育む環境 (nurturing environment)」の保障を目的とするスクールソーシャルワークの可能性		Human welfare: HW 4-1	41-53	関西学院大学人間福祉学部研究会
田中利宗 田中康子	2012.3	「児童虐待防止法」(法律第40号) について：わが国のこどもの権利思想と法成立の背景一考		道北福祉 3	36-51	道北福祉研究会
羽間京子 保坂亨 小本曾宏 他	2012.3	学齢期児童虐待事例検証の再検討：死亡事例について		千葉大学教育学部研究紀要 60	133-142	千葉大学教育学部
山本恒雄	2012.3	子どもの虐待の現状と支援 (第7回日本司法精神医学会大会 公開シンポジウム 子ども虐待と法的問題:子どもの権利擁護、社会的養護をめぐる課題)		司法精神医学 7-1	33-40	日本司法精神医学会
小野善郎	2012.3	虐待を与える子どもの育ちと発達への影響 (第7回日本司法精神医学会大会 公開シンポジウム 子ども虐待と法的問題:子どもの権利擁護、社会的養護、親権をめぐる課題)		司法精神医学 7-1	41-48	日本司法精神医学会
磯谷文明	2012.3	第7回日本司法精神医学会大会 教育講演 児童虐待、そして親権にかかわる法的問題		司法精神医学 7-1	59-64	日本司法精神医学会
木村容子	2012.3	被虐待児の専門里親支援—M-D&Dにもとづく実践モデル開発	小山剛 玉井真理子	-	-	相川書房
	2012.3	子どもの医療と法 (第2版)		-	-	尚学社
クリスチーン・ウィカール アレック・L・ミラー デイヴィッド・A・ウルフ キャリー・B・スピנדレル	2012.3	児童虐待 (エビデンス・ベースト心理療法シリーズ (3))	貝谷久宣 久保木富房 丹野義彦 監修 福井至 監訳	-	-	金剛出版
小山赤道 小野美佐 今泉明子	2012.3	性的虐待を受けた子どもと非加害親への心理的支援：児童家庭支援センターでの親子並行面接を通して		藤女子大学紀要 (第II部) 49	121-135	藤女子大学
柏木恭典	2012.3	赤ちゃんポストと社会的養護		千葉経済大学短期大学部研究紀要 8	15-27	千葉経済大学短期大学部
笠原麻里	2012.3	DVに曝されて生活する女性の心身の問題と母子関係 (第61回日本病院学会 (シンポジウム 虐待の現状と病院の役割))		日本病院会雑誌 59-3	289-295	日本病院会
井上寿美	2012.3	親と子どもの関係の意味を変化させる仕組みとしての「こうのとりのゆりかご」		関西福祉大学社会福祉学部研究紀要 15-2	13-21	関西福祉大学社会福祉学部研究会

# 資料3 日本における児童福祉に関する年表 ー児童虐待防止を中心にしてー 第6期 2010年～2012年 (2013年・2014年)

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向、事件
2010	1	東京都江戸川区小小学一年男児 両親(父親は難父、母親は難母) 22歳 - 本児は15歳時の若年出産)に虐待され死亡。2009年9月に精神科医師からの通報あり、学校、子ども家庭支援センターなど情報を知っており家庭訪問などで対応していたが死亡。長期欠席(2009年9月以降85日間中35日欠席)、2009年10月に急性硬膜下血腫で都立墨東病院にも入院していたが病院も虐待と疑わず通報せず。	2010	1	東京都 「児童虐待への対応について(通知)」 東京都教育庁指導部企画課長通知 21教指企第1074号
(平成22)	1	「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について」(平成22年1月26日文部科学省初等中等教育局児童生徒保護課長発通知(21初児生第29号) 文部科学省)	(平成22)	4	東京都 「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」 提言 東京都児童福祉審議会「児童虐待死亡事例(国庫補助事業) <租税規定>」 雇児発第0502001号
	1	平成22年1月27日、葛屋川市在住の1歳8ヶ月の女児が心筋停止で病院に緊急搬送され、顔面にあざ、体にタタコを押し当てられたような痕があり虐待が疑われると大阪府中央子ども家庭センターが児童虐待通告を受け、同日、職権による一時保護を行なったが、平成22年3月7日、硬膜下血腫による脳腫瘍により死亡。(大阪府 葛屋川市・門真市における幼児死亡事案検定結果報告書 抜粋)		4	東京都 「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」 提言 (江戸川区事例 最終報告) 平成21年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検定部報告書 福祉保健局 平成22年5月11日 雇児発第0502001号
	3	平成22年3月28日、大阪府門真市在住の2歳の男児が病院へ搬送され、搬送先の病院で死亡(全身打撲と硬膜下血腫の疑い)。警察は、同日、繰り返して暴行を加えていたとして、母親の知人である19歳の少年を傷害容疑で逮捕。なお、大阪府中央子ども家庭センターの関わりはなかった。(大阪府 葛屋川市・門真市における幼児死亡事案検定結果報告書 抜粋)		5	東京都 「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」 提言 (江戸川区事例 最終報告) 平成21年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検定部報告書 福祉保健局 平成22年5月11日 雇児発第0502001号
	3	「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成22年3月24日 雇児発第0324第1号)		5	東京都 「児童虐待の早期発見と適切な対応のためのチェックリスト」の活用について(通知) 東京都教育庁指導部企画課長通知 22教指企第140号
	3	「児童相談所運営指針等の改正について」(平成22年3月31日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第6号) 厚生労働省		8	東京都 「児童虐待への対応の徹底について(通知)」 東京都教育庁指導部企画課長通知 22教指企第536号 一幼稚園・学校への周知
	5	改正児童福祉法施行による養育里親の制度化がスタート。確認すること平成20年の児童福祉法改正：養育里親を養子縁組里親と區別して法定、里親研修の義務化、欠格事由の法定化等。・平成20年度：里親手当の倍額への引上げ、里親支援機関事業の実施		9	大阪府 「児童虐待ホットライン」の専用電話を設置
	6	文部科学省「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について」 21初児生第29号 初等中等教育局児童生徒保護課長通知		10	大阪府 寝屋川市・門真市における幼児死亡事案検定結果報告書(平成22年10月発表) (大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童措置審査本部会点検・検証チーム)
	6	川端達夫文部科学大臣、2月19日に閣議後会見で、警察庁の暫定集計で児童虐待事件の発発と虐待を受けた児童数が過去最多だったことに対して「深刻な問題だ。(学校現場でも)子どもがいらいんなメッセージを出している時にかかり対応する力を向上させなければならぬ」と述べた。産経新聞 2010.2.19		12	大阪府 教育センター教育相談部門と統合し、「大阪市子ども相談センター」を開設(大阪府中央区森ノ宮中央1丁目17番5号に移転)
	6	奈良県、4歳の息子殴り傷害容疑で、養父逮捕。養父増田文彦容疑者が自宅で男児の右頬を殴り、内出血などで約10日間の重傷を負わせた疑い。養子の2歳長女にも虐待の可能性あり。		12	大阪府 大阪市西区のマンションで幼児2人が母親に置き去りにされて死亡した事件を受け、大阪府は12月24日、大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会、児童虐待事案検定部会(部長、津崎哲郎花園大教授)がまとめた再発防止のための報告書「大阪市における幼児死亡事例検定結果報告書」を公表。児童の安否確認ができていないのに、ことも相談センター(児童相談所)内で、この情報が共有されていなかったことを問題視。情報管理体制の見直しや、初回対応マニュアルの作成などを求めた。
	6	東京都、当時中学3年の次男(15)を自宅トイレに閉じ込めたとして監禁の疑いとして母親(47)と交際相手の男(34)が逮捕されたことを受け、次男が通っていた東京都練馬区中学校の校長が記者会見し「家庭訪問などを繰り返したがほとんど会えず、虐待と気付かなかつた」と謝罪。			東京都 「病児、病後児保育事業費補助」(東京都単独事業)
	6	臓器提供の拒否、十分確認を 臓器移植法の新指針了承 (朝日新聞 asahi.com) 厚生労働省の臓器移植委員会は10日、7月に本格施行される改正臓器移植法の運用方法を定めた施行規則とガイドラインの改正案を了承。改正法では本人の意思が不明でも家族の同意で臓器提供が可能。そのためガイドラインは、コーディネーターに対し、本人が臓器提供を拒否していたかを十分確認するよう求めた。拒否の意思は年齢にかかわらず有効で、書面以外の方法でもかまわない。新たに子どもの法的脳死判定基準も定め、6歳未満の判定は24時間以上の間隔で2回実施することとした。			大阪府 家庭的養護推進プロジェクト設置
	7	本人の意思は家族に十分確認。拒否の意思は十分注意して確認。年齢にかかわらず拒否の意思は有効。書面以外の拒否の意思も有効。未成年者の臓器提供は特に父母の意向を慎重に把握する。子どもの臓器の提供施設に虐待防止委員会やマニュアルの整備を求める。虐待の疑いがある場合は児童相談所に通告。6歳未満の法的脳死判定は24時間以上かけて2回。生後12週未満、知的障害者の臓器提供は見合わせ(朝日新聞)。			大阪府 母子寡婦福祉資金貸付金滞納整理特別推進事業3ヵ年計画開始
	7	改正臓器移植法が施行。15歳未満の子どもの脳死で臓器提供ができるようになった。			大阪府 「大阪府社会的養護体制整備計画」策定
	7	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」厚生労働省 社会保険審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第6次報告			東京都 「医療機関における虐待対応力強化事業」(東京都単独事業)
	7	インターネット上の児童ポルノ画像へのアクセスを遮断する「ブロック」を発見後に即時実施することなどを柱とする総合対策案「児童ポルノ排除総合対策(案)」を関係9省庁(内閣府、警察庁、総務省、文部省、厚生労働省、外務省、法務省など)のワーキンググループ(児童ポルノ排除対策ワーキンググループ)が公表。			東京都 「子供家庭支援区市町村包括補助事業」(東京都単独事業)
	7	大阪府西区マンションで、幼児2人(3歳女児及び1歳男児)が母親に置き去りにされて餓死。(ネグレクトによる虐待死亡事件)			東京都 「児童養護施設退所等の就業支援事業」(国庫補助事業)
	7	「児童虐待防止対策の推進について」厚生労働省均等・児童家庭局長通知(雇児発0728第1号・雇児発0728第1号)			東京都 「子育てスタート支援事業」(東京都単独事業) <平成19年度から平成21年度はモデル事業>
	8	岐阜北署は、児童相談所に相談に来た女子中学生(14)と顔見知りになった後、みだらな行為をしたとして県青少年健全育成条例違反の疑いで「岐阜県中央子ども相談センター」の元非常勤職員小池正人容疑者(23)を逮捕。			東京都 「都型児童クラブ事業補助」(東京都単独事業)
	8	「児童の安全確認の徹底について」(平成22年8月2日 雇児発0802第1号)			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向、事件
					東京都「医療機関における虐待対応力強化事業」(東京都単独事業)
					東京都「地域子育て創生事業」(国庫補助事業)
					東京都「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」(国庫補助事業)
					東京都「定期利用保育事業」(東京都単独事業)・「特定保育事業」(国庫補助事業)
					東京都「児童養護施設の退所者等の就業支援事業」(国庫補助事業) <根拠規定>国：安心子ども基金管理運営要領、都：児童養護施設の退所者等の就業支援事業実施要項。
					東京都「児童福祉施設等耐震化等施設整備事業補助」(東京都繰り越し事業)
					東京都「ひとり親家庭等就業コーチングネットワーク事業」(国庫補助事業) <平成22年度(都事業) 平成21年度(区市町村事業)>
					東京都「児童虐待防止対策強化事業」(国庫補助事業) 児童の安全確認等(安心子ども基金)
					東京都「ひとり親家庭等の在宅就業支援事業」(国庫補助事業)
					「大阪府子どもを虐待から守る条例」(経済的虐待の制定)
					大阪府 児童虐待防止のためのキャンペーンとTVCM作成
2011					
(平成23)	1	宇都宮市で、2歳女児死亡・母(22歳)に傷害致死容疑 朝日新聞朝刊 (2011.1.15)	2011	1	東京都「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」提言
	1	社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会報告書」(平成23年1月28日 社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会) 厚生労働省	(平成23)	2	大阪府「大阪府子どもを虐待から守る条例」施行。
	2	「児童の安全確認の徹底に係る調査の進捗調査結果について」(平成23年2月10日 事務連絡 厚生労働省雇用均等・児童家庭局)	5	東京都「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について」提言」平成22年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書 東京都福祉保健局	平成22年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書 東京都福祉保健局
	2	「大阪府子どもを虐待から守る条例」が、平成23年2月1日より施行。	8	東京都「児童養護施設等退所者へのアンケート調査結果」公表	東京都「児童虐待防止対策強化事業」(東京都単独事業)
	3	「震災により親を亡くした子どもへの対応」(平成23年3月25日 事務連絡 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課)『親を亡くした子どもへの対応(支援者向け)』(子ども心の診療中央拠点病院(国立成育医療研究センター)作成を事務連絡通知にて公表、児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について)の一部改正について 平成23年3月30日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知 雇児発 0330 第2号		東京都「児童虐待防止対策強化事業」(東京都単独事業)	
	3	「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供の実施状況について」平成23年3月4日 22 初児生第64号・雇児発 0304 第1号 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知		東京都「区市町村児童虐待対応力向上支援事業」(東京都単独事業)	
	4	2011年4月に「里親委託ガイドライン」を策定し、一層の推進を図ることとしたところであり、養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進する。厚生労働省		東京都「母子緊急一時保護事業」(東京都単独事業) 昭和47年度(昭和48年2月1日事業開始 平成23年度より町村分のみを対象)	
	5	「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結に向けた準備について」(平成23年5月20日 閣議了解) (ハーグ条約の締結に向けて、必要となる法律案作成準備にとりかかっていることを閣議決定した。)		東京都「再チャレンジホーム」(東京都繰り越し事業) 平成23年度 1 ホーム(モナル実施) 東京都養護児童再チャレンジホーム制度運営要綱」に基づき、児童養護施設からの申請に基づき、都が指定する。中卒及び高等学校中退児童で再出発の支援が必要な児童に対して、再度の高等学校等就学に向けた指導、支援、自立支援。	
	5	親権を最長2年間停止する制度の新設を柱とした改正民法が27日参院本会議で全会一致で可決、成立。2012年4月施行。		大阪府 子ども家庭支援センター「夜間休日虐待通告電話相談の体制強化に向けた取り組み」	大阪府 子ども家庭支援センター「夜間休日虐待通告電話相談の体制強化に向けた取り組み」
	6	『民法等の一部を改正する法律』の施行について (平成23年6月3日) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 0603 第1号		大阪府 大阪府門真市における17歳女児死亡事案発生(姉と姉の交際相手による虐待)	大阪府 門真市・大阪府市における児童死亡事案発生
	6	大阪府と大阪産婦人科医会が府内の約160の産婦人科施設を対象に調査。定期的な妊娠健康診を受けず、出産間近に病院に駆け込む「未受診妊娠」による出産の実態調査結果を発表、「児童虐待につながるリスクがあり、自治体と医療機関が連携した支援が必要」とする見解を明らかにした。2011年6月9日		大阪府 児童保護支援員(警察官OB) 配置(中央・岸和田)	
	6	雇児発 0617 第7号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 雇児発 0617 第4号		大阪府 門真市・大阪府市における児童死亡事案発生	
	6	愛知県警天白署は、長女(5つ)に約7ヶ月間適切な食事を与えずに衰弱した状態を放置、意識不明の重体にさせたとして保護責任者遺棄致傷容疑で無職大野宏容疑者(34)と妻看護師忍谷裕子(34)を逮捕。			
	7	「児童虐待防止対策の推進について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務・母子保健課長連名通知 雇児発 0720 第1号、雇児母第0720 第1号)			
	7	「妊娠期間からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(厚生労働省通知 雇児発 0727 第1号、雇児母発 0727 第1号、雇児母発 0727 第1号)			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向、事件
7		『妊娠・出産・育児に養育支援が必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について』（平成23年7月27日付け 雇児総発0727第4号・雇児母発0727第3号（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知）			
7		『社会的養護の課題と将来像』厚生労働省 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会政策的養護専門委員会よりまとめた 平成23年7月			
7		『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について』（第7次報告）厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 2011年7月20日 <第1次報告から第7次報告の対象期間内に発生・発覚した0日・0か月児の死亡77人（69事例）>			
7		宮城県、東日本大震災で親を失った県内の子どもたちを支援するため、全国の企業、団体、個人などから寄付金を募る「東日本大震災みやぎ子ども育英募金」開設したと発表。			
7		『地方公共団体における死亡事例等の検証について』の一部改正について 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長雇児総発0727第7号 平成23年7月27日			
8		岡山市で、知的障害のある長女（16歳）を裸で浴槽に監禁、死亡させたとして母親の清原陽子容疑者を逮捕。地元児童相談所が約2年前に虐待を認識、県警に通報し、定期的に連絡を取り合い、学校とも一定の連携があった。			
8		親権の最長2年停止新設、改正民法成立。2012年4月に施行			
8		2010年8月に東京都杉並区の自宅ですり子として養育していた保育園児（当時3歳）を虐待して死亡させたとして警視庁は、傷害致死容疑で声優の鈴鹿静香容疑者（43）を逮捕（2011年8月20日）			
8		千葉県警が、2歳10ヶ月の長男に十分な食事を与えずに餓死させた保護責任者遺棄致死の疑いで無職小坂雄造容疑者（39）と妻アルバイト里美容疑者（27）を逮捕。腸には何らかの理由で口に入れたとみられる紙やプラスチック片が詰まっていた。長女（6歳）、次女（5歳）も5月に児童相談所が保護。			
8		千葉県警行徳署が、長男（3歳）に熱湯をかけてやけどを負わせたとして、傷害の疑いで、風呂場のシャワーで背中に熱湯をかけた」と容疑を認め男＝当時（2）＝を虐待して、やけどを負わせた。調べに対し「腹が立ったので、風呂場のシャワーで背中に熱湯をかけた」と容疑を認めている。（産経新聞 2011.8.22）			
8		大阪府西淀川区で2011年8月、小学2年の藤永翼君（7）を死なせたとして、傷害致死容疑で継父と母親が逮捕された虐待事件をめぐる、市子ども相談センター（児童相談所）や学校などの関係機関が一斉に捜索していた。虐待事件として共通認識ができていなかった実態が、再発防止に向け市が進める検証作業で浮かび上がっている。翼君は生後3か月で乳児院に入所。その後ずっと施設で暮らしていたが、母親が引き取りを強く希望した。担当者は、翼君と母親を一緒に何度も外出、外泊させ、様子を見た上で「家庭に引き取ってもら大丈夫」と判断。翼君は2011年3月、家に戻った。（産経新聞 2011.10.5）			
8		厚生労働省は、2011年8月23日東日本大震災の孤児について、親族が里親となって養育することを希望しても、震災後に18歳の誕生日が来て児童福祉法により対象となるケースについて、特例として里親認定し通常と同様に養育費用を支給する方針を明らかにした。震災孤児231人（2011年8月19日現在）のうち震災時17歳で、児童相談所が把握した際には18歳になっていったため、親族里親の申請ができなかった孤児4人いることが判明。弾力的対応による支援が必要と判断。			
9		『地域の子主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための法律（附則）第4条の基準を定める省令』（平成23年9月2日） 厚生労働省令112号			
9		『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴う厚生労働省関係省令等の整備および経過措置に関する政令』（平成23年9月14日） 政令289号			
9		『児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令等』の施行について 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（雇児総発0901第1号）上、児童福祉施設最低基準の一部改正（施設長に係る資格要件の明確化及び研修の義務化。第三者評価等の義務化（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情報障害児短期治療施設及び児童自立支援施設））。2.児童福祉法施行規則の一部改正（親族里親等の要件の見直し。母子生活支援施設及び児童自立生活援助事業所の位置に関する情報の提供方法の見直し。家庭的保育事業に係る見直し）。			
9		『里親制度の運営について』の一部改正について（平成23年9月1日）（雇児発0901第2号） 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知			
10		長崎県警は2011年10月18日、出産して間もない乳児の遺体を、当時勤務していた保育所内に捨てたとして、死体遺棄容疑で元保育士勝見久美容疑者（39歳）を逮捕。勝見容疑者は対馬市内の病院で出産し、女児は2010年3月に退院。同容疑者は当時独身。（2011年10月18日）			
10		改正臓器移植法の運用指針（ガイドライン）の改正案が、厚生労働省の臓器移植委員会です承され、事実上決まった。改正法では、現在には不可能な15歳未満からの臓器提供が可能となる。改正指針は、小児の提供施設に、児童虐待に対応する院内体制やマニュアルの整備を求め、虐待の疑いがあるかの確認や児童相談所や警察との連携を定めた。（平成22年7月）→「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）」（平成23年10月1日一部改正）			
10		『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律』の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について（平成23年10月28日） 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発1028第1号			
11		愛知県名古屋市長区で、2011年10月、中学2年服部昌巳君（14歳）が母親の交際相手の男に暴行され死亡した事件で、名古屋地裁は11日、傷害致死罪で無職酒井秀志容疑者（37歳）を起訴。			
11		大津市 中学2年男子 いじめ自殺事件			
		子育て支援交付金（国庫交付）創設			



年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向、事件
		「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」は、これまで厚生労働省各令により全国一律に定められていたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)の成立に伴い、児童福祉法等の一部改正がなされ、中核市は、特定児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設、保育所)の基準を条例で定めることとされた。「児童福祉施設最低基準」の改正により、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」と省令名が変更になった。			
2012	1	総務省「児童虐待の防止等に関する政策評価」<評価の結果及び勧告>【勧告先】文部科学省、厚生労働省 【勧告日】平成24年1月20日 児童虐待の防止等に関する政策について、総務としてどの程度効果を上げているなどの総合的な観点から、政策評価を初めて実施し、児童虐待の発生予防に係る取組の推進 1 児童虐待の早期発見に係る取組の推進 2 児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取組の推進 3 関係機関の連携強化(要保護児童対策地域協議会の活性化)について、関係府省に対し勧告を実施。	2012	1	東京都「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方」について(「里親事例 中問まとめ」 東京都児童福祉審議会<児童虐待死亡事例等検証部会>)
(平成24)	2	「児童相談所及び市町村の職員研修の充実について」(平成24年2月23日) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長通知 雇児総発0223第2号	(平成24)	4	東京都「乳児院の医療体制整備事業」(東京都単独事業)
	2	「児童虐待の防止等に関する政策評価(総合性確保評価)」について 厚生労働省 (雇児総発0223第1号) 雇児保発0223第1号			東京都「自立支援強化事業」(東京都単独事業)
	3	「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」23文科初第1707号 各都道府県教育委員会教育長・各指定都市教育委員会教育長・各都道府県知事・附属学校を置く各国立大学学長あて 文部科学大臣通知 平成24年3月29日。平成24年1月、総務省より「児童虐待の防止等に関する政策評価(結果および勧告)」が出されたが、これを受け文部科学省は、児童虐待に係る速やかな通告を一層推進するための留意事項について通知した。			東京都「児童館支援事業」(東京都単独事業)
	3	「医療ネットワークにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(平成24年3月9日) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長通知 雇児総発0309第2号			大阪府 一時保護所の拡充に向けた取り組み
	3	「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について(平成24年3月9日) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長通知 雇児総発0309第1号			大阪府 「民法及び児童福祉法等の改正に伴う新たな親権制度対応ガイドライン」の作成
	3	「児童福祉法施行規則及び里親に関する最低基準の一部を改正する省令の施行について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0329第14号 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に係る改正は、2011年7月にとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」(児童養護施設住居型児童養育事業委員会 社会保障審議会 児童部会 社会養育専門委員会)に基づき、「里親及びファミリーホーム」も養育指針に定めることと併せて、省令上も制度が明確にするため所要の改正を行うものである。また、児童相談所の所長に資要件に係る改正については、「養育指針」を踏まえ、所要の改正を定めた。なお、「児童相談所の所長の資格要件に関する方向性を見直しを行う」こととされた(平成23年11月29日閣議決定)において、「児童相談所の所長の資格は対象を追加する方向性を見直しを行う」こととされたことを踏まえ、所要の改正を行うものである。			大阪府 「乳児院におけるファミリー・ソーシャルワーカー(家庭支援専門相談員)による保護者支援モデル」の冊子作成
	3	「社会的養護施設運営指針及びファミリーホーム養育指針について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0329第1号 平成24年3月29日			大阪府 児童保護支援員(警察官OB)配置(吹田)
	4	江川川無理心中事件 平成24年4月6日、家族4人が無理心中を図り、遺体で見つかった。4人が倒れていた自宅1階洋室に練炭の入った七輪が数個置かれていて、死因は一酸化炭素中毒の可能性が高い。死亡:母28歳、兄9歳、妹7歳、母の兄29歳。(父、平成24年1月自殺)「松江一家心中事件について」江川川教育委員会 平成24年6月報告書発行 報告書によると、子ども家庭支援センター・健康センター・小学校・父方祖父等は連絡を取り、サポートしていた。			大阪市 大阪市立桜宮高校体罰自殺事件
	4	「児童虐待防止医療ネットワーク事業の実施について」(平成24年4月5日) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 各都道府県、指定都市の中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者の教育等を行い、児童虐待対応の向上を図ることを目的に、「児童虐待防止医療ネットワーク事業」を平成24年度に開始した。			大阪府 児童虐待防止のためのキャンペーンとTVCM(作成(近畿))
	4	「一時保護の充実について」(平成24年4月5日) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0405第27号			
	4	「一時保護所における専門職員等の配置について」(平成24年4月5日) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発0405第28号			
	4	「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」(平成24年4月12日) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長通知 雇児総発0412第1号			
	4	障害者自立支援法の改正に伴う、児童福祉法の改正(2014年4月1日施行) 障害児施設(通所支援)の区分は福祉型児童発達支援センター、医療型障害児施設、医療型障害児施設、児童発達支援センターへ名称が変更になる。障害児施設(通所支援)の区分は、福祉型障害児施設、医療型障害児施設、児童発達支援センターへ変更になる。			
	4	「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」(平成24年4月12日) 警察庁生活安全全局少年課長・生活安全企画課長・地域課長・刑事企画課長・刑事企画課長・刑事企画課長・刑事企画課長・母性保健課長通知 地初第58号、地一発第54号			
	7	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第8次報告)」を踏まえた対応について(平成24年7月26日) 雇児総発0726第1号 雇児母発0726第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長総務課長通知			
	8	「いじめ隠さず対処 遺族要望で第三者調査 政府、新自殺対策大綱」 政府は、2012年8月28日の閣議で、いじめ自殺への対策強化を柱とする新たな自殺総合対策大綱を決めた。大津市での中学2年男子自殺などを踏まえた対応。			

年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向、事件
8		「学校カウンセラー大幅増 ソーシャルワーカーも千人規模、数十億円要求へ。」いじめが家庭の経済状況など生活環境に起因する場合もあり、社会福祉士などのスクールソーシャルワーカーも増え、関係機関と連携して家庭支援を強化する。大津市の中2自殺などで各地で深刻化するいじめ問題を受けて文科省は対応を急ぐ。			
9		「長期刑の上限20年に、少年法の改正案公表。」法務省は2014年9月4日に、罪を犯した少年に言い渡す懲役や禁錮の有期間を最長で15年と定めている少年法の規定について、上限を20年に引き上げるなどの改正案を公表した。			
9		「児童虐待事件が過去最多 心理的被害も大幅増 警視庁まとめ」2012年1-6月に全国の警察が摘発した児童虐待事件は前年同期より95件多い248件で、摘発人数は92人増の255人となり、いずれも統計を取り始めた2000年以降で過去最多になった事となった。また、被害児童も90人多い252人と過去最悪。2012年1-6月の児童ポルノ事件の摘発件数は前年同期より127件多い764件、摘発人数は166人多い612人で、いずれも過去最多。			
9		「チーム組んで子ども後見 全国初、岡山の弁護士ら 両親の死亡や虐待による親権喪失、停止などを親権者がいない子どもらに支援する「未成年後見」を担う団体を創設」が8月に発足した。年内に岡山県からNPO法人の許可を取得し、来年活動を開始する。成人の後見に関わる団体で作る「全国権利擁護支援ネットワーク」によると、未成年後見見を担う団体は全国で初めて。			
9		「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写しの交付並びに戸籍の附票の写しの交付における児童虐待の被害者等の保護のための措置」について(平成24年9月26日)厚生労働省等・児童家庭局総務課長通知0926第1号			
10		障害者虐待防止法 平成24年10月1日施行。			
11		厚生労働省 平成24年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(平成25年11月) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)			
11		「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」(平成24年11月30日) 尾見総務1130第1号 各都道府県・指定都市・中核市・保健所設置市・特別区児童福祉・母子保健主管部(局)長あて、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知			
11		「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」(平成24年11月1日) 尾見総務1101第3号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知 児童福祉施設に入所していた児童が家庭復帰後に虐待を受け死亡した事例が最近続いて発生していた。			
11		ドメスティックバイオレンスの再発防止に効果 奈良県警開発のシステム 新システムは「行方不明者不受理リスト」・DVなどの被害者が被害内容や転居先を事前に登録。加害者が行方不明者として行方不明者届を県内で提出し、警察が被害者の名前を登録しようとしても「不受理リスト該当あり」と表示され受理を未然に防ぐことができる。本格運用から10ヶ月で約120人の被害者が登録。			
11		「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」(平成24年11月30日) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長通知 尾見総務1130第2号、尾見母発1130第2号			
12		小学4年生長女傷害疑いで母親逮捕。「ママが暴力」と本人が警察へ110番通報。小学4年の長女の足や尻を蹴るなどして、約2週間の怪我を負わせたとして、京都府警東山署は2012年12月25日、傷害の疑いで、無職の母親(38歳)を逮捕した。児童相談所によると、保育園から4年前に虐待の通告があり、保育園や小学校に注意を呼びかけ、見守り活動を行っていた。			
12		母親が2歳8ヶ月の長女を蹴り、重傷をさせた事件で、親子が入所していた京都府立東山母子生活支援施設は2013年12月19日、事件4日前にも虐待があり、児童相談所に相談したが、対応が取れないまま事件がおきたことを明らかにした。施設側の連絡ミスで児童相談所の介入を求める通告の手続きをしていなかった。施設長は「通告が遅れた経緯を検証したい」と記者会見で謝罪した。			
12		「市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査報告」(平成23年度調査) 全国1,619市区町村(岩手県、宮城県および福島県内の市町村を除く) 平成24年12月28日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室			
12		罪を犯した少年に言い渡す有期刑(懲役・禁錮)上限を引き上げる少年法改正について、法務省は2012年12月18日、不定期刑の幅を最大5年にする要綱案を公表した。			
		障害者虐待防止法施行(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)			
2013		「児童施設でも体罰 大阪府高槻市」大阪府高槻市の児童自立支援施設「大阪市立阿武山学園」で2012年11月、中学3年の男子生徒(14)が部活動の練習中、男性職員(30)に頬を平手打ちされたことが13日、大阪府への取材で分かった。	2013		大阪府 中央子ども家庭センターに診療所(愛称「こころケア」)開設
(平成25)		「子どもも虐待対策法提出へ 自民、議員立法で。」自民党は2013.3.27、生活が苦しい家庭の子どもの教育支援を柱とした「子どもの虐待対策法(仮称)」を議員立法で国会に提出する方向で検討に入った。厚生労働省が提出する生活保護法改正案、生活困窮者自立支援法案と同時に成立を目指す。	(平成25)		大阪府 第2一時保護所開設
4		「災害時における児童相談所の活動ガイドライン」について(平成25年4月18日) 尾見総務0418第1号)			大阪府 児童保護支援員(警察官OB)配置(東大阪)
4		「二番も両親に懲役15年 幼児虐待死 求刑15倍。」大阪府寝屋川市で2010年、当時1歳8ヶ月だった三女を虐待し死なせたとして、傷害致死罪に問われた父親岸本寛被告(29)と母親美香被告(30)と母親美香被告(30)は控訴審判決で、大阪高裁は11日、それぞれ懲役15年とした一審大阪地裁判決を支持、両被告の控訴を棄却した。			大阪府 大阪府虐待対応の手引き改訂



年	月	法律・政策・事件・研究等の動向	年	月	東京都・大阪府・大阪市の動向、事件
	9	いじめ防止対策推進法施行(第183回国会(常会))において成立し、平成25年9月28日に施行された。いじめ防止対策推進法については、平成25年9月28日に施行された。			
	12	児童相談所運営指針の改正 (「児童相談所運営指針について」厚生労働省 雇発1227第6号通知 平成25年12月27日)			
2014	1	児童虐待防止全国ネットワーク第20回シンポジウム 子育て支援者向け研修事業<大規模研修会> 「性虐待への対応 ～その現状と課題～」			
(平成26)	2	「居住実態が把握できない児童に関する調査について」平成26年2月26日(厚生労働省雇用均等・児童家庭局) 平成26年中の調査実施について公表。			
	3	ネット託児死亡事件(埼玉県 ベビージッターに預けられていた2歳児が遺体で見つかる)			
	4	ハーグ条約批准(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)日本においては、ハーグ条約は2014年4月1日に発効。			
	6	「匿名通報急増、摘発は3倍 スマホ用サイト新設へ」警察庁が民間に委託し、電話やインターネットで犯罪や児童虐待などの情報を受け付ける「匿名通報ダイヤル」の昨年度の受理件数は8825件で、情報をもとに56事件を摘発したが26日、警察庁のまとめで分かった。いずれも2007年の受付開始以降最多。			
	6	「子供の安否確認徹底へ、遺棄致死事件で厚木市」神奈川県厚木市のアパート一室で斎藤理玖ちゃん(当時5)の白骨遺体が見つかった事件で、市や児童相談所、警察がつくる「要保護児童対策協議会」は26日、厚木市内で会合を開き、所在が分からない子供の安否確認の徹底や協議会の組織強化を盛り込んだ再発防止策をまとめた。理玖ちゃんの遺体は死亡から7年以上たったこととし5月末に見つかり、保護責任者遺棄致死などの疑いで父親の斎藤幸裕(36)が逮捕された。			
		<b>参考文献(アルファベット順)</b>			
		朝日新聞 朝刊 2011年1月15日 「宇都宮市で、2歳女児死亡 母(22歳)に傷害致死容疑」			
		毎日新聞 社説「2歳児死亡 放置できぬネット託児」 2014年3月19日 <a href="http://mainichi.jp/">http://mainichi.jp/</a>			
		朝日新聞 DIGITAL 「ネット託児、切実なニーズ、直視を」 2014年3月20日 <a href="http://digital.asahi.com">http://digital.asahi.com</a>			
		「子ども虐待の予防とケアのすべて ハートライン」 Vol.111.118.121.125.128.133. 第一法規 2013.2014年			
		「難しい帰宅判断、生かされなかった虐待情報 大阪・西淀川の7歳男児死亡事件」産経新聞 2011年10月5日 msm 産経ニュース <a href="http://sankei.jp/msn.com">http://sankei.jp/msn.com</a>			
		大阪府子ども家庭センター「大阪子ども家庭白書」平成23年版(平成22年度事業概要)、2011年			
		産経新聞 2011年8月22日(千葉県 児童虐待 傷害の疑い) msm 産経ニュース <a href="http://sankei.jp/msn.com">http://sankei.jp/msn.com</a>			
		神奈川新聞 2013年4月23日「女児遺棄の疑いで母親と元交際相手を逮捕、容疑認め」 神奈川			
		総務省ホームページ(「児童虐待の防止等に関する政策評価」<評価の結果及び勧告>) 2014年1月11日参照			
		東京都福祉保健局「子供と家庭・女性福祉、母子保健施設概要 平成24年度」東京都福祉保健局少子社会対策部計画課、2012年3月発行			
		東京都福祉保健局「子供と家庭・女性福祉、母子保健施設概要 平成23年度」東京都福祉保健局少子社会対策部計画課、2011年3月発行			

## 資料4 児童虐待司法関係統計

### 表A 児童福祉法28条の事件

	受理			既済						未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	その他	
昭和27年	6	-	6	6	6	-	-	-	-	-
28	10	-	10	7	2	-	5	-	-	3
29	9	3	6	7	3	-	4	-	-	2
30	8	2	6	4	4	-	-	-	-	4
31	12	4	8	10	3	-	5	-	2	2
32	12	2	10	9	7	-	2	-	-	3
33	16	3	13	10	5	-	4	-	1	6
34	14	6	8	7	7	-	-	-	-	7
35	12	7	5	12	5	-	7	-	-	-
36	20	-	20	13	9	-	4	-	-	7
37	14	7	7	10	5	-	5	-	-	4
38	19	4	15	17	13	-	4	-	-	2
39	9	2	7	7	6	-	1	-	-	2
40	11	2	9	4	2	2	-	-	-	7
41	13	7	6	11	10	-	1	-	-	2
42	16	2	14	6	3	-	3	-	-	10
43	36	10	26	28	23	-	5	-	-	8
44	15	8	7	11	8	-	3	-	-	4
45	9	4	5	5	2	-	3	-	-	4
46	27	4	23	13	9	-	4	-	-	14
47	31	14	17 (-)	20	14	3	3	-	-	11
48	30	11	19 (-)	23	16	-	7	-	-	7
49	24	7	17 (-)	12	5	-	7	-	-	12
50	34	12	22 (-)	24	14	2	8	-	-	10
51	25	10	15 (-)	19	8	-	11	-	-	6
52	26	6	20 (-)	23	13	-	10	-	-	3
53	28	3	25 (-)	24	16	2	6	-	-	4
54	32	4	28 (3)	20	14	1	3	-	2	12
55	26	12	14 (-)	17	12	1	4	-	-	9
56	20	9	11 (-)	11	4	-	5	-	2	9
57	20	9	11 (-)	14	8	-	6	-	-	6
58	21	6	15 (-)	18	10	-	8	-	-	3
59	23	3	20 (-)	17	14	-	3	-	-	6
60	18	6	12 (-)	16	16	-	-	-	-	2
61	14	2	12 (-)	14	9	-	5	-	-	-
62	13	-	13 (-)	7	4	-	3	-	-	6
63	21	6	15 (-)	18	10	-	8	-	-	3
平成元年	17	3	14 (-)	10	3	-	4	-	3	7
2	44	7	37 (-)	33	19	2	12	-	-	11
3	32	11	21 (-)	25	17	-	8	-	-	7
4	26	7	19 (1)	22	18	-	4	-	-	4
5	19	4	15 (-)	12	6	-	6	-	-	7
6	35	7	28 (-)	20	12	-	8	-	-	15
7	51	15	36 (1)	43	18	1	22	-	2	8
8	62	8	54 (-)	51	39	-	12	-	-	11
9	74	11	63 (1)	49	36	-	13	-	-	25
10	90	25	65 (1)	69	40	1	26	-	2	21
11	118	21	97	81	58	-	23	-	-	37
12	179	37	142	142	101	6	35	-	-	37
13	206	37	169	170	131	2	36	-	1	36
14	165	36	129	133	93	6	34	-	-	32
15	184	32	152	139	106	4	24	-	5	45
16	279	45	234	221	163	9	44	-	5	58
17	242 [43]	58 [-]	184 [43]	195 [-]	141 [-]	6 [-]	40 [-]	-	8 [-]	47 [43]
18	260 [185]	47 [43]	213 [142]	204 [169]	169 [156]	2 [-]	32 [13]	-	1 [-]	56 [16]
19	302 [75]	55 [17]	247 [58]	241 [59]	195 [56]	4 [-]	42 [3]	-	-	61 [16]
20	260 [141]	61 [16]	199 [125]	197 [114]	169 [105]	3 [-]	25 [9]	-	-	63 [27]
21	265 [119]	63 [27]	202 [92]	207 [97]	174 [87]	4 [2]	29 [8]	-	-	58 [22]
22	295 [151]	58 [22]	237 [129]	234 [125]	192 [112]	8 [1]	32 [10]	-	2 [2]	61 [26]
23	296 [124]	61 [26]	235 [98]	228 [101]	183 [96]	5 [2]	38 [3]	-	2 [-]	68 [23]
24	368 [146]	68 [23]	300 [123]	295 [114]	244 [111]	9 [-]	38 [3]	-	4 [-]	73 [32]
25	349 [162]	73 [32]	276 [130]	272 [130]	188 [123]	19 [2]	62 [4]	-	3 [1]	77 [32]

注) ・ ( ) 内は渉外事件の内数  
 ・ 平成17年以降は28条1項と2項を掲載。□内は児童福祉法28条2項の事件数  
 ・ 「-」については該当数値のない場合  
 ・ 空欄については記載なし  
 ・ 昭和27年以前は独立した項目として計上されていない

資料： 最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27年～平成25年

表B 親権または管理権の喪失の宣告及びその取消し（全国家庭裁判所）

	受理			既済						未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	移送	その他	
昭和23年			229	146	55	7	80	4		83
24			258	247	110	15	117	5		90
25			246	241	86	28	125	2		97
26			261	262	82	22	153	5		96
27	501	96	405	387	127	35	217	8	-	114
28	452	114	338	314	98	28	175	12	1	138
29	731	137	594	558	152	34	352	15	5	173
30	568	173	395	436	115	26	275	14	6	132
31	414	132	282	306	87	20	194	4	1	108
32	333	108	225	211	48	8	147	6	2	122
33	366	122	244	253	84	16	139	8	6	113
34	295	113	182	185	40	13	125	4	3	110
35	266	110	156	178	53	8	113	3	1	88
36	226	88	138	150	34	11	99	2	4	76
37	211	76	135	136	31	5	100	-	-	75
38	221 (5)	75 (2)	146 (3)	136 (3)	34	-	97	2	3	85 (2)
39	176 (2)	85 (2)	91 (-)	109 (2)	24	8	74	2	1	67 (-)
40	203 (6)	67 (-)	136 (6)	125 (1)	31	3	90	1	-	78 (5)
41	177 (5)	78 (5)	99 (-)	115 (-)	23	11	81	-	-	62 (5)
42	159 (6)	62 (5)	97 (1)	104 (1)	14	6	80	3	1	55 (5)
43	151 (10)	55 (5)	96 (5)	89 (2)	11	16	60	1	1	62 (8)
44	159 (10)	62 (8)	97 (2)	98 (2)	27	7	61	2	1	61 (8)
45	150 (11)	61 (8)	89 (3)	80 (4)	6	7	64	3	-	70
46	129 (12)	70 (7)	59 (5)	84 (7)	25	2	54	3	-	45 (5)
47	157	45	112 (1)	93	16	5	59	7	6	64
48	147	64	83 (2)	85	12	4	65	2	2	62
49	136	62	74 (5)	87	21	3	63	-	-	49
50	151	49	102 (-)	78	17	3	57	-	1	73
51	170	73	97	99	10	14	74	-	1	71
52	156	71	85 (9)	106	14	2	87	2	1	50
53	144	50	94 (9)	100	18	8	74	-	-	44
54	140	44	96 (11)	87	10	3	73	1	-	53
55	135	53	82 (2)	86	12	7	65	-	2	49
56	136	49	87 (-)	87	13	5	68	1	-	49
57	130	49	81 (2)	88	14	5	66	3	-	42
58	115	42	73 (1)	71	19	5	46	1	-	44
59	113	44	69 (6)	77	18	3	56	-	-	36
60	110	36	74 (1)	77	13	7	54	2	1	33
61	98	33	65 (2)	61	10	6	41	1	3	37
62	125	37	88 (2)	72	14	6	52	-	-	53
63	145	53	92	90	7	11	71	-	1	55
平成元年	160	55	105 (1)	111	16	9	82	4	-	49
2	130	49	81 (7)	65	10	6	49	-	-	65
3	164	65	99 (3)	112	23	7	65	10	7	52
4	134	52	82 (6)	82	8	11	61	-	2	52
5	106	52	54 (1)	71	5	12	53	-	1	35
6	147	35	112 (1)	82	3	6	71	2	-	65
7	131	65	66 (9)	97	15	10	58	2	12	34
8	156	34	122 (-)	103	13	19	70	-	1	53
9	161	53	108 (3)	107	21	8	77	-	1	54
10	166	54	112 (1)	102	18	11	71	1	1	64
11	152	64	88	100	20	12	67	-	1	52
12	160	52	108	109	13	11	82	-	3	51
13	153	51	102	89	17	8	63	-	1	64
14	194	64	130	142	17	18	100	-	7	52
15	155	52	103	102	7	29	65	-	1	53
16	167	53	114	115	30	24	61	-	-	52
17	191	52	139	137	22	18	94	-	3	54
18	179	54	125	139	15	20	102	-	2	40
19	143	40	103	103	15	11	76	-	1	40
20	179	40	139	130	20	18	89	-	3	49
21	159	49	110	111	21	11	74	-	5	48
22	195	48	147	136	16	32	84	-	4	59
23	178	59	119	127	14	25	88	-	-	51
24	総数	290	51	239	184	32	17	129	6	106
	うち親権喪失の審判	156	45	111	103	17	8	76	2	53
	うち親権停止の審判	120	...	120	69	14	7	44	4	51
	うち管理権喪失の審判	9	3	6	7	-	2	5	-	2
25	総数	421	106	315	300	92	42	164	2	121
	うち親権喪失の審判	164	53	111	104	25	6	72	1	60
	うち親権停止の審判	236	51	185	182	63	29	89	1	54
	うち管理権喪失の審判	16	2	14	12	3	6	3	-	4

注) ・ ( ) 内は渉外事件の内数  
 ・ 昭和23～26年については昭和27年版を参照  
 ・ 「-」については該当数値のない場合  
 ・ 空欄については記載なし  
 ・ 平成24年以降は親権停止の審判を含む

資料： 最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27年～平成25年

表C 親権喪失等・児童福祉法28条の新受件数

	親権喪失等	児福法28条		親権喪失等	児福法28条		親権喪失等	児福法28条
昭和23年	229		昭和45	89 (3)	5	平成4年	82 (6)	19 (1)
24	258		46	59 (5)	23	5	54 (1)	15 (-)
25	246		47	112 (1)	17 (-)	6	112 (1)	28 (-)
26	261		48	83	19 (-)	7	66 (9)	36 (1)
27	405	6	49	74 (5)	17 (-)	8	122 (-)	54 (-)
28	338	10	50	102 (-)	22 (-)	9	108 (3)	63 (1)
29	594	6	51	97 (8)	15 (-)	10	112 (1)	65 (1)
30	395	6	52	85 (9)	20 (-)	11	88	97
31	282	8	53	94 (9)	25 (-)	12	108	142
32	225	10	54	96 (11)	28 (3)	13	102	169
33	244	13	55	82 (2)	14 (-)	14	130	129
34	182	8	56	87 (-)	11 (-)	15	103	152
35	156	5	57	81 (2)	11 (-)	16	114	234
36	138	20	58	73 (1)	15 (-)	17	139	184 [43]
37	135	7	59	69 (6)	20 (-)	18	125	213 [142]
38	146 (3)	15	60	74 (1)	12 (-)	19	103	247 [58]
39	91 (-)	7	61	65 (2)	12 (-)	20	139	199 [125]
40	136 (6)	9	62	88 (2)	13 (-)	21	110	202 [92]
41	99 (-)	6	63	92 (2)	15 (-)	22	147	237 [129]
42	97 (1)	14	平成元年	105 (1)	14 (-)	23	119	235 [98]
43	96 (5)	26	2	81 (7)	37 (-)	24	239	300 [123]
44	97 (2)	7	3	99 (3)	21 (-)	25	315	276 [130]

- 注) ・ ( ) 内は渉外事件の内数  
 ・ 平成17年以降は児童福祉法28条1項と2項を記載。□内は28条2項の事件数  
 ・ 平成24年以降は親権停止の審判を含む  
 ・ 「-」については該当数値のない場合  
 ・ 昭和23～26年については昭和27年版を参照

資料： 最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27～平成22年

表D 親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て（全国家庭裁判所）

	受理			既済					未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	
昭和28年			46						
29			27						
30			19						
31			28						
32			19						
33			35						
34			31						
35			30						
36			14						
37			10						
38			6						
39			10						
40			13						
41			7	…					
42			5	…					
43			18	…					
44			9	…					
45			8	…					
46			15	…					
47			9	…					
48			6	…					
49			5	…					
50			16	…					
51			10	…					
52			11	…					
53			4	…					
54			14	…					
55			14	…					
56	23	2	21	18	6	-	11	1	5
57	26	5	21	18	9	-	9	-	8
58	24	8	16	17	9	1	7	-	7
59	33	9	24	25	10	1	13	1	8
60	33	6	27	24	4	4	13	3	9
61	29	7	22	23	10	2	11	-	6
62	37	8	29	20	7	2	11	-	17
63	50	17	33	37	13	2	19	3	13
平成元年	59	13	46	40	23	1	16	-	19
2	44	19	25	27	10	3	14	-	17
3	40	17	23	30	12	3	14	1	10
4	29	10	19	23	10	2	10	1	6
5	48	6	42	39	22	3	11	3	9
6	56	9	47	38	17	4	15	2	18
7	50	18	32	40	6	2	31	1	10
8			52 (23)	46 (19)	12 (6)	6 (-)	26 (13)	2 (-)	16 (6)
9			55 (19)	57 (23)	21 (6)	1 (-)	34 (16)	1 (1)	14 (2)
10			53 (30)	57 (28)	28 (21)	7 (2)	22 (5)	-	10 (4)
11			55	49	19	6	22	2	16
12			65	68	26	2	37	3	12
13			68	53	19	10	21	3	27
14			65	68	17	21	29	19	24
15			75	74	31	8	34	1	25
16			82	74	23	11	40	-	33
17			106	108	36	15	56	1	31
18			94	101	38	17	43	3	24
19			96	92	39	7	40	6	28
20			100	105	36	12	51	6	23
21			123	115	58	9	38	10	31
22			99	92	49	12	25	6	38
23			131	129	69	15	39	6	40
24			225	213	134	9	49	21	52
25			259	272	166	22	69	15	38

注) ・ ( ) 内は特に親権喪失等に関して申立てが行われた数  
 ・ 「-」については該当数値のない場合、…については不詳、表示省略または調査対象外の場合  
 ・ 空欄については記載なし

資料： 最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27～平成25年



表E 児童との面会又は通信の制限の申立て（全国家庭裁判所）（特別家事審判規則18条の2）

	受理			既済					未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	
平成17年			6	6	2	1	3	-	-
18			7	5	1	-	2	2	2
19			8	7	3	-	4	-	3
20			2	4	-	-	4	-	1

注) ・「-」については該当数値のない場合  
 ・空欄については記載なし

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』平成17～平成20年

表F 児童の身辺へのつきまとい又は住所等の付近のはいかい禁止の申立て（全国家庭裁判所）（特別家事審判規則18条の2）

	受理			既済					未済
	総数	旧受	新受	総数	認容	却下	取下げ	その他	
平成20年			-	-	-	-	-	-	-
21			-	-	-	-	-	-	-
22			3	2	-	-	2	-	1
23			1	-	-	-	-	-	2
24			-	1	1	-	-	-	-
25			-	-	-	-	-	-	-

注) ・「-」については該当数値のない場合  
 ・空欄については記載なし

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』平成20～平成25年

表G 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（児童福祉法28条6項）

	28条1項容認審判		28条2項容認審判	
	総数	うち勧告のあったもの	総数	うち勧告のあったもの
平成17年度	121	15	84	17
18	164	22	69	6
19	165	23	68	10
20	145	16	88	7
21	152	20	77	22
22	176	22	89	8
23	162	19	82	13

資料：最高裁判所事務総局家庭局『児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情 平成17年4月1日～平成18年3月31日』  
 『同 平成18年4月1日～平成19年3月31日』  
 『同 平成19年4月1日～平成20年3月31日』  
 『同 平成20年1月1日～平成20年12月31日』  
 『同 平成21年1月1日～平成21年12月31日』  
 『同 平成22年1月1日～平成22年12月31日』  
 『同 平成23年1月1日～平成23年12月31日』

表H 施設入所等の措置の期間の更新回数（児童福祉法28条2項）

	承認の対象			合計
	1回目の期間更新	2回目の期間更新	3回目の期間更新	
平成19年度	40	28	-	68
平成20年	41	47	-	88
平成21年	60	17	-	77
平成22年	50	15	24	89
平成23年	40	31	11	82

資料：最高裁判所事務総局家庭局『児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情平成19年4月1日～平成20年3月31日』  
 『同 平成20年1月1日～平成20年12月31日』  
 『同 平成21年1月1日～平成21年12月31日』  
 『同 平成22年1月1日～平成22年12月31日』  
 『同 平成23年1月1日～平成23年12月31日』

表Ⅰ 児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数

	児童福祉法28条第1項・第2項による措置		親権喪失宣告の請求		後見人選任の請求		後見人解任の請求	
	請求件数	承認件数	請求	承認	請求	承認	請求	承認
昭和49年度	14	10	5	—	70	57	2	2
50	10	2	4	—	51	46	—	—
51	9	6	—	—	27	26	1	1
52	5	5	—	—	49	50	2	2
53	8	7	—	—	32	30	2	1
54	5	4	1	1	40	33	1	1
55	2	1	—	—	37	41	1	1
56	2	2	1	—	21	23	—	—
57	6	3	3	2	23	21	1	1
58	4	4	—	1	25	26	—	—
59	14	13	2	—	21	17	—	—
60	3	3	1	—	25	19	—	—
61	—	1	—	1	14	18	—	—
62	5	5	—	—	11	11	—	—
63	6	3	1	—	9	8	1	1
平成元年度	3	—	—	—	8	8	—	—
2	19	15	2	—	8	4	—	—
3	10	9	2	3	15	13	—	—
4	7	5	1	1	9	8	—	—
5	5	1	1	—	7	6	—	—
6	4	3	1	1	8	4	1	1
7	31	11	2	—	7	4	—	—
8	35	19	3	—	10	8	—	—
9	49	36	3	1	8	7	2	2
10	39	22	9	2	10	5	—	—
11	88	48	1	6	14	8	1	1
12	127	87	8	—	7	3	—	—
13	134	99	4	1	11	6	—	1
14	117	87	3	3	9	10	—	—
15	140	105	3	—	8	6	—	—
16	186	147	4	1	7	8	—	—
17	176	147	2	2	6	5	—	—
18	185	163	3	2	4	4	1	—
19	235	182	4	1	14	9	2	2
20	230	173	3	2	9	8	—	—
21	230	214	3	2	14	9	1	1
22	255	239	16	2	5	9	1	1
23	267	218	9	6	8	7	—	—
24	294	244	38	14	26	21	—	—

注) 「—」については係数のない場合

平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告（厚生省報告例）』昭和49年度～平成11年度  
 厚生労働省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』平成12年度～平成20年度  
 厚生労働省大臣官房統計情報部『福祉行政報告例』平成21年度～平成24年度

表Ⅱ 児童相談所における知事勧告件数及び家庭裁判所勧告件数

	知事勧告	家庭裁判所勧告
平成17年度	—	9
18	1	16
19	2	31
20	2	35
21	—	34
22	—	16
23	—	15
24	—	5

注) 「—」については係数のない場合

平成22年度については、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』平成15年度～平成20年度  
 厚生労働省大臣官房統計情報部『福祉行政報告例』平成21年度～平成24年度

表K 児童相談所における児童虐待相談の対応件数（立入調査・警察官の同行）

	立入調査	警察官の同行
平成15年度	249	247
16	287	364
17	243	320
18	238	340
19	199	342

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）』平成15年度～平成19年度

表L 嬰兒殺の検挙人員

	認知件数	検挙件数	検挙人員			
			計	男	女	女子比
昭和48年	196	156	145	11	134	92.4
49	190	160	153	13	140	91.5
50	207	177	156	17	139	89.1
51	183	161	152	19	133	87.5
52	187	168	151	12	139	92.1
53	163	149	137	12	125	91.2
54	165	142	120	9	111	92.5
55	167	154	122	7	115	94.3
56	138	123	111	9	102	91.9
57	138	124	118	9	109	92.4
58	146	127	106	6	100	94.3
59	112	106	97	9	88	90.7
60	129	120	109	10	99	90.8
61	99	93	78	3	75	69.2
62	107	102	87	5	82	94.3
63	91	78	70	4	66	94.3
平成元年	85	74	56	5	51	91.1
2	82	81	69	3	66	95.7
3	71	64	47	2	45	95.7
4	67	57	49	1	48	98.0
5	66	63	57	5	52	91.2
6	45	43	34	2	32	94.1
7	52	49	38	4	34	89.5
8	52	51	39	6	33	84.6
9	41	40	38	3	35	92.1
10	38	37	32	4	28	87.5
11	26	24	19	-	19	100
12	33	31	29	4	25	86.2
13	40	33	35	4	31	88.6
14	29	25	21	1	20	95.2
15	27	26	18	6	12	66.7
16	24	23	21	1	20	95.2
17	27	23	19	1	18	94.7
18	22	21	17	1	16	94.1
19	23	22	18	0	18	100
20	28	25	19	2	17	89.4
21	17	17	12	1	11	91.6
22	13	11	10	1	9	90.0
23	20	20	19	0	19	100
24	13	12	11	0	11	100

注) ・「-」については該当数値のないもの

資料：警察庁 犯罪統計書 『昭和48年の犯罪』～『平成24年の犯罪』平成12年以降は警察庁のホームページ上で情報公開されている。

表M 児童虐待に係る検挙件数・検挙人員

	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
①検挙件数											
平成11年	120	19	42	15	1	-	12	3	20	4	19
12	186	31	92	20	4	-	15	9	13	2	20
13	189	31	97	23	8	-	4	5	17	3	24
14	172	19	94	18	5	1	7	4	20	-	22
15	157	23	80	17	6	-	6	3	16	3	20
16	229	30	128	22	16	1	15	8	12	3	16
17	222	24	125	17	9	-	16	7	7	2	32
18	297	48	133	15	14	1	14	26	20	2	39
19	300	39	156	15	16	2	22	10	16	1	38
20	307	45	135	19	19	5	16	18	18	2	49
21	335	23	183	12	22	4	26	18	7	4	48
22	354	27	201	14	35	4	16	10	16	1	44
23	384	31	191		41	5	22	15	14	1	64
24	472	31	227		76	3	33	33	9	1	59
②検挙人員											
平成11年	130	20	48	18	1	-	12	3	22	5	19
12	208	35	105	26	4	-	15	9	17	3	20
13	216	38	109	32	9	-	4	5	23	3	25
14	184	20	101	20	5	1	7	4	25	-	21
15	183	26	98	25	6	-	6	3	20	4	20
16	253	33	142	29	16	1	16	8	16	3	18
17	242	25	141	19	9	-	16	7	8	3	33
18	329	49	153	19	15	1	14	27	27	3	40
19	323	39	171	17	16	3	22	10	21	1	40
20	319	45	144	23	18	5	16	17	21	3	50
21	356	25	196	14	22	6	26	18	9	5	49
22	387	29	220	18	37	7	16	11	20	1	46
23	409	32	203	20	41	6	22	15	23	1	66
24	486	31	235	10	76	3	33	33	14	1	60

注) ・無理心中及び出産直後の嬰兒殺を除く

・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)

・「-」については該当数値が0のとき又は非該当のとき

・空欄については記載なし

資料：法務省法務総合研究所 『犯罪白書』平成11年～24年版 大蔵省印刷局（～平成12年）、財務省印刷局（平成13・14年）、国立印刷局（平成15年～）

表N 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（事件別）

1) 全事件

年	加害者				母親等			
	実父	養父・継父	父親等 母親の内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他 (女性)
平成12年	60	22	47	8	64	1		6
13	50	31	46	9	74	2		4
14	43	34	34	5	60	3		5
15	49	40	23	7	58	2		4
16	81	41	30	11	72	7		11
17	77	47	43	1	69	3		2
18	86	56	52	24	96	8		7
19	91	55	46	23	97	1	-	10
20	85	66	52	18	95	2	-	1
21	118	67	53	13	98	2	-	5
22	109	86	64	9	108	4	3	4
23	134	82	60	10	119	1	2	1
24	186	100	77	15	102	4	2	-

2) 殺人

年	加害者				母親等			
	実父	養父・継父	父親等 母親の内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他 (女性)
平成12年	9	-	3	-	23	-		-
13	5	-	4	1	26	-		2
14	3	1	-	-	15	-		1
15	6	1	3	-	16	-		-
16	7	2	-	1	21	1		1
17	2	1	2	-	20	-		-
18	10	2	3	-	34	-		-
19	7	-	-	1	29	-	-	2
20	8	-	1	1	34	1	-	-
21	6	-	1	-	17	-	-	1
22	4	2	1	-	22	-	-	-
23	6	1	1	-	24	-	-	-
24	4	1	-	-	26	-	-	-

注) 無理心中、出産直後の嬰兒殺を除く

3) 傷害・傷害致死

年	加害者				母親等			
	実父	養父・継父	父親等 母親の内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他 (女性)
平成12年	28 (8)	10 (-)	31 (7)	3 (-)	26 (9)	1 (-)		6 (2)
13	30 (5)	14 (3)	31 (9)	3 (2)	27 (10)	2 (2)		2 (1)
14	23 (2)	14 (2)	29 (4)	4 (1)	24 (7)	3 (2)		4 (2)
15	25 (5)	24 (5)	17 (4)	1 (1)	27 (8)	2 (-)		2 (2)
16	48 (10)	20 (2)	21 (2)	6 (2)	32 (9)	6 (1)		9 (3)
17	48 (7)	23 (1)	28 (2)	-	37 (8)	3 (1)		2 (-)
18	42 (5)	26 (3)	29 (3)	6 (1)	36 (5)	8 (-)		6 (2)
19	57 (4)	24 (2)	28 (2)	11 (3)	44 (6)	1 (-)	-	6 (-)
20	48 (8)	24 (2)	29 (3)	6 (2)	35 (7)	1 (-)	-	1 (1)
21	78 (2)	29 (-)	31 (3)	4 (1)	48 (7)	2 (1)	-	4 (-)
22	64 (4)	48 (5)	42 (2)	1 (-)	57 (6)	4 (1)	2 (-)	2 (-)
23	67 (6)	24 (2)	37 (3)	6 (1)	66 (7)	-	2 (-)	1 (1)
24	91 (1)	34 (-)	48 (2)	8 (1)	48 (6)	4 (-)	2 (-)	-

注) () 内は傷害致死事件の内数  
傷害事件数には傷害致死事件数も含まれる

4) 暴行

年	加害者				母親等			
	実父	養父・継父	父親等 母親の内縁の夫	その他 (男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他 (女性)
平成12年	1	1	1	-	1	-		-
13	5	-	2	-	2	-		-
14	2	-	1	-	2	-		-
15	4	-	1	-	-	-		1
16	7	2	4	-	3	-		-
17	4	2	1	-	2	-		-
18	7	5	1	1	1	-		-
19	6	1	5	-	4	-	-	-
20	10	2	3	1	2	-	-	-
21	7	5	3	-	7	-	-	-
22	12	8	7	4	4	-	1	1
23	22	8	6	-	4	1	-	-
24	44	15	8	2	7	-	-	-

5) 逮捕監禁

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年								
13								
14	-	1	-	-	-	-	-	-
15								
16	-	-	-	-	1	-	-	-
17								
18	-	-	-	-	1	-	-	-
19	1	-	1	-	1	-	-	-
20	-	1	1	2	7	-	-	-
21	2	1	-	1	2	-	-	-
22	1	1	2	-	3	-	-	-
23	4	-	-	-	2	-	-	-
24	1	-	-	1	1	-	-	-

6) 強姦

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年								
13	5	2	7	1	-	-	-	-
14	1	1	-	2	-	-	-	-
15	2	4	1	-	-	-	-	-
16	1	3	-	2	-	-	-	-
17	9	4	1	1	1	-	-	-
18	6	6	3	1	-	-	-	-
19	4	6	3	1	-	-	-	-
20	6	11	2	2	1	-	-	-
21	5	5	2	3	1	-	-	-
22	9	10	5	1	1	-	-	-
23	5	6	5	-	-	-	-	-
24	2	10	3	-	-	-	-	-
24	10	14	7	2	-	-	-	-

7) 強制わいせつ

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年								
13	2	1	3	3	-	-	-	-
14	1	1	3	-	-	-	-	-
15	1	2	1	-	-	-	-	-
16	-	1	-	2	-	-	-	-
17	-	6	1	1	-	-	-	-
18	2	4	1	-	-	-	-	-
19	4	7	5	10	1	-	-	-
20	-	5	4	1	-	-	-	-
21	4	8	4	1	-	-	-	-
22	2	7	7	2	-	-	-	-
23	1	3	5	1	1	-	-	-
24	2	10	3	-	-	-	-	-
24	10	16	5	2	-	-	-	-

8) 保護責任者遺棄

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年								
13	3	1	1	-	12	-	-	-
14	3	2	1	-	17	-	-	-
15	5	-	1	-	19	-	-	-
16	4	2	-	-	13	-	-	1
17	4	-	-	-	11	-	-	1
18	1	-	-	-	7	-	-	-
19	6	-	2	-	18	-	-	1
20	2	-	1	1	15	-	-	2
21	1	-	3	-	17	-	-	-
22	1	-	1	-	7	-	-	-
23	3	-	-	-	16	-	-	1
24	8	1	1	1	12	-	-	-
24	4	1	-	-	9	-	-	-

9) 重過失致死傷

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	1	-	-	-	2	-	-	-
13	1	-	1	-	1	-	-	-
14	-	-	-	-	-	-	-	-
15	4	2	-	-	13	-	-	1
16	2	-	-	-	1	-	-	-
17	1	-	-	-	2	-	-	-
18	1	-	-	-	2	-	-	-
19	1	-	-	-	-	-	-	-
20	1	-	-	-	2	-	-	-
21	2	-	1	-	2	-	-	-
22	-	-	-	-	1	-	-	-
23	-	-	-	-	1	-	-	-
24	-	-	-	-	1	-	-	-

10) その他(児童福祉法違反、青少年保護条例違反など)

加害者 年	父親等				母親等			
	実父	養父・継父	母親の内縁の夫	その他(男性)	実母	養母・継母	父親の内縁の妻	その他(女性)
平成12年	11	7	1	1	-	-	-	-
13	4	13	4	3	1	-	-	-
14	7	12	1	1	-	-	-	-
15	8	8	2	2	-	-	-	-
16	4	7	3	2	2	-	-	-
17	13	11	8	-	1	-	-	-
18	12	10	9	6	3	-	-	-
19	11	14	5	7	3	-	-	-
20	8	26	9	4	3	-	-	-
21	11	15	4	5	14	-	-	-
22	19	18	2	3	4	-	-	-
23	18	31	7	1	9	-	-	-
24	22	19	9	-	10	-	-	-

- 注) ・加害者の「その他」について平成18年までは祖父母等である。平成19年は祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。
- ・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)
- ・「-」については該当数値が0のとき又は非該当のとき
- ・空欄については記載なし

資料： 法務省法務総合研究所 「犯罪白書」 平成11年～25年版 大蔵省印刷局(～平成12年)、財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年～)

表O 児童虐待に係る加害者と被害者との関係 (年別)

①平成12年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	208	35	105	26	4		15	9	17	3	20
父親等	137	12	72	15	3		15	9	5	1	20
実父	60	9	28	8	1		5	2	3	1	11
養父・継父	22	—	10	—	1		2	1	1	—	7
母親の内縁の夫	47	3	31	7	1		7	3	1	—	1
その他	8	—	3	—	—		1	3	—	—	1
母親等	71	23	33	11	1		—	—	12	2	—
実母	64	23	26	9	1		—	—	12	2	—
養母・継母	1	—	1	—	—		—	—	—	—	—
その他	6	—	6	2	—		—	—	—	—	—

②平成13年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	216	38	109	32	9		4	5	23	3	25
父親等	136	10	78	19	7		4	5	6	2	24
実父	50	5	30	5	5		1	1	3	1	4
養父・継父	31	—	14	3	—		1	1	2	—	13
母親の内縁の夫	46	4	31	9	2		—	3	1	1	4
その他	9	1	3	2	—		2	—	—	—	3
母親等	80	28	31	13	2		—	—	17	1	1
実母	74	26	27	10	2		—	—	17	1	1
養母・継母	2	—	2	2	—		—	—	—	—	—
その他	4	2	2	1	—		—	—	—	—	—

③平成14年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	184	20	101	20	5	1	7	4	25	—	21
父親等	116	4	70	9	3	1	7	4	6	—	21
実父	43	3	23	2	2	—	2	1	5	—	7
養父・継父	34	1	14	2	—	1	4	2	—	—	12
母親の内縁の夫	34	—	29	4	1	—	1	1	1	—	1
その他	5	—	4	1	—	—	—	—	—	—	1
母親等	68	16	31	11	2	—	—	—	19	—	—
実母	60	15	24	7	2	—	—	—	19	—	—
養母・継母	3	—	3	2	—	—	—	—	—	—	—
その他	5	1	4	2	—	—	—	—	—	—	—

④平成15年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	183	26	98	25	6		6	3	20	4	20
父親等	119	10	67	15	5		6	3	6	2	20
実父	49	6	25	5	4		1	—	4	1	8
養父・継父	40	1	24	5	—		3	1	2	1	8
母親の内縁の夫	23	3	17	4	1		—	—	—	—	2
その他	7	—	1	1	—		2	2	—	—	2
母親等	64	16	31	10	1		—	—	14	2	—
実母	58	16	27	8	—		—	—	13	2	—
養母・継母	2	—	2	—	—		—	—	—	—	—
その他	4	—	2	2	1		—	—	1	—	—

⑤平成16年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	253	33	142	29	16	1	16	8	16	3	18
父親等	163	10	95	16	13	—	15	8	4	2	16
実父	81	7	48	10	7	—	9	—	4	2	4
養父・継父	41	2	20	2	2	—	4	6	—	—	7
母親の内縁の夫	30	—	21	2	4	—	1	1	—	—	3
その他	11	1	6	2	—	—	1	1	—	—	2
母親等	90	47	47	13	3	1	1	—	12	1	2
実母	72	32	32	9	3	1	1	—	11	1	2
養母・継母	7	6	6	1	—	—	—	—	—	—	—
その他	11	9	9	3	—	—	—	—	1	—	—



⑥平成17年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	242	25	141	19	9	-	16	7	8	3	33
父親等	168	5	99	10	7	-	16	7	1	1	32
実父	77	2	48	7	4	-	6	2	1	1	13
養父・継父	47	1	23	1	2	-	6	4	-	-	11
母親の内縁の夫	43	2	28	2	1	-	3	1	-	-	8
その他	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
母親等	74	20	42	9	2	-	-	-	7	2	1
実母	69	20	37	8	2	-	-	-	7	2	1
養母・継母	3	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-
その他	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-

⑦平成18年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	329	49	153	19	15	1	14	27	27	3	40
父親等	218	15	103	12	14	-	14	26	8	1	37
実父	86	10	42	5	7	-	4	4	6	1	12
養父・継父	56	2	26	3	5	-	6	7	-	-	10
母親の内縁の夫	52	3	29	3	1	-	3	5	2	-	9
その他	24	-	6	1	1	-	1	10	-	-	6
母親等	111	34	50	7	1	1	-	1	19	2	3
実母	96	34	36	5	1	1	-	1	18	2	3
養母・継母	8	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	7	-	6	2	-	-	-	-	1	-	-

⑧平成19年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	323	39	171	17	16	3	22	10	21	1	40
父親等	215	8	120	11	12	2	21	10	4	1	37
実父	91	7	57	4	6	1	6	-	2	1	11
養父・継父	55	-	24	2	1	-	11	5	-	-	14
母親の内縁の夫	46	-	28	2	5	1	2	4	1	-	5
その他(男性)	23	1	11	3	-	-	2	1	1	-	7
母親等	108	31	51	6	4	1	1	-	17	-	3
実母	97	29	44	6	4	1	1	-	15	-	3
養母・継母	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	10	2	6	-	-	-	-	-	2	-	-

⑨平成20年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	319	45	144	23	18	5	16	17	21	3	50
父親等	221	10	107	15	16	4	15	17	4	1	47
実父	85	8	48	8	10	-	5	4	1	1	8
養父・継父	66	-	24	2	2	1	5	8	-	-	26
母親の内縁の夫	52	1	29	3	3	1	2	4	3	-	9
その他(男性)	18	1	6	2	1	2	3	1	-	-	4
母親等	98	35	37	8	2	1	1	-	17	2	3
実母	95	34	35	7	2	1	1	-	17	2	3
養母・継母	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-

⑩平成21年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	356	25	196	14	22	6	26	18	9	5	49
父親等	251	7	142	6	15	4	25	18	2	3	35
実父	118	6	78	2	7	2	9	2	1	2	11
養父・継父	67	-	29	-	5	1	10	7	-	-	15
母親の内縁の夫	53	1	31	3	3	-	5	7	1	1	4
その他(男性)	13	-	4	1	-	1	1	2	-	-	5
母親等	105	18	54	8	7	2	1	-	7	2	14
実母	98	17	48	7	7	2	1	-	7	2	14
養母・継母	2	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	5	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-

⑪平成22年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	387	29	220	18	37	7	16	11	20	1	46
父親等	268	7	155	11	31	4	16	10	3	-	42
実父	109	4	64	4	12	1	5	1	3	-	19
養父・継父	86	2	48	5	8	1	6	3	-	-	18
母親の内縁の夫	64	1	42	2	7	2	5	5	-	-	2
その他(男性)	9	-	1	-	4	-	-	1	-	-	3
母親等	119	22	65	7	6	3	-	1	17	1	4
実母	108	22	57	6	4	3	-	1	16	1	4
養母・継母	4	-	4	1	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	3	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	4	-	2	-	1	-	-	-	1	-	-

⑫平成23年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	409	32	203	20	41	6	22	15	23	1	66
父親等	286	8	134	12	36	4	21	15	11	-	57
実父	134	6	67	6	22	4	7	2	8	-	18
養父・継父	82	1	24	2	8	-	7	10	1	-	31
母親の内縁の夫	60	1	37	3	6	-	5	3	1	-	7
その他(男性)	10	-	6	1	-	-	2	-	1	-	1
母親等	123	24	69	8	5	2	1	-	12	1	9
実母	119	24	66	7	4	2	1	-	12	1	9
養母・継母	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-

⑬平成24年

加害者	総数	殺人	傷害		暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他
			致死								
総数	486	31	235	10	76	3	33	33	14	1	60
父親等	378	5	181	4	69	2	33	33	5	-	50
実父	186	4	91	1	44	1	10	10	4	-	22
養父・継父	100	1	34	-	15	-	14	16	1	-	19
母親の内縁の夫	77	-	48	2	8	-	7	5	-	-	9
その他(男性)	15	-	8	1	2	1	2	2	-	-	-
母親等	108	26	54	6	7	1	-	-	9	1	10
実母	102	26	48	6	7	1	-	-	9	1	10
養母・継母	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-
父親の内縁の妻	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
その他(女性)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注) ・無理心中及び出産直後の嬰兒殺を除く

- ・加害者の「その他」について平成18年までは祖父母等である。平成19年は祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。
- ・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)
- ・「-」については該当数が0のとき又は非該当のとき
- ・空欄については記載なし

資料：法務省法務総合研究所『犯罪白書』平成13年～25年版 財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年～)

平成24・25年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究(第7報)  
児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究  
第6期(2010年4月から2012年3月まで)

平成27年 3月31日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会  
子どもの虹情報研修センター  
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)  
編集 子どもの虹情報研修センター  
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地  
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091  
mail : info@crc-japan.net  
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 吉田 恒雄  
共同研究者 鈴木 博人  
田澤 薫  
横田 光平  
岩下 雅充  
加藤 洋子  
阿部 純一

印刷 (有)鶴見膳房 TEL. 045-501-5717(代)